



台北市日本工商会

2026

台湾政府政策に対する台北市日本工商会の提言と要望

目 次

1. はじめに	1
---------	---

2. 2025年版「白書」個別要望事項の台湾政府からの回答に対する 台北市日本工商会評価報告	2
---	---

3. 2026年「白書」主要なる政策提言 日台経済連携の更なる高度化に向けた「3つの解消」	4
--	---

第1章 日台経済連携の現状と課題	7
第2章 具体的な改善要望	10
1. 行政運用の非予見性の解消	10
(1) 許認可・交渉プロセスの透明化・迅速化	10
(2) 企業活動に対応した柔軟な行政対応の実現	10
2. 国際水準と乖離した規制の解消	10
(1) 投資・金融・資本市場関連規制の国際整合	10
(2) 関税引き下げ、非関税障壁解消、経済連携協定締結	11
3. 人材・電力の制約の解消	12
(1) 人材・労働力・電力不足の解消	12
(2) 多様な人的交流の促進	12
第3章 強靱で持続可能な台湾経済の実現に向けた提言	13
参 考 在台日本企業の直面する課題	14

4. 2026年「白書」要望事項一覧表	18
---------------------	----

5. 2026年「白書」要望事項	20
------------------	----

【行政運用の非予見性の解消】	20
許認可・交渉プロセスの透明化・迅速化	20
企業活動に対応した柔軟な行政対応の実現	29
【国際水準と乖離した規制の解消】	37
投資・金融・資本市場関連規制の国際整合	37
関税引き下げ、非関税障壁解消、経済連携協定締結	51
【人材・電力の制約の解消】	60
人材・労働力・電力不足の解消	60
多様な人的交流促進	83

1. はじめに

台北市日本工商会の台湾政府に対する『白書』は、2008年に提出した「要望書」に由来しており、2009年10月に初の『白書』を提出して以来、本年が18回目となる。当工商会約500社の法人会員の要望を『白書』という形で台湾政府に直接提言できることは、世界情勢や地政学的環境、市場環境が大きく変化する中、台湾で事業を展開する日系企業にとって大変貴重な機会である。

2026年版白書では、本年初めて加盟企業を対象として台湾の事業環境に関するアンケート調査を実施した。全会員の7割を超える企業から回答を得ることができ、製造業、商社、金融、建設、サービス業など幅広い業種の声を集約した結果、従来は個別案件や業界固有の問題と考えられていた課題の多くが、実は業界や企業規模を超えて共通する構造的課題であることが見えてきた。

そこで本年の「主要なる政策提言」では、従来の個別要望事項の積み上げに留まらず①予見性の低い行政運用、②国際水準と乖離した規制、③投資・事業活動上の人材・電力の制約という「3つの課題」を整理し、その解消を提言している。

日台間の貿易額は近年着実に拡大しており、半導体をはじめとするサプライチェーンを通じて、両者は既に極めて強く結び付いている。一方で、日本から台湾への投資件数は決して少なくないものの、一件当たりの投資規模は大型化しておらず、更なる発展余地が存在している。私たちは、その背景には一時的な要因だけではなく、台湾の事業環境に関わる構造的な課題も存在していると考えている。

また、本年の『白書』では、工商会加盟各社から寄せられた個別要望事項を51件掲載している。昨年の41件から増加したが、これは台湾経済の拡大や新たな事業機会の広がりを背景として、日本企業の期待や関心領域が一層広がっていることの表れでもあると考えている。当工商会としては、これらの個別要望事項についても関係省庁との対話を継続し、課題解決に向けた議論を積極的に支援していきたい。

さらに本年の『白書』では、政府トップレベルのリーダーシップのもと、国家発展委員会、関係省庁、そして当工商会が継続的に対話を行い、「3つの解消」の進捗を確認するフォローアップ・プラットフォームの設置も提案している。『白書』提出はゴールではなくスタートであり、今後も台湾政府との建設的な対話を通じて課題改善を進めていきたい。

今回提言する「3つの解消」は、日本企業のみ利益を求めるものではない。これらの課題が改善されれば、日本企業による大型投資の拡大、先端技術の導入、産業高度化の促進につながるだけでなく、欧米を含む世界各国からの投資拡大にもつながり、台湾の国際競争力向上に大きく貢献するものと確信している。

私たちは台湾の成功を自らの成功と考えている。今後も台湾政府と共に歩むパートナーとして、台湾経済・社会の持続的な発展と、日台関係の更なる深化に貢献していきたい。

最後に、『白書』の作成にご協力いただいた当工商会会員、事務局メンバー、日本台湾交流協会関係者、そして常に真摯に向き合っていただいている台湾政府の皆様へ深く感謝申し上げたい。

台北市日本工商会 理事長 増田 裕一

2. 2025年版「白書」個別要望事項の台湾政府からの回答に対する台北市日本工商会評価報告

一、総括

2025年版「白書」に対する台湾政府各機関からのご回答、ならびに国家発展委員会のご主催による早期交流会、個別会議及び全議題協調会議を通じた真摯かつ建設的なご対応に対し、まず深く感謝申し上げます。

本年は、従来の書面回答に加え、提言内容について主管機関と直接意見交換を行う機会が拡充され、工商会と台湾政府との政策対話がより実務的かつ建設的なものとなった。特に、「白書」提出後の早い段階から主管機関との交流機会を設けて頂いたことで、課題認識や政策目的に関する理解が深まり、今後の解決に向けた基盤強化につながったものと評価している。

2025年版「白書」で提起した41項目の個別要望事項について、提出企業及び関係部会による評価結果は以下の通りとなった。

二、評価結果

A評価	： 4項目	全体に占める比率	10%	(2024年	9%)
A－評価	： 11項目	全体に占める比率	27%	(2024年	32%)
B評価	： 16項目	全体に占める比率	39%	(2024年	32%)
C評価	： 10項目	全体に占める比率	24%	(2024年	27%)

各評価区分の定義は以下の通りである、

A評価：具体的進展があり、「実施済み」「実施予定」等の回答を頂き、早期解決が期待できる項目

A－評価：進展は見られるものの、今後の具体化を見守りたい項目

B評価：「要検討」「審議中」等で、継続的なフォローアップが必要な項目

C評価：「困難」「不可能」又は未回答等で、現時点では具体的進展が見られない項目

結果として、A評価及びA－評価を合わせた15項目について一定の前進が見られた一方、26項目については引き続き政府との対話及び検討が必要な状況にある。前年との比較では全体構成に大きな変化は見られないものの、多くの案件において議論の具体化が進んだものと受け止めている。

三、政府との対話プロセスの深化

本年の大きな成果の一つは、「白書」提出後のフォローアッププロセスの充実である。工商会からの提案を受け、従来の評価プロセスを待つことなく、主管機関との早期交流会を開催頂いた。

(1)早期交流会

12月4日：運輸観光・建設・エネルギー（計3件）

(2)個別会議

第1回 3月16日：エネルギー・電機電子・運輸観光・商社（計5件）

第2回 6月30日：合弁会社・運輸観光・エネルギー・医薬品医療機器（計6件）

これらの会議を通じて、計14項目について主管機関との直接対話が実現し、書面だけでは共有しきれない現場の課題や政策上の制約について理解を深めることができた。工商会としても、今後の「白書」運営における有効な取組みであったと評価している。

四、全議題協調会議

7月28日には、詹方冠 副主任委員主催による全議題協調会議を開催頂いた。

前半では、工商会が実施した会員アンケート結果を踏まえ、「3つの解消」を2026年版「白書」の主要政策提言の骨子とする考え方について説明し、率直な意見交換を行った。

後半では、

電業ライセンス申請プロセス、台湾ドル為替のEBS構築、越境EC規制、

医療制度への十分な資源投入

の4案件について重点的な議論を実施した。

今回も、工商会各部会より事前に議論したいポイントを提出したことで、限られた時間の中でも実質的かつ建設的な意見交換を行うことができた。改めて、詹副主任委員及び関係各機関の皆様の丁寧なご対応に感謝申し上げたい。

3. 2026年「白書」主要なる政策提言 日台経済連携の更なる高度化に向けた「3つの解消」

第1章 日台経済連携の現状と課題

第2章 具体的な改善要望

1. 行政運用の非予見性の解消

- (1) 許認可・交渉プロセスの透明化・迅速化
- (2) 企業活動に対応した柔軟な行政対応の実現

2. 国際水準と乖離した規制の解消

- (1) 投資・金融・資本市場関連規制の国際整合
- (2) 関税引き下げ、非関税障壁解消、経済連携協定締結

3. 人材・電力の制約の解消

- (1) 人材・労働力・電力不足の解消
- (2) 多様な人的交流の促進

第3章 強靱で持続可能な台湾経済の実現に向けた提言

参考 在台日本企業の直面する課題

主要なる政策提言 日台経済連携の更なる高度化に向けた「3つの解消」

現状

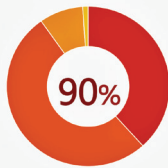
- 日本企業は、半導体・AIサプライチェーン、エネルギー転換、インフラ強靱化、医療の充実、ライフスタイル多様化など、様々な分野で台湾経済の発展に貢献してきた
- 台湾の事業環境に対する満足度を把握するため、初の会員企業アンケート調査を実施。その結果、全般的な評価は高い一方、行政対応や人材活用に課題が集中

日本企業の台湾の事業環境における満足度 n=368, 回答率74%

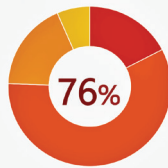
住環境・治安



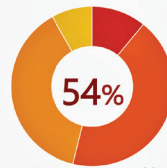
ビジネスインフラ



行政対応



人材確保・労働規制



■ 満足
■ やや満足
■ やや不満
■ 不満

*数字は満足・やや満足の合計

課題

在台湾日本企業の直面する3つの主要な障壁

1

予見性の低い行政運用

- 長期で煩雑な手続
- 不明確な審査過程
- 担当者等で異なる不透明な判断基準
- 縦割り・形式的な行政対応

【実際の事例】

- 公共工事の協議不全
事前想定のない費用や補償の交渉に応じず、安易な第三者調停選択による時間・金銭的負担
- 許認可の遅延
再生可能エネルギーでは売電許可が遅れたため、現金収入が遅れ資金繰り悪化、建設も度重なる仕様変更で着工遅延が発生
- 組織間連携の不足
中央・地方などステークホルダーの多い観光などの分野で、縦割的な組織構造により実効的な政策が実現できていない

2

国際水準と乖離した規制

- 過剰な輸入規制
- 厳格な台湾独自水準
- 保守的な金融規制や企業税制

【実際の事例】

- 食品輸入規制・独自水準
厳格な基準に加え、判断に一貫性がなく円滑な業務に支障
- 医薬品の不透明な算出方法
不透明な保険償還額の算定ルールによる一方的なリスク負担
- 再生可能エネルギー減資規制
台湾独自の減資規制で、新たな開発案件への再投資が困難
- 過度に保守的な金融規制
単体課税原則により、グループ内損益通算やリスク分散が難しく、機動的な投資判断を阻害

3

投資・事業活動上の人材・電力制約

- 人材や労働力不足
- 実態に即さない硬直的な労働規制
- 外国人の受入規制
- 電力供給への不安
- 高い用地取得難度

【実際の事例】

- 人材・労働力の不足
労働規制の硬直的な運用により、労働時間や残業規制等のルールが現場の実態と合わず、生産性向上や柔軟な人員配置の制約に。外国人労働者雇用規制が障壁となり、生産拡大、需要変化に必要な人員確保が困難
- 電力・用地確保の困難化
電力供給や用地確保が施設開発の制約となっている

日本企業の台湾投資の停滞、サプライチェーン弱体化、エネルギー転換の遅れ・・・

台湾経済・社会のレジリエンス向上に向けた
潜在力を十分に活かしきれない懸念

単一省庁の判断にとどまらない、台湾のレジリエンスに直結する課題であり、
かつ、スピード感のある課題解決を期待
政府トップレベルのリーダーシップによる抜本的な「3つの解消」

具体的な改善要望

1

行政運用の 非予見性の解消

1. 許認可・交渉プロセスの透明化・迅速化
2. 企業活動に対応した柔軟な行政対応の実現

【個別要望事項の例】

- 公共工事契約に係る交渉プロセスの抜本的な改善 (1)
- 電気事業ライセンス申請プロセスの合理化 (2)
- 医薬品償還に関する交渉プロセスの最適化 (4)
- たばこ規制における健康安全評価試験の標準化 (6)
- 薬事政策改革に関する患者の薬剤アクセス向上 (9)
- 自動車産業の輸出産業への構造展開支援策の検討 (11)
- 押印慣行の見直し (12)
- 昇降機の遠隔技術基準設定・点検保守制度見直し (13)

2

国際水準と乖離した規制の解消

1. 投資・金融・資本市場関連規制の国際整合
2. 関税引き下げ、非関税障壁解消、経済連携協定締結

【個別要望事項の例】

- 洋上風力国産化要求への柔軟な対応 (16)
- 洋上風力減資規制緩和 (17)
- 連結納税の要件緩和 (20)
- 金融機関のクラウドサービス利用規制見直し (24)
- OTC医薬品流通規制 (27)
- 食品表示法・輸入規制の明確化、照会窓口創設 (30)
- 自動車部品や酒類の関税引き下げ (31-33)

3

人材・電力の 制約の解消

1. 人材・労働力・電力不足の解消
2. 多様な人的交流促進

【個別要望事項の例】

- 労働時間の規制 (35-37)
- 労働法規の運用に関する参考指引・基準整備 (39)
- 雇用終了ルール明確化 (41)
- 新制度退職金の改善 (42)
- 外国人の特定業種における就労規制の緩和 (47)
- 基幹送電網整備遅延による出力抑制の解消 (48)
- 低炭素火力発電の技術開発・実証支援制度の創設 (50)
- 訪台外国人の増加取組 (51)

() 内は個別要望事項の番号

**定期的なフォローアッププラットフォームを新設し
「3つの解消」を共に推進**

半導体・AI、エネルギー転換、インフラ、医療等の重点政策領域へ、
日本の先駆的な技術・ノウハウや長期投資の導入を加速
**日本と台湾の更なる経済連携を通じ
強靱で持続可能な台湾経済・社会の共創へ**

第1章 日台経済連携の現状と課題

日台経済連携の現状

日本と台湾は長年にわたり深いパートナーシップを築いてきた。世界的な分断が進み、不確実性がますます高まる昨今の国際情勢において、日台パートナーシップの重要性は日増しに高まっている。日本企業はこれまで、投資や貿易、技術提供などを通じて、台湾社会や経済の発展を支えてきたと自負している。半導体・AIサプライチェーン、エネルギー転換、インフラ強靱化、医療・ヘルスケアの充実、日本の商品・サービスによる多様なライフスタイルの提供など、日本企業が貢献できる分野は多岐にわたる。

台北市日本工商会は今年、会員企業を対象に台湾の事業環境の満足度に関するアンケート調査を実施した。きっかけは会員企業から寄せられた公共工事の推進に関する切実な声である。我々はこれを個別事例ではなく、台湾の行政運用や事業環境における構造的な課題として捉え、実態把握を進めた。調査の結果、住環境・治安、ビジネスインフラ、人材・労働力確保と労働規制、行政対応の4つの設問全てにおいて「満足」「やや満足」の合計は半数を超えていた。日本企業の台湾におけるビジネス環境への全般的な満足度は高く、これは台湾政府の長年の各種支援の成果であり、感謝申し上げる次第である。

しかしながら、様々な業界から寄せられた個々の回答を読み解くと、台湾の事業環境に共通するいくつかの課題が浮かび上がってきた。事実、統計上も日本から台湾への直接投資額は、台湾から日本への直接投資額のわずか40%、1件あたりの平均投資金額も5分の1に留まり、日本企業による大規模投資は限定的である。これは、日本企業にとっての機会損失であるだけでなく、台湾にとっても投資、雇用、消費のポテンシャルを十分に活かせていないことを意味する。

こうした問題意識を踏まえ、本年の主要なる政策提言は例年よりも踏み込み、日本企業の台湾での事業活動における主な課題を整理し、各改善要望を提案している。テクノロジー、エネルギー、地政学など様々な側面から歴史的転換点を迎える中、AI・半導体産業の急速な拡大とサプライチェーン再編の加速を背景に、台湾はその中心的役割を担う存在として世界的な注目を集めている。そのプレゼンスをさらに高めていくためには、企業活動を支える制度や事業環境を継続的にアップデートし、更なる投資や事業展開を後押ししていくことが不可欠である。本提言が、日台パートナーシップを礎とした国際協調のもと、台湾の持続可能な成長や、諸外国と比肩する社会の発展の実現に資することを期待する。

在台日本企業の直面する課題

前述の会員企業を対象とした台湾の事業環境に関する満足度調査では、全般的な満足度は高かった一方で、様々な行政組織に共通する3つの課題が明らかになった。これらは、実際に、日本企業の台湾における事業展開や投資判断の足かせとなっている構造的課題である。

● 予見性の低い行政運用

調査では、産業の垣根を超え様々な企業から行政機関の対応や規制に対する課題が寄せられた。例えば、公共工事においては、追加業務の費用や予測困難な事態に対する交渉や調整が十分に行われず、安易に第三者調停に解決を委ねることで、大きな時間的・金銭的負担が発生している。これは企業が過剰なリスクを負っている状況であり、日本企業の公共入札への参画意欲を著しく損なっている。再生可能エネルギー分野においては、電気事業ライセンス（EBL）の審査プロセスが地方政府と経済部による二段階方式となっていることから、国際的に行われている並行審査と比較して審査が1年を超えるなど長期化することで、発電が開始しても収入が発生せず、キャッシュフローの悪化を招いている。他にも、訪台外国人数の拡大には省庁や中央・地方など様々なステークホルダーとの連携が不可欠であるが、縦割りの組織構造により実効的な政策実現に至っていないという指摘もあった。さらには、インフラや不動産等の開発や、輸入等に伴う行政手続において、非常に多くの時間とプロセスを要する点、更には担当者や管轄機関により回答が異なり、最終判断の予見性が低いことが事業計画に影響を与えているという不満が多く寄せられた。

● 国際水準と乖離した規制

過剰な輸入規制や実態に即さない労働規制等の硬直的な運用など、グローバルスタンダードと乖離した台湾独自の規制についても、多くの日本企業が課題と感じていることが明らかになった。食品を始めとする輸入では、国際水準と比較しより厳格な規制に加えて、判断に一貫性がないために円滑な事業運営に支障が生じている。同時に、並行輸入品の規制が十分でないために、正規の輸入事業者が多大な事業損失をもたらしている。医薬品分野でも、非合理的な薬価や保険償還額の算定ルールにより、企業は一方的な負担を強いられている。医薬品は市民の健康と福祉に直結するにも関わらず、台湾からの撤退を余儀なくされたケースも生じている。再生可能エネルギー分野では、総投資額の18%を払込資本金として保持し続けなければならないという他国と比較しても厳格な規制により、減資により資金を回収し新たな開発案件に充てることが難しくなっている。他にも、国際水準と乖離した保守的な金融規制や企業税制が金融機関の運営や企業の資金調達の懸念材料になっているという意見もあった。例えば、台湾の法人税は単体課税が原則とされており、グループ企業間の損益通算やリスク分散が難しく投資判断を慎重にさせる一因になる。企業活動において、法令や規制の遵守は当然の前提である。これらが非合理的であると、あらゆる企業が投資や市場参入を抑制する要因となる。

● 投資・事業活動上の人材・電力制約

企業の安定的な事業運営には人材の確保や安定したインフラが欠かせない。前述の通り、人材・労働力の確保は多くの企業において重要度の高い課題である。実際にアンケート調査においても、「人材・労働力確保並びに労働規制」に対し半数近い（46%）企業が何ら

かの不満を抱えており、慢性的な人手不足に陥っているとの切実な声が寄せられた。また、台湾の労働基準法の労働者保護を重視した制度運用の結果、一部において事業実態との乖離が生じ、企業運営の柔軟性を制約している。例えば、製造業など連続稼働が必要な業種において休日の振替に労働者との個別同意が必要で非効率な点、事前予測が困難で緊急性が高いインフラや生産設備の障害対応などの業務でも1日12時間以上の勤務が認められない点、4時間毎の30分休憩義務により却って拘束時間が伸びたりフレックス勤務の導入の足かせになっている点など多くの事例が挙げられている。更に、限られた労働力で生産性を向上させるには、柔軟な雇用や働き方の実現が不可欠であるにも関わらず、前述の硬直的な労働規制に加え、産業間の人材の偏りや、外国人労働者の受入れ規制が人材確保を一層困難にしている。インフラ面においても同様の懸念が強く、AI普及に伴う電力需要の急増が見込まれる中、電力の安定供給やグリーン電力の確保へ不安を示す回答が複数あった。電力や用地確保の難しさが事業投資の障壁となっている事例や、電力価格や不動産価格の高騰の影響も見受けられた。事業基盤となる人材・電力・用地が不安定な環境が、日本企業の事業拡大や投資判断を一層慎重にさせている。

日台経済連携強化に向けた「3つの解消」

上述の課題に対し、2026年の白書では①行政運用の非予見性の解消②国際水準と乖離した規制の解消③人材・電力の制約の解消の「3つの解消」を主要なる政策提言として申し入れたい。

上述した3つの主要な課題は、日本企業の台湾における事業展開や投資計画における障壁として立ちふさがり、看過できないリスクとして更なる投資意欲を削ぐ構造的課題と危機感をもって受け止めている。こうした構造的課題が改善されない場合、日本企業の台湾投資が停滞し、サプライチェーンの弱体化、エネルギー転換・ゼロエミッション対応の遅れ、医療福祉の脆弱化、先端産業協力機会の逸失などにより、結果として台湾経済や社会のレジリエンスや持続可能性の低下を招くことを危惧している。具体的な改善要望は次章以降で詳しく述べるが、政府トップレベルからトップダウンでの抜本的改革を主導することを期待したい。

参考：日本と台湾のカネ・ヒト・モノの相互流通における現状（2025年）

1. カネ（直接投資額）
台湾から日本への直接投資：22億米ドル（128件・1,690万米ドル/件）
日本から台湾への直接投資：9億米ドル（271件・320万米ドル/件）
2. ヒト（訪問人数）
台湾からの訪日人数：のべ673万人
日本からの訪台人数：のべ148万人
3. モノ（貿易輸出入額）
台湾から日本への輸出額：300億米ドル
日本から台湾への輸出額：549億米ドル

第2章 具体的な改善要望

1. 行政運用の非予見性の解消

(1) 許認可・交渉プロセスの透明化・迅速化

行政機関と企業の連携は円滑な事業活動に欠かせないプロセスであるが、前述の通り日本企業の台湾における事業活動においては、産業を問わず硬直的な行政体制や国際水準と乖離した規制が日本企業の台湾における事業拡大、投資判断の抑制要因となっている。縦割りの組織体制や、担当者・機関により異なる判断基準、長期間にわたる許認可・承認プロセスは、事業参入時の将来予見性を著しく低下させ、企業が積極的な投資判断を行うことを困難にしている。加えて、多くの情報や手続きが紙媒体かつ中国語であることも外資系企業の負担増に繋がっている。

例えば、公共工事における請負者の責によらない追加費用や工期延長に対する認定原則や当事者による実効的な調整体制の構築、医薬品の保険償還ルール透明化のための協議プロセスの整備、たばこの健康安全性評価試験の審査プロセスの明確化など、国際水準と比肩する行政体制へのアップデートにより、日本企業の円滑な事業運営や投資判断をご支援いただき、高いレジリエンスを備えたサステナブルな台湾経済・社会の実現に向け、共に着実な歩みを進めていけることを強く期待する。

(2) 企業活動に対応した柔軟な行政対応の実現

前項で述べた、許認可をはじめとする行政手続や公共事業の推進体制のアップデートに加え、企業実態を踏まえた対応の強化も求めたい。例として、薬事政策改革を通じた市民の医薬品アクセスの向上および医薬品供給のレジリエンス強化、自動車産業の輸出産業への構造転換を促すための支援策の検討、昇降機の遠隔監視・点検の社会実装に向けた技術基準・制度の整備など、補助金の活用や政策的な産業支援の充実は、日本企業にとって、投資判断上の不確実性を和らげ、台湾での事業展開、設備投資、研究開発の拡大を促す上で重要である。さらに、企業活動を支えする環境整備という観点からは、日々の業務の中で生じる事務負担の軽減も見逃せない。押印慣行の見直しを含む各種手続の効率化・デジタル化は、実務負担の軽減や行政手続の迅速化につながり、企業活動全体の生産性向上に資するものであり、こうした積み重ねもまた、台湾の事業環境の魅力向上に直結する。

2. 国際水準と乖離した規制の解消

(1) 投資・金融・資本市場関連規制の国際整合

日本と台湾は2011年に「日台民間投資取決め（投資協定）」を締結し、双方向の投資環境整備に取り組んできた。2021年に発表された熊本県へのTSMCの進出を契機に、台湾から日本への直接投資は増加傾向にある。他方で、日本から

台湾の直接投資は、台湾から日本の直接投資の40%以下と、双方の経済規模を比較しても極めて少ない。上述の行政体制の改善に加え、各種支援策の拡大や適用条件の緩和により、スタートアップを含む様々な企業による進出・投資を支援いただきたい。例えば、洋上風力発電事業者への「国産化要求」緩和の既存案件への遡及的適用や減資規制の緩和、専利法など知的財産関連制度の改善など、国際水準と整合性のある産業規制の実現をお願いしたい。

また、海外からの投資呼び込みには、企業の多様な資金調達手段も欠かせない。2024年に「アジア資産管理センター」構想が打ち出され、台湾市場をアジアを代表する金融ハブへアップデートさせる取組が進行していると理解している。一方で海外投資家の視点からは、なお制度上・運用上の制約が残っており、更なる金融市場の開放や取り扱い可能な金融商品の多様化などが求められる。金融機関のクラウドサービス利用規制の緩和や、「投資台湾三大方案」など政策協力融資の外資系銀行への解放による外資企業の資金調達手段の多様化、連結納税制度要件や不動産投資信託（REIT）の運用等、税務や金融制度の規制緩和により、企業が資産効率を高めつつ、新たな投資を行うための調達環境を形成することが必要である。また、国際的な投資家や台湾企業との連携を期待する外国企業の理解や信頼向上のため、資本規制・外為管理規制の緩和・国際標準化、リスクベースアプローチによる各種金融政策制度の運用、台湾企業の透明性のある情報開示体制の構築や、コーポレートガバナンスの高度化を図ることで、台湾企業のグローバル化を促進することにも繋がる。

（２）関税引き下げ、非関税障壁解消、経済連携協定締結

日台間の貿易は安定的に拡大しているが、更なる拡大には関税引き下げや非関税障壁の引き下げによる市場アクセスの拡大が欠かせない。

食品やOTC医薬品の輸入における、諸外国と比較し厳しい要件や頻繁に変わる条件は実質的な非関税障壁として機能している。同時に、非公式・違法な並行輸入品の市場流通は企業の公平な競争や安全で公正な市場の形成を阻害しており、適切な取り締まりをお願いしたい。また、日台間のモノの流通拡大におけるより効果的な施策として自動車部品、酒類等の関税引き下げや一部家電製品の貨物税減免も改善を望む。

また、自由で公平な経済連携の枠組み構築に向けて、台湾・日本両政府には、早期の包括的な経済連携協定締結を実現いただきたい。台湾政府は2021年にCPTPPへの加入申請を行っているが、引き続き加入に向けた各国への働きかけを継続いただくと同時に、日本政府が台湾政府の活動を積極的に支援することで、早期のCPTPP加入や日台間の経済連携協定締結を期待する。

3. 人材・電力の制約の解消

(1) 人材・労働力・電力不足の解消

台湾への進出・事業拡大にあたり、電力や人材等の事業資源の確保は欠かせない。人材・労働力確保はあらゆる企業の共通課題であり、今年も労働規制に関して複数の部会から個別要望事項が寄せられている。既に人口が減少局面に転じた台湾において、将来的な労働力の減少は必至のトレンドであり、労働力減少が見込まれる社会において労働者あたりの生産性向上は、優先的に取り組むべき課題である。台湾政府は省人化や無人化、AI導入など産業アップデートを積極的に推進しており、それは必要な対策であると理解する一方で、台湾における生産性向上の重要な制約要因のひとつは労働規制にあると考える。現行労働法制の硬直的な運用は、現代の労働スタイルに即した柔軟な働き方を妨げているだけでなく、企業にとっても適切な人員配置や組織活性化を妨げ、機動的な人事戦略の実行を困難にしており、実態にそぐわない規制の緩和や柔軟な規制運用など早急な改善を求める。また、新たな労働の担い手として、外国人労働者は高度人材、技能労働者いずれにおいても欠かせない存在であり、受入れ条件の緩和なども併せて要望する。

また、電力は企業活動に不可欠なインフラだが、台湾では電力を取り巻く懸案が長年山積しており、供給の安定性に懸念を抱く日本企業も多数存在する。半導体工場やデータセンター等、電力需要が拡大する一方で、発電量の確保と送配電網の整備はとりわけ重要な課題のひとつである。更に、原子力発電所再稼働に向けた検討が開始されたり、地政学的緊張の高まりの中でエネルギー自給の重要性が見直されるなど、台湾内外の環境も目まぐるしく変化をしている中、台湾政府においては、明確な方針の提示とそれに向けた力強い推進が求められる。産業の持続的な成長には、まず何よりも電力の安定供給が前提となることから、電力の安定供給に対する迅速かつ抜本的な対応策を講じることを強く求めたい。

(2) 多様な人的交流の促進

草の根的な人的交流は、友好的な日台関係や円滑な事業展開を支える極めて重要な土壌である。観光分野に目を向けると、訪日台湾人数673万人に対し訪台日本人数148万人と、4.5倍ものギャップがある。日本側で対応可能な事柄もあるが、台湾の環境にも改善の余地は大きい。具体的には、北部以外への観光客分散に向けた観光・文化コンテンツの発掘、公衆トイレの衛生改善、レンタカーや二次交通の整備などが挙げられる。観光産業は中央、地方、各地の事業者など様々なステークホルダーとの連携が欠かせない。プロモーションだけでなく観光インフラの改善、CIQ（関税・出入境管理・検疫）効率化、観光事業者の支援など多面的で実効的な施策推進を期待する。

交流の機会他にも、修学旅行や留学、企業連携など多岐にわたる。日本の修

学旅行は、現地学生との交流を通じた深い相互理解の場として最適であり、留学は将来日台の架け橋として活躍が期待される貴重な人材を育む機会である。台湾政府には、日本の修学旅行誘致拡大に向けた、中南部含む幅広い受入れ体制や受入時期の分散化、地域の特色を反映させた交流コンテンツ策定などご支援いただくと共に、台湾留学拡大に向けた情報発信や奨学金の充実化、企業の外国人材雇用推進やマッチングなど、留学経験を活かしたキャリア形成の仕組みづくりをお願いしたい。台湾進出を検討する企業にとっても、リアルな現地情報の入手や現地パートナー探しは困難が伴う。これら企業マッチングや、国際共同研究を通じた技術開発、人材育成など、企業間や産学連携のますますの拡大も期待したい。

第3章 強靱で持続可能な台湾経済の実現に向けた提言

我々日本企業は、投資や貿易を通じて、強靱で持続可能な台湾経済や社会の発展に貢献していきたいという強い想いを持っている。これは、国際社会に比肩する台湾社会の実現を目指す行政院の「行動創新AI内閣」の理念とも合致する。実際に、日本と台湾は少子高齢化やエネルギー・食料の輸入依存など、共通の社会課題を多く抱えている。そのため、2050年ネットゼロ達成に向けた再生可能エネルギーや水素等次世代エネルギー促進、創薬や再生医療、医療・介護機器など安定的な医療・介護インフラの構築、台湾経済の要である半導体サプライチェーンにおける化学品材料や精密機械、今後本格的な社会実装が期待されるAIソリューション、例年直接投資件数の上位を占める卸・小売や宿泊・飲食における日本流のおもてなしなど、日本が国際的にも先駆的な技術やノウハウ、独自の強みを持ち、台湾に貢献できる分野は少なくない。

本白書で提言した「3つの解消」は、台湾経済の競争力向上、産業高度化、投資拡大を通じた持続的成長の実現に資するものである。これらは、行政運用、規制、人材・労働力、エネルギー、金融など複数の政策分野にまたがっており、単一省庁による対応のみでは解決が難しい。また、制度改正や運用改善に加え、省庁横断的な調整や優先順位付けを必要とする案件も少なくない。そのため、政府トップレベルの強力なリーダーシップのもと、関係省庁の連携を促進し、組織の壁を超えた改革を推進いただくことを期待したい。そして行政院及び関係省庁と日本工商会との間で、「3つの解消」の進捗確認や課題共有を行う定期的なフォローアッププラットフォームの新設を切に希望したい。台湾が世界から選ばれる投資先として、より一層競争力を高めていくことを、同じ価値観を共有するパートナーとして我々も切に願っており、今後も共に考え、課題解決に向けて共に行動していきたい。

日本企業の抱える課題が解決され、透明性と予見性を備えた現代的な行政体制と事業環境が整うことで、日台の投資や経済連携は量・質ともに新たなステージへと飛躍していく。「日台友好」がより緊密な経済連携という実体を伴った関係として結実していく未来を期待したい。

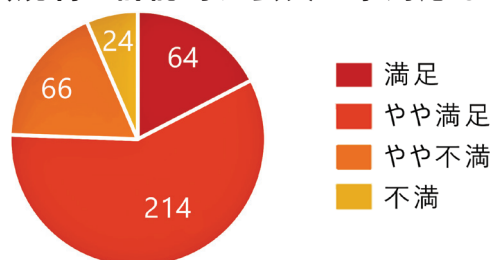
参 考 在台日本企業の直面する課題

台北市日本工商会では、在台日本企業の台湾におけるビジネス環境の実態や課題を明らかにするために、会員企業に対し台湾でのビジネス環境における満足度調査を行った。会員企業数の74%にあたる368件の回答を分析したところ、全ての設問で「満足」「やや満足」が過半数を占め、台湾における全般的な事業環境への満足度は概ね高いことが明らかになった。

しかし、一部では「予見性の低い行政運用」「国際水準と乖離した規制」「投資・事業活動上の人材・電力制約」の課題が存在し、日本企業の台湾における事業運営や投資判断の足かせとなっている実態も明らかになった。

また、上述の人材・労働力の確保に加え、電力の安定供給やグリーン電力の確保、用地の確保に不満があるという声も寄せられた。これらが適切に確保できないことで、事業計画の不透明さが高まり、リスクとして投資判断を慎重にならざるを得ない場面も生じてくる。実際に、電力や用地確保が、事業投資への現実的な障壁となっているという声や、電力価格の不安定さや急速な地価・不動産価格の高騰が、収益性へ影響を与えているという声もあった。

1. 台湾での行政対応（規制・許認可、公共工事対応など）に満足していますか



具体的な不満点 ※ () は所属部会。記載がないものは所属部会未回答であった意見

行政対応

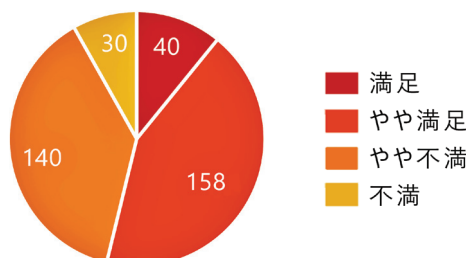
- 形式的な対応により、円滑に進まないことが多い(建設など複数)
- 同一制度でも担当者や管轄機関により運用や解釈に差があり、事前相談を行っても最終判断が変わる場合が有り、予見可能性が低く事業計画に影響を与える(金融財務など複数)
- 監督官庁の規制通りに対応しても他省庁から指導を受けることがある(金融財務)
- 担当者や行政毎の独自解釈や恣意性がしばしば見受けられる。残土処分の問題では未だ明確な解決が示されず、コスト・時間で請負者の負担が大きく、事業性を大きく損なっている(建設)
- 明文化された規制と全く異なる回答を受けたり、対応を求められる場面に直面しており、日本本社の理解を得ることに難航している。このような状況が続くようであれば、台湾は相対的に事業展開・投資対象としての魅力を失うことになると感じる(医薬品医療機器)
- 労働許可申請において、手続きが複雑で、審査期間が長引くケースがあり、事業開始や拡張に時間がかかることが経営上の制約となっている(一般機械)
- 化学品の輸入手続きに関して、新規化学物質の承認手続きに時間を要する(自動車)
- 事前協議窓口を充実させることで、スケジュール含めた不動産開発に関する規制・許認可の予測可能性を高めてほしい

- 物流拠点の新設において、搬送設備を含む倉庫の許認可取得に多くの工数と時間を要す（運輸観光）
- 再エネ設備の発電・運用の許認可に時間を要する。保険事故への対応も非常に遅く工事が再開できないといった弊害もある
- 公共工事における、慣行に基づいた契約履行、契約内容より上部機関の指示を重視する発注者の対応、請負者の責でない間接費用増加を負担しない（エネルギーなど複数）
- 公共工事の追加業務で金額の折り合いがつかない場合、公共工程委員による調停となる。弁護士費用等の追加費用も発生する上、公営企業に有利な結果回答が多い状況。追加業務の金額は予め両者合意のうえ実行という流れに是正すべき（エネルギーなど複数）
- 市場価格から乖離した著しく低い予算設定や硬直化した調達手法により、入札を繰り返すことになり、発注者と入札社双方に無用な負担が発生（商社など複数）
- 訪台外国人誘致の課題に観光インフラ整備があるが、中央と地方で責任と権限が分散化しており、一体的な対策を講じてほしい（運輸観光）
- 発電所開発に際する許認可に関し、中央当局と地方当局の足並みが揃っていない。また地方当局の許認可審査に非常に多くの時間がかかっているが、中央当局がその課題を認識しているか不明、或いは認識していても有効な解決が図られていない（エネルギー）
- 電子化が進んでいない点。もしくは電子申請が必要でも、社印などの押印が必要で業務が非効率な点（エネルギーなど複数）

規制：

- 食品の輸入規制が厳しすぎる上に、一貫性がなく基準が頻繁に変わる。食料自給率の低い台湾にとって、輸入食品や原材料を豊かにすることは急務であり必然にもかかわらず、それと規制強化がアンマッチである（食料物資など複数）
- 台湾FDAによる過度な書類要求等で、輸入通関に時間を割いている一方で、市場では並行輸入品が氾濫しており、こういった審査内容の標準がよく理解できない（食料物資）
- 新奇性の高い製品に対する許可がおりにくい。他国での一定期間の販売実績を求めてくる等、保守的にも度が過ぎると感じることがある（食料物資）
- 特にOTCの規制・許認可に対して理不尽な行政対応に終始しており、この体制が続くと供給体制にも影響が出てくることを懸念する（医薬品医療機器など複数）
- 二輪車法規制において台湾独自の規制が強く開発にコストがかかる。欧州や日本との共通適合を認めてもらいたい（自動車）
- 国際航空貨物および海運貨物のCFS業務が空港および港湾地区入居者などごく一部の事業者に限定許可されており、当該地域外での設置が規制されている（運輸観光）
- 漁電共生型太陽光発電に関連した規制及び運用変更が遡及的に運用されており、出資時に比較し採算性が損なわれる事態となっている（商社）
- 金融行政は特にクロスボーダー規制を始め全てにおいてグローバルスタンダードからビハインド（金融財務など複数）
- 外資が台湾へ投資（新規法人設立）する際の銀行口座開設条件が実態と乖離（金融財務）

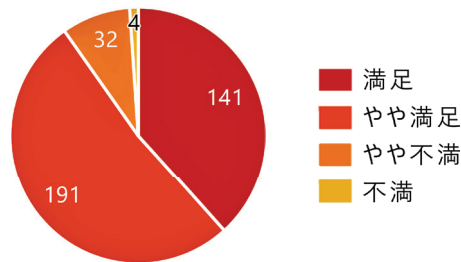
2. 台湾での人材・労働力確保並びに労働規制に満足していますか



具体的な不満点 ※ () は所属部会。記載がないものは所属部会未回答であった意見

- 労働基準法の条件が労働者よりに偏っておりやや不満がある。特に労働時間規制や解雇要件が厳しく、柔軟な人員配置や経営判断が制限される場面がある（自動車など複数）
- ジョブ制＋終身雇用的な規制・雇用慣習という相反する性格の制度により、労働者に活力ある健全な競争環境が生まれづらく、特に一定年齢以上の年配層に能力の停滞が生じやすい点（所属部会未回答など複数）
- 労働規制については、制度がやや硬直的であり実務運営上の負担を感じる。例えば、一定時間勤務した場合の休憩取得ルールなど、業務実態にかかわらず一律に適用される規制がある。（4時間勤務した場合は30分の休憩取得が必要となるが、実務上は残業前に30分休憩を取ることでかえって拘束時間が長くなるケースもあり、運用が分かりづらい面がある。）フレックス勤務などを導入したいものの、この規制の影響もあり時差出勤し選択できなかったことがある（建設など複数）
- 連続操業が必要だが、法定休日の休日振替に労働者個人との個別同意が必要であり、安定した稼働維持への負担が大きい
- 有給休暇の買取、管理職の残業手当支給など労働者有利すぎる
- 裁量労働性が実質不可、派遣社員の関連制度が存在しない（サービス）
- 人材確保が難しい状況である中、生産効率化を推進しているものの、その一方で、労働（加班）時間規制や外国人労働者（3年雇用）が一つの障壁となり、生産量の拡大、需要変化への柔軟な対応が難しい
- 慢性的な人不足に陥っており、外国人労働者の枠を増やしてほしい（建設など複数）
- EWCの設置義務など、グローバル企業にとって馴染みが無く追加コストを要する、労働者寄りの福利厚生規制
- 法解釈のグレーゾーンが多く、実務運用が曖昧になり労働局の担当者判断に依存する傾向（サービス）
- 7月1日からハラスメントに関する法案が施行され、政府への報告義務や調査チームの設置、社員への教育義務など非常に厳しくなると聞いている。一方不透明な部分も多く、どう対応していくか手探りである。企業としての対応ガイドなどもう少し例など政府として提示して欲しい（電機電子）
- 賃金上昇で労働力確保、定着に課題（運輸観光など複数）
- IT産業中心の国内経済は理解するが、弊社の様なIT産業以外の企業の労働力確保が年々厳しくなっているのが実態である（合併など複数）

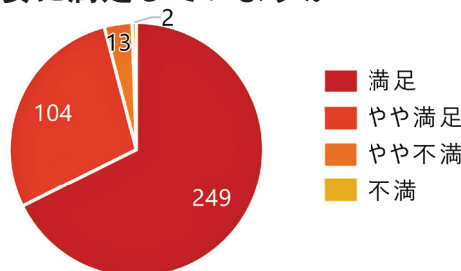
3. 台湾のビジネスインフラ（資金調達、電力供給、用地確保等）に満足していますか



具体的な不満点 ※（）は所属部会。記載がないものは所属部会未回答であった意見

- 電力供給が施設開発のネックになっている
- 土地代や家賃が高い（食料物資など複数）
- 電力供給不安が長年改善しない。土地の地目変更に時間が掛かりすぎると聞く（商社）
- 今年に入って、電柱の整備不足により、緊急停電が2回発生（合併）
- 特に電力の供給不安。工業用電力の価格が暴騰している（自動車など複数）
- 瞬電や停電が多い（台中支部）
- 特に工業用地の確保、グリーン電力の確保に大きな課題がある（金融財務）
- 公共工事等において、用地確保の遅れにより工期延期となることが多々ある（建設）
- 物流拠点向けの用地及び設備が不足している（運輸観光）
- 店舗開設時、台北・新北の賃料が高く収益性が悪くなる（自動車）
- 日本の親会社からの資金調達金利を現地金利水準とせず、自由に設定することを認めて欲しい（サービス）
- カーボンニュートラルに向け取り組んでいるが、カーボンクレジット購入、及び再生可能エネへの切替・証書購入費用が諸外国と比べ異常に高い
- 外貨取引の自由度が低い（為替予約の実行要件が厳しい）（化学品）
- 不動産業向けの融資規制が厳しい。プロジェクトファイナンスだけでなく、コーポレートによる借入であっても規制対象となったことで資金調達に苦勞する場面があった（建設）

4. 台湾での住環境、治安に満足していますか



具体的な不満点 ※（）は所属部会。記載がないものは所属部会未回答であった意見

- 多くの日系企業が駐在員の自家用車の運転を「不可」としている理由である、台湾の交通環境（運転マナー）の改善や、駐車場の整備を求めたい（運輸観光）
- 公共の安全性の向上と交通状況の改善を求める。特に、混合車線において二輪車が車の間を縫うように走行することによって生じる混乱や危険への対策を強化してほしい
- 賃料や光熱費が高額。治安面は特に問題なし（金融財務）
- 古い建物や密集している建物が多く、耐震レベルや、災害時の倒壊や被害拡大の不安がある（食料物資）

4. 2026年「白書」要望事項一覧表

新 番 号	要望事項テーマ	提案部会	提案 開始年	2025年度 部会評価	主要なる政策提言における該当項目	
					章	項
1	公共工事契約に係る交渉プロセスの抜本的な改善	建設	2026		行政運用の 非予見性の 解消	許認可・交 渉プロセス の透明化・ 迅速化
		エネルギー	2026			
2	電気事業ライセンス (EBL) 申請プロセスについて	エネルギー	2023	C		
3	漁電共生型太陽光発電の送電前養殖実態確認厳格化に対する柔軟な対応 (送電開始後の監視強化) の提言		2025	B		
4	医薬品の償還に関するRisk Sharing Agreementの交渉プロセスの最適化について (MEA/PVA/Budget capを含む)	医薬品 医療機器	2008	B		
5	医療サービス、医薬品の医療技術評価 (HTA)、および医療技術再評価 (HTR) に関する包括的な規制を確立し、ステークホルダーの意見が確実に反映されるようにする		2008	B		
6	たばこ規制における健康安全評価試験 (HRA) の標準化と運用改善並びに法規制定・審査の透明性、予見性及び国際的整合性について	食料物資	2014	B		
7	保育園バス (幼稚園幼童専用車輛) のリース解禁について	合併会社	2021	C		
8	健康台湾のビジョン達成のため、十分な資源をヘルスケア関連分野に投入する	医薬品 医療機器	2008	B		企業活動に 対応した柔 軟な行政対 応の実現
9	薬事政策改革による患者の薬剤アクセス向上		2008	A-		
10	経口摂取に関する医療保険等の創設について	食料物資	2026			
11	台湾当局との自動車業界の輸出産業への構造転換施策の検討 (台湾当局と業界の対話による各施策実効性の確認含む)	自動車	2026			
12	押印慣行の見直しについて	化学品	2026			
13	昇降機の遠隔技術基準設定及び点検保守制度の見直しについて	電機電子	2016	B		
14	民間が設置する機械式あるいは自走式駐車場のEV/PHV用充電施設向け助成制度の創設による充電インフラの整備推進について	一般機械	2014	A-		
15	高速道路における貨櫃トラック過磅義務の合理化・重複計量の見直しについて	金属	2026			
16	洋上風力発電事業者に対する国産化要求への柔軟な対応について	エネルギー	2019	A-	国際水準と 乖離した規 制の解消	投資・金 融・資本市 場関連規制 の国際整合
17	洋上風力案件に対する減資規制の緩和について		2025	C		
18	洋上風力案件に対する國家融資保証中心の支援対象拡大について		2025	C		
19	日本の金融庁および東京証券取引所が2026年7月に公表した「コーポレートガバナンス・コード改訂版」に準じた、台湾資本市場におけるコーポレートガバナンスに関する更なる改革促進について	金融財務	2026			
20	連結納税制度対象企業の要件の緩和について		2026			
21	台湾におけるREITの公募/私募後のプラン変更あるいは追加募集 (追加発行) 時の受益者会議決議、FSC許可・登録要件の緩和について		2026			
22	投資台湾三大方案2.0優遇融資制度の外銀利用開放に関する要望		2026			
23	房地合一税制度における、不動産SPV取引への分離課税適用に関する所得税法改正について		2026			
24	金融機関におけるクラウドサービス利用にかかる規制の見直し	情報通信	2026			
25	台湾専利法への間接侵害制度の導入について	知財委員会	2010	B		
26	審判制度改革の推進について		2019	B		

4. 2026年「白書」要望事項一覧表

新 番 号	要望事項テーマ	提案部会	提案 開始年	2025年度 部会評価	主要なる政策提言における該当項目	
					章	項
27	越境EC拡大下におけるOTC医薬品流通規制の見直し ーセルフメディケーション推進の観点からー	医薬品 医療機器	2025	C	国際水準と 乖離した規 制の解消	関税引き下 げ、非関税 障壁解消、 経済連携協 定締結
28	100V製品の台湾域内販売規制強化について	電機電子	2026			
29	食品の並行輸入対策について	食料物資	2026			
30	台湾の食品表示法、輸入規制等の明確化、及び照会窓口の創設	高雄支部	2026			
31	日本酒、焼酎などの酒類の関税率引き下げについて	食料物資	2008	B		
32	琉球泡盛の関税率引き下げについて	運輸観光	2008	C		
33	自動車部品輸入関税の引き下げ政策について	自動車	2018	B		
34	オープンレンジ・トースターの貨物税の減免について	電機電子	2026			
35	労働基準法第30条（労働時間規制）に関する制度運用の改善要望	金属	2026		人材・電力 の制約の解 消	人材・労働 力・電力不 足の解消
36	労働基準法第32条 一日の労働時間に係る柔軟な運用につい て	電機電子	2024	C		
		サービス	2026			
		金融財務	2026			
37	労働基準法第35条 休憩時間付与方式の変更・柔軟化につい て	運輸観光	2020	B		
		商社	2025			
		サービス	2026			
38	労働基準法第38条 時季変更権の明確化について	運輸観光	2023	B		
39	労働基準法第84条の1管理監督者認定基準に関する参考指引・ 判断基準整備について（裁量労働制）	サービス	2026			
40	労働法規運用に関する参考指引・認定基準整備について（労 基法実務運用基準の参考指引整備）		2026			
41	雇用終了ルールの明確化について	化学品	2026			
42	外国人の退職金新制度加入に係る払い戻し時期、加入義務緩 和について	電機電子	2024	A－		
		商社	2026			
		金融財務	2026			
43	海外派遣社員における労基法上の賃金（総所得）認定に関する 参考指引・事例整備について（総所得基準の参考指引整備）	サービス	2026			
44	外資より派遣される董事長に係る全民健康保険加入要件の緩 和について	合弁会社	2026			
45	駐在員帯同配偶者に対する就労条件緩和について（帯同家族 の就労）	サービス	2026			
46	労働者のライフスタイルや指向に応じた福利厚生制度を構築 する企業に対する、労働者福利金積立および福利委員会設置 義務の緩和について	金融財務	2026			
47	外国人の特定業種への就労制限緩和に関する政策提言－社会 基盤維持と高度人材戦略の両立に向けて－	運輸観光	2026			
48	台湾電力の送電網整備・拡充不備による出力抑制・ Curtailmentの解消について	エネルギー	2025	A－		
49	洋上風力発電事業者に対する電力リザーブ・マージン要求につ いて		2022	A－		
50	低炭素火力発電に関する技術開発及び実証推進のための支援 制度の創設について		2026			
51	訪台日本人旅行者数（訪台外国人旅行者数）を増やす取組みにつ いて	運輸観光	2025	A－		多様な人的 交流促進

計 51 項目 ・ 2026新規 25 項目 ・ 継続 26 項目

5. 2026年「白書」要望事項

行政運用の非予見性の解消

許認可・交渉プロセスの透明化・迅速化

テーマ1 公共工事契約に係る交渉プロセスの抜本的な改善

要望事項 公共工事契約の締結、履行及び紛争解決での交渉プロセスを抜本的に改善していただきたい。

台湾民法においては、事情変更の原則が明文化されている。また、公共工程委員会の標準契約書では、請負者の責でない事象による追加費用の発注者負担及び工期延長が定められている。しかしながら、多くのケースでこれらが正しく運用されず、多くの日本企業が困難に直面している。

例えば、以下のような問題である：

- ・ 請負者との争議に際して、発注者が十分な協議と自らの裁量権行使による解決を選択せず、安易に公共工程委員会（PCC）の調停に委ねることを求めてくる。
- ・ 請負者の責によらない工期延長に際して、請負者に追加的に発生した「間接費用」（注）の支払いを認めない。
- ・ 契約条件について、発注者に有利な片務的内容が多く、入札及び契約締結段階において、その変更を求めても、ほとんど応じてもらえない。
- ・ 入札書類には明記されない技術要求、作業要領書などが、契約締結後に通知され、これに対応するために発生した追加費用が、「台湾の慣習である」との理由で支払いがなされない。
- ・ 紛争解決手段としての仲裁選択の自由がない。
- ・ 契約条件を超過する早期完工要求を一方的に請負者に課し、威嚇を含めた強烈的な圧力をかけてくる。

このような事象が多発する背景に、台湾公共工事に係る制度的かつ体質的な問題があると考える。早急な改善を要求したい。

注：本項で言及している「間接費用」とは、間接損害に係る費用ではなく、請負者の責に帰せざる原因で請負者に直接的・追加的に発生した人件費、関連経費（旅費交通費、宿泊費、現場運営費、機械器具又はサブコン待機費用等）、金融費用（ボンド、金利、保険等）など、契約履行に必要な費用である。

補充説明 上記問題の解決を目的に、115年3月6日に台北市日本工商会より北市日商字第561號函として「公共工事に関する緊急要望書（關於公共工程之緊急請願書）」を提出した。

それに対して、公共工程委員会から同年4月24日付で工程企字1150005295號函、經濟部から同年6月1日付で經營字11500591260號函がそれぞれ発出され、回答が提示された。

また、一部の個別事案に対して、解決に向けた具体的な動きが見られる点は評価できる。

しかしながら、公共工程委員会及び經濟部からの上記公文においては、多くの日本企業が困難に直面している問題に正面から向き合っていない回答が多いとの印象を受けた。

上記公文には、制度や法規が整っているとの回答が多かったが、日本企業は、それらの制度そのものが国際標準と比べて不合理である、との問題意識を持っている。また、制度が整っていても、公共工事の現場ではそれらが正しく運用されていないとの指摘には、あたかもそのような問題は存在しないかのような回答がなされており、大変遺憾である。なお、日系企業にヒアリングを行ったところ正しく運営されない具体的な事例として以下が報告された：

- ・発注者が自ら決定することを避け、請負者に対して調停への申請を誘導する事例が複数社から報告された。
- ・早期完工に関して「公共工程趕工實施要點」に基づく適切な運用が実施されていない事例。ある日系企業の事案では、政府からの強い圧力を理由に発注者は請負会社へ厳しい工期短縮を要求。請負者は早期完工を達成したにもかかわらず、「公共工程趕工實施要點」の法令不備を理由に早期完工奨励金の支払いがなされていない。
- ・検収・引渡手順に関して「政府採購法」に反する運用がなされた事例。ある日系企業の事案では、発注者が検収・引渡の手続きを行わずに契約設備の先行使用を開始し、1年以上を経過してもなお検収手続が完了していない（法令上の検収・引渡手続期間は最大50日以内を想定）。
- ・ある日系企業の事例では、請負者の責に帰せざる理由で工事の進行が妨げられた際、請負者が提出した停工報告書を発注者が一方的に評価して停工期間を削減し、一切の協議を経ずに、削減された停工期間に基づき、変更された達成不可能な契約納期が通知された。請負者の不同意表明に対して、発注者は全く協議に応じようとせずにこれを正式な契約納期かのように扱い、請負者は達成不可能な納期を前提とした工事計画提出を求められ、不合理な加速工事を強要された。
- ・ある日系企業の事例では、発注者からの強い要請に基づき、契約外の早期運転開始に協力した。その対価について合理的な金額を補填するとの前提であったが、発注者は早期運転開始実現のために通常より増強して投入したリソースのコスト増要因については一切評価をせず、両者の乖離は甚だしく争議に発展している。

- ・複数の日本企業より、発注者側事由により変更作業が発生した事象において、それに伴い追加で発生した機材費、工事費は支払われたものの、現場管理/監督人員や仮設設備、金融費用などの契約履行に必要な追加費用については交渉にすら応じられなかった例が報告されている。

上記のとおり、多くの日本企業が困難に直面しており、このような事象が多発する背景に、台湾公共工事に係る制度的かつ体質的な問題があると考ええる。外国企業が安心して台湾公共工事に参加できるために、台湾当局には日本企業が直面する課題の詳細を調査し、その原因を分析して、公共工事契約に係る交渉プロセスの抜本的な改善を図っていただきたい。

⇒添付資料1：台北市日本工商会 中華民國115年3月6日北市日商字第561号函

添付資料2：行政院公共工程委員会 工程企字第1150005295号函

添付資料3：經濟部 経営字第11500591260号函

(建設部会/エネルギー部会)

テーマ2 電気事業ライセンス (EBL) 申請プロセスについて (継続事項)

要望事項 現在、台湾におけるEBL申請プロセスは二段階審査方式となっており、申請者はまず関連する地方当局の承認を取得した後に、經濟部が審査を開始する仕組みとなっている。

効率向上および承認期間短縮のため、台湾当局が申請者に対し、地方当局および經濟部へ同時にEBL申請を提出できるようにすることを提案したい。これにより並行して審査が可能となり、より効率的な承認プロセスを実現し、処理期間短縮につながることを期待する。

この改善によりライセンス取得期間の大幅な短縮が期待され、プロジェクトの早期完成、キャッシュフロー改善および投資効率向上に寄与する。また、台湾の再生可能エネルギー市場に対する海外投資家の魅力度向上にもつながるものと考えられる。

補充説明 現行の逐次審査制度では、地方当局による審査完了後でなければ經濟部の審査が開始されず、長期の待機期間や非効率が生じる可能性がある。

また過去には、地方当局における承認プロセスにおいて、EBL審査とは無関係の事象を理由に、審査期間が不当に長期化した事例も存在する。

他国・地域では、大規模インフラおよびエネルギープロジェクトの許認可を迅速化するため、規制の厳格性を維持しつつ、並行審査制度が一般的に採用されている。台湾においても同様の仕組みを導入することで、審査品質を損なうことなく行政効率を向上させることが可能となる。

発電プロジェクトは資本集約型であるため、行政手続き期間の短縮は、キャッシュフローのタイミングや投資収益率を含む財務パフォーマンスに直接かつ重要な影響を与える。より簡素化され、予見可能性の高いライセンス申請プロセスは、投資家の信頼向上に資するとともに、台湾の再生可能エネルギー分野の持続的発展を支援するものである。

(エネルギー部会)

テーマ3 漁電共生型太陽光発電の送電前養殖実態確認厳格化に対する柔軟な対応(送電開始後の監視強化)の提言(継続事項)

要望事項 1. 養殖の事実確認は従前のルールを適用

送電後に養殖が実施されなければ、発電事業者の収益が得られない仕組みのため、養殖実態の厳格な規制は不要。送電開始後の適切な管理・モニタリングを強化することで農業部と能源局の目的は共に達成可能。

2. 柔軟な規制の導入

既に許認可取得済みでプロセス中の既存プロジェクトに対する厳格化は、投資回収・電源供給への影響が大きく、台湾内外の関係企業への影響が大きいため、新施策の実行は今後の新規プロジェクトに限定するなどして、再生可能エネルギー推進と産業振興のバランスを確保すべき。

補充説明 台湾の安定的なエネルギー供給と産業発展のため、関係当局の適切な協力と柔軟な施策の見直しを提言する。

背景と問題点

- ・ **安定的電力/再エネ供給リスク**：台湾の半導体・AI分野などの主要産業は電力不足に直面しており、安定的電源供給は喫緊の課題。これは日本企業を含む各国の投資にも不可欠な5欠のひとつである。しかし、室内漁電共生型太陽光発電の送電開始に関し、經濟部能源局は農業部の意向を酌み、送電開始前に養殖実態の確認を求める方針。漁電共生型の電力の一部は大手半導体企業や外資系企業への売電予定もあり、予期せぬ電力供給の遅延は、台湾経済や台湾への投資に悪影響を及ぼす。
- ・ **既存案件の送電開始遅延リスク**：既に取得済みの施工許可においても、農業部の許認可がなければ付属設備の設置が禁止される条件が付されることにより、当初計画より、送電開始が遅延するリスクが発生しており、台湾の安定的電源供給・再エネ供給計画に影響。
- ・ **出資者や事業者の収支/投資リスク**：各事業会社は、農業部による養殖実態事前確認の厳格化によりキャッシュフローへの影響が懸念される他、台湾で同様の規制が続く場合、日系を含む外国出資者撤退の可能性も出てくる。

＜提言実行による期待効果＞

- ・ 電力/再エネ安定供給により、台湾の産業競争力を維持。
- ・ 再エネ政策の確実な実行と漁業養殖の持続的発展との両立。
- ・ 日本を含む外国資本による台湾産業への出資・関係の維持。

(エネルギー部会)

テーマ 4 医薬品の償還に関するRisk Sharing Agreementの交渉プロセスの最適化について (MEA/PVA/Budget capを含む) (継続事項)

要望事項 償還契約を改定する際、透明性が高く予測可能な交渉メカニズムを確立することを提案する。契約内容は科学的根拠と財政予測に基づき、公正かつ合理的なリスク分担の原則を体现するものでなければならない。これにより、持続可能な運営環境を構築し、新薬の台湾への適時導入を促進することに繋がる。

1. 予算上限の設定において、透明性を高め、財政的要因を超えた幅広い考慮事項を取り入れる。
2. バランスのとれたリスク分担を実現するため、リベート率（リベート/クローバック）に関する制度的な原則を確立する。

補充説明 国民健康保険局は、2025年7月16日より一連の医薬品政策改革に関する意見交換会を開始し、MEAおよびPVA制度の最適化に向けた様々な議論や準備作業を進めていただいている。しかし、予算上限の設定方法やリスク分担の原則に基づくリベート率の設定など、業界が懸念する核心的な課題については、依然として具体的な調整や制度化された原則が示されていない。

1. 予算上限設定の最適化：

当局は臨床的要因と財政的要因の両方を考慮すると表明しているものの、現行の制度は依然として全体的な財政管理に重点を置いている。異なる疾患領域の予算をまとめて扱うのではなく、疾患の重症度や各治療領域における臨床的価値に応じて予算上限を個別に設定することが推奨される。これにより、不公平を招きかねない画一的なアプローチを防ぐことができる。

2. 透明性のあるリベート率決定の仕組み構築：

現在、リベート率を決定する明確な仕組みが存在しない。実際の契約締結時には、製薬企業がより高い財務リスクを負うことが多く、一部の契約では50%を超えるリベート率が要求される場合もあり、リスク分担の原則から逸脱していると言わざるを得ない。医薬品価格の格差問題を考慮し、今後の法改正において各治療領域における上限設定の原則や合理的な分担比率を明確化し、医薬品価格の格差を段階的に縮小することを要望する。これらの措置

を通じて制度の予測可能性が高まることで、台湾市場における国外企業による投資の強化が期待される。

(医薬品医療機器部会)

テーマ5 医療サービス、医薬品の医療技術評価（HTA）、および医療技術再評価（HTR）に関する包括的な規制を確立し、ステークホルダーの意見が確実に反映されるようにする。（継続事項）

要望事項 当局が医薬品医療技術評価（HS、HTA、HTR）に関する関連規定を整備し、ステークホルダーの意見を取り入れるに当たり、具体的に下記の3点を要望する。

1. 医療技術評価に関する明確な規制の確立：企業がエビデンスを準備し、コンプライアンスを遵守する上での不確実性を軽減するため、HTAに関する規制をさらに明確化することを提案する。
2. ホライゾン・スキニング（HS）報告および予算計画の完全性を継続的に最適化・改善し、革新的医薬品の予算策定の完全性をさらに向上させる。
3. リアルワールドエビデンス（RWE）のための持続可能なエコシステムとガバナンスメカニズムの構築：RWEはHTA、HTR、HSの中核的なエビデンス源の一つである。企業によるRWEの創出および活用の効率性とアクセシビリティを向上させ、国際企業と学術機関との共同研究を促進する。

補充説明

1. 日系製薬企業は長年にわたり台湾の医療分野に深く関与しており、国民健康保険制度の公平性、安定性、およびエビデンスに基づくガバナンスを非常に重視してきた。近年、当局はRWEや複数の医療データベースを評価プロセスに組み込みながら、HTA、HTR、HSを積極的に推進している。また、評価を行うための専門部署であるCHPTAの設立により、革新的な医療技術に対する保険適用決定がさらに加速された。本会は一連の取り組みを高く評価しており、エビデンスの創出および規制遵守における透明性を一層高め、不確実性を低減させることが肝要と認識している。当局が関連規制および運用原則の明確化に継続的に取り組むことを強く希望する。
2. 当局による、製薬企業がより正確にデータを入力・報告できるようHSシステムの継続的な強化を歓迎する。革新的な医薬品の予算計画の予見性を向上させるため、同システムの持続的な最適化の推進を期待する。
3. RWEの継続的な最適化を検討し、ステークホルダー間の連携メカニズムを強化することが必要である。そのためには、コンプライアンスを前提とした上で、企業による電子データベースの体系的な活用を支援し、当局・産業界・学術界および医療機関によるコミュニケーションプラットフォームを同時に構築してデータの品質を向上させることが求められる。HTA、HTR、

HSへの応用を例として、RWE研究の実施効率を高め、ステークホルダー間の連携を促進する可能性について模索することを提言する。

(医薬品医療機器部会)

テーマ 6 たばこ規制における健康安全性評価試験（HRA）の標準化と運用改善並びに法規制定・審査の透明性、予見性及び国際的整合性について（継続事項）

要望事項 たばこ規制を安定的かつ効果的に実施するには、新規規制が本格運用に入る段階で、制度運用の明確性と予見性を高めることが重要である。健康安全性評価試験についても、運用実績と知見の蓄積を踏まえ、公正な市場環境の確保に向けて、規制内容の継続的な改善を求めたい。

現在の健康安全性評価試験では、審査プロセスの一貫性と予見性の向上が必要である。具体的には、書類審査における観点・要点、標準的な審査スケジュール、販売後モニタリングの枠組み等について、各段階の運用ルールを明確化し、申請から認可までの見通し改善・迅速化を図ることを求めたい。制度運用の不確実性が長期化すれば、需要が違法ルートに流れ、由来・品質・成分が確認できない製品の流通リスクが高まるおそれがある。また2026年7月15日、立法院社会福利及衛生環境委員会は、たばこ製品の包装における健康警告表示面積の大幅な拡大、加熱式たばこ製品のデバイス包装表示、及び輸出製品への関連管理規定の適用の有無等を含む「たばこ危害防止法」一部条文改正案をさらに可決した。当局が公衆衛生政策を推進する重要性を理解するとともに、主管機関が関連規制措置を強化する政策目標を尊重する。しかし、このような改正は、企業の規制遵守、生産体制、流通管理及び国際的なサプライチェーンに影響を及ぼす可能性があり、その影響は個別製品の規制を超え、規制手続、貿易の安定性及び投資環境全体の予見性に関わる。したがって規制の実効性向上と規制遵守の促進のため、関係ステークホルダーとの継続的な対話も要請したい。

補充説明 健康安全性評価試験の更なる改善の必要性について

「指定たばこ製品の許認可に関する健康安全性評価試験に係る規則（以下、「HRA」という。）」は、2023年3月22日に公布され、施行から3年以上が経過した。また、第1回申請分の審査プロセスはすべて完了している。我々は、衛生福利部国民健康署が申請者との適切なコミュニケーション体制を構築したことを評価している。これらの取り組みにより、規制枠組みの効果的な実施が進むとともに、行政の透明性と実務的な対話を重視する当局の姿勢が示された。

現在、制度は実運用段階に入っており、加熱式たばこ製品は健康安全性評価

試験を通じて承認され、2025年には市場で発売されている。審査プロセスが定常的な運用へ移行する中で、当局には知見・経験が蓄積されてきている。こうした状況を踏まえ、公正な市場環境の確保と予見性の向上の観点から、審査プロセスの明確性を高める見直しが重要であると考え。具体的には、書類審査の要点、審査スケジュールの合理的な設計、販売後モニタリングの枠組み等について、各段階の運用ルールをより明確化することが必要である。これにより、行政手続の効率化、規制遵守の向上、公正な競争環境の確保に寄与すると考える。

新規たばこ製品の管理および違法たばこ製品流通の現状

違法たばこ製品の流通は、市場秩序や規制の実効性を損なう要因となっている。財政部國庫署の統計によれば、2025年に押収された違法たばこ製品は1,381万5,500箱（パック）で、前年より約261万箱増加した。なお、この数値には、摘発されずに流通している違法製品は含まれない。近年は、取締事案に占める加熱式たばこ製品を含む新規たばこ製品の割合が増えており、消費行動の変化に合わせて違法市場も変化している。結果として、税収確保や規制運用に新たな負担が生じている。

加熱式たばこ製品の密輸に対しては、引き続き取締りが必要である。一方、正規市場で規制に適合した製品が十分に、かつ適時に供給されない状態が続けば、消費者の需要が違法品に向かいやすくなり、違法流通を助長する要因となり得る。世界的には新規たばこ製品の進化・多様化が進んでいるが、台湾内では審査を経て販売承認された製品の選択肢が限られている。その結果、消費者需要の一部が違法ルートに流れ、由来・品質・成分が確認できない製品が増え、健康リスク管理が難しくなっている。

法規制定手続に関する懸念

「煙害防制法」改正案の改定プロセスは、法規の透明性、政策の予見性及びステークホルダーとのコミュニケーション等の重要な課題に関わる。改正案の内容が、規制遵守、市場管理、流通管理及びサプライチェーンの体制に重大な影響を及ぼす可能性があることに鑑み、関連する政策変更は、明確な政策目的、十分な事前協議、包括的な影響評価及び合理的な移行期間を前提とし、企業が事前に準備でき、かつ法規制が有効に実施されるようにすることが望ましい。

現行の50%の健康警告表示については、2023年の「煙害防制法」改正を受け、2024年に正式に施行され、企業は包装の変更、生産体制、在庫の切替え及び法規制遵守に相当の資源を投入した。しかし、2026年に再び表示要件が大幅に引き上げられ、その過程で十分な公開討議及び包括的な規制導入の影響評価が欠けている場合、企業による事前準備を困難にし、包装資材の設計、生産計画、在庫

管理、従業員研修及び流通先とのコミュニケーション等の事業負担を増加させるおそれがある。

2026年の「煙害防制法」改正に関する議論は、もともと違法又は無許可のニコチン製品に対する社会的な懸念に端を発したものであるが、同時に、法令に基づき上市され、規制管理下にある製品に対して、より高度な包装及び製品管理義務を課すものとなっている。関連措置が政策目的の達成に必要な合理的範囲を超える場合、又は十分な付随措置を欠く場合、合法市場の秩序に影響を及ぼし、一部の消費需要を有効な監督が及ばない違法市場へ向かわせるおそれがある。

国際的な経験及び政策上の参考

国際的にみて、健康警告表示の面積拡大が必ずしも喫煙率の低下に有効とは限らないことを示している。例えば、タイは2014年に85%の健康警告表示を導入し、カナダは2012年に健康警告表示の面積を30%から75%へ引き上げたが、公開資料によれば、これらの措置による喫煙率低下の効果については、なお議論の余地がある。これらの事例は、より制限的な措置を採用する前に、主管機関が客観的な証拠、包括的な影響評価、費用対効果分析及び代替案の比較を政策立案の基礎とし、政策目標、実施方法及び実際の効果の整合性を確保することが望ましいことを示している。

また、一般的な国際実務によれば、国内販売製品は販売地の法規制に従い、輸出製品は主として仕向地市場の要件に適合すべきである。輸出製品に台湾独自の規定への追加的な適合が求められる場合、企業は製品設計又は生産工程の変更を余儀なくされ、台湾での生産及び輸出の実行可能性を低下させる可能性がある。さらに、越境事業及び輸出計画の不確実性を高め、地域の製造、貿易及び投資拠点としての台湾の競争力を弱めるおそれがある。

以上を踏まえ、当局に対し、新規たばこ製品に関する健康安全評価試験および認可の仕組みならびに法規制定・審査の透明性、予見性及び国際的整合性を継続的に見直すことを求めたい。公衆衛生と製品安全性を確保したうえで、国際的な運用と比べて申請から認可までに時間を要する現状を改善し、手続の迅速化を図る必要がある。これにより、消費者が違法品を購入するリスクの低減につながると思う。取締りは重要な補完策であるが、適切かつタイムリーに正規品を認可・供給できる枠組みの整備が、違法品流通増加を抑えるうえで不可欠である。結果として、税収、規制制度、公衆衛生政策への悪影響を緩和できる。

(食料物資部会)

テーマ7 保育園バス（幼稚園幼童専用車輛）のリース解禁について（継続事項）

要望事項 幼稚園の保有する幼稚園バスのリース解禁をご承認頂きたい。

補充説明

1. 2024年度の台湾当局主催の検討会において、本件カーリース解禁の可否について討論の機会を頂き、交通部は教育部の判断を尊重するとの意見を表明、事務手続きについてもオートリースのナンバープレート交付可能とのご確認を頂きオートリース解禁に向け前向きな評価を頂けたが、一方で教育部の判断は児童の安全確保の観点からオートリース解禁には慎重の立場とのこと。
2. 教育部の児童輸送時の安全確保については、十分に理解ができるものの、本件オートリースの解禁と児童輸送時の安全確保については、認識の相違と誤解があるように思われる。
3. つまり児童輸送の安全性は車両運転手側の問題であり、車両が自己所有（購入）かリースであるかは大きな問題ではない。日本における幼稚園バス等についての法令等も確認をしたが、「輸送の安全性は運転手側（使用者側）に依拠しており、車両の所有者が誰であるかは問題ではない」という見解【見解1】に基づいているため、特段法令において当該車両（幼稚園バス）のリースを認めるというものはない（リース使用の可否は、当事者間の民間取引のためその意向に委ねるという見解【見解2】）。
4. 法令等はないものの、日本の地方自治体では幼稚園バスの購入に補助金を拠出している自治体もある。こちらについても上記見解2に基づいているため、リースであろうと購入であろうと変わらず同様の補助金を拠出している事例は確認できた（横浜市の事例）。
5. 本件は、2025年6月4日に台湾当局との個別協議を開催。教育部との協議を継続中。しかしながら見解の相違や誤解の解決には至っておらず引き続き教育部にて当該車両のリース解禁に向けた協議を推進して頂きたいもの。

（合弁会社部会）

行政運用の非予見性の解消

企業活動に対応した柔軟な行政対応の実現

テーマ8 健康台湾のビジョン達成のため、十分な資源をヘルスケア関連分野に投入する（継続事項）

要望事項 健康台湾ビジョンを具体的に実現するために、高齢化や少子化の動向に基づいてGDPに占める医療・保健支出の割合を引き上げ、その成長率を継続的に評価することを提案する。また、日本で行われているアプローチに倣い、国民健康保

険制度を支えるための多様な財源の導入を検討していただきたい。

具体的には、下記3点を要望する。

1. 医療投資を拡大し、持続可能で強靱な医療財政システムを確立する。医療システムの長期的な発展に必要な資源を確保するため、安定的かつ持続可能な資金調達メカニズムを構築し、台湾のGDPに占める医療費の割合を引き上げる。
2. 国民健康保険の財政および資源配分メカニズムを最適化し、制度の持続可能な発展を確保する。国民健康保険の財政的強靱性と持続可能性を強化し、その長期的な安定運営を確保する。
3. 健康台湾ビジョンの実現を通じて、がんおよび非がん疾患の両方のケアニーズに対応することで医薬品へのアクセスを継続的に改善し、全人口の健康と福祉を向上させる。

- 補充説明**
1. 健康への投資という国際的な潮流に対応するためには、国民健康保険を支援するための十分な予算を配分するだけでなく、多様な財源を通じて制度の財政構造を最適化することも必要である。高齢化社会の医療ニーズを考慮し、医療費の割合を毎年段階的に引き上げ、GDPに占める医療費の割合を徐々に高めていくべきである。
 2. 高齢化・少子化社会への急速な構造変化に直面する中、中高年層および労働年齢層にとっての健康・医療の公平性を担保することは、国民の生産性や国民健康保険制度の持続可能性に影響を与える重要な要素である。
 3. がん分野において国際的な治療動向に積極的に歩調を合わせることに加え、非がん疾患、希少がん、希少疾患の疾病負担や特性にも配慮することが推奨される。医薬品へのアクセスを改善するための取り組みを継続し、患者が日常生活に戻り、労働市場に再参入できるよう体系的に資源を投入することで、社会全体のレジリエンスを強化すべきである。

(医薬品医療機器部会)

テーマ9 薬事政策改革による患者の薬剤アクセス向上(継続事項)

要望事項 薬事政策改革による安定した医薬品供給のレジリエンス強化に当たり、下記3点を要望する。

1. 事業の予測可能性を高めるために、今後のスケジュールとDETの範囲を明確に公表すること。
2. DET（薬価調整制度）の政策体系を見直し、業界との十分な意思疎通・合意形成を通じて、メカニズムを最適化すること。
3. 医薬品価格調整の根拠として、IRPではなく台湾における市場実勢価を優先的に参照すること。

- 補充説明** 1-1. 本会は、医療へのアクセスと医薬品供給のレジリエンスのバランスを図るための国民健康保険局の長年にわたる取り組みを評価するとともに、国際的な変化や医療ニーズに対応して医薬品価格調査を3年間停止するという政府の政策方針を支持する。予測可能性を高めるため、3年間の医薬品価格調整停止のスケジュールと範囲を明確に公表するとともに、円滑な制度移行を確保するための移行措置を改善することが推奨される。官民連携により、システムの最適化と持続可能性がさらに促進されることを期待する。
- 1-2. 国の医薬品供給レジリエンスを強化するためには、安定した供給体制を構築するにあたり、国内製造と海外輸入の両軸を強化すべきである。医薬品レジリエンス計画に沿って、重要医薬品に関する全ての主要ステークホルダーの提言を取り入れ、WHOの原則に従って現地化指標を継続的に最適化することを推奨する。重要医薬品のリストについては、「健康台湾推進委員会」第7回会議の報道を参照すべきであり、インスリン・日本脳炎ワクチン・必須抗生物質・抗がん剤・免疫調節剤などに限定されるべきではない。
2. DETメカニズムを最適化することをお願いしたい。前年度の実際の医薬品償還費用を基準とし、国民健康保険法第25条に基づき5年ごとに財政を再計算するとともに、目標成長率が予算総額の成長率を下回らないよう担保することで、安定供給を維持し、医薬品産業の持続可能な発展を促進していただきたい。
3. 各国間の医療制度や薬価構造の違いを考慮し、薬価調整においては台湾の実際の取引価格である市場実勢価を優先すべきである。医薬品供給のレジリエンスを強化するため、10カ国の参照国の中から極端な値を除外することを強く要望する。

(医薬品医療機器部会)

テーマ10 経口摂取に関する医療保険等の創設について

要望事項 経口摂取を推進する医療保険などの創設を要望する。

補充説明 現在台湾では摂食嚥下障害患者に対する対処が、経鼻胃移管による栄養ルートが最も多く、この比率は諸外国と比較しても多い。脳卒中や神経疾患、加齢に伴い嚥下障害となった場合、正しい診断と摂食嚥下リハビリテーションを行う事で、再び経口摂取できるケースを多く持った日本の経験を考慮すると、台湾の嚥下障害患者は経管栄養に一時的ではなく、恒久的に留置され、口から食事をする事の人としての尊厳や喜びが低減されている事が課題であると思われる。

日本のような経口摂取移行加算、経口維持加算、摂食機能療法加算、摂食嚥下機能回復体制加算のような診療点数があれば、患者中心の医療が展開でき、台湾の嚥下障害患者の方々のQOL向上および、関連市場の適切な発展に寄与すると考える。

介護食品・摂食嚥下リハ分野は、いち早く超高齢化社会を迎えた日本が進んだ分野であり、貿易機会の創出につながる。

また、経口摂取の患者は経管栄養の患者よりも予後が良いと言われており、結果的に医療保険負担も低減できる可能性がある。

(食料物資部会)

テーマ11 台湾当局との自動車業界の輸出産業への構造転換施策の検討（台湾当局と業界の対話による各施策実効性の確認含む）

要望事項 自動車業界の輸出産業への構造転換をより推し進めるため、既存の施策だけでなく、新たな施策の検討を台湾当局と業界で話し合いの場を持ち、具体的な政策を検討していきたい。

1) 輸出振興の為の具体的KPIとその目標設定：

輸出振興を目指すには競争力強化が必要で、そして競争力強化には生産量拡大が必要。生産量拡大を目指すには老朽化が進む設備更新が不可欠だが、業界（各社）の実情に即した補助金交付制度を検討頂きたい。具体的には下記条項等の削除を検討頂きたい。

- ・台湾製の構成設備が対象
- ・DX・AIツール実装が条件
- ・その他

補充説明 ①現状業界の環境

25年度白書提示・議論のタイミングから、台湾自動車業界を巡る環境変化は大きく変化している。

- 1) 米国との関税
- 2) 大陸の自動車産業の発展
- 3) グローバルベースの産業構造改革（作り方、クルマの使われ方）

②台湾当局の自動車産業支援政策

- ・貨物税法第12条の5改正案
- ・産業高度化イノベーションプラットフォーム支援計画（産業升級創新平台輔導計畫）
- ・伝統産業技術開発支援計画
- ・研究開発投資に対する税額控除 など

を超える更なる施策の検討が必要な状況になってきたと感じている。

(自動車部会)

テーマ12 押印慣行の見直しについて

要望事項 行政手続および取引実務における押印要求そのものを見直し、オンライン・紙

の別を問わず、押印を原則不要とする方向への制度・運用改善を要望する。特に、行政手続における見直しを起点として、その考え方が民間取引にも波及するように、当局によるガイドライン整備や主要業界への周知を進めることが重要である。

現状では、同一文書内の複数箇所への押印や会社印・代表者印等の併用を求められる例が複数の行政分野およびサービス分野で存在しており、企業活動および利用者利便の観点から過大な事務負担となっている。

補充説明 本件は、電子署名制度の適用拡大ではなく、紙手続を含む押印要求そのものの合理性を見直すことを提言するものである。

台湾では、会社登記、税務関連申請・証明書発行、健保・劳保関連手続等において、会社印・代表者印等の押印を求める様式がなお確認される。また、民間取引においても、通信契約や様々なサービスの申込手続等において、署名・押印や、会社印・代表者印の併用を求める運用が存在している。

日本では、行政手続の押印見直しにより、押印が求められていた約15,000種類の行政手続の99%超について廃止または廃止準備がされており、民間契約についても押印は原則として成立要件ではない旨が政府Q&Aで整理されている。

台湾においても、押印欄の削除や多重押印の抑制等を行政手続から推進するとともに、民間業界向けガイドライン等を通じて、過度な押印慣行の是正を促すことは、企業活動の効率性の向上および国際競争力強化の観点から合理的である。

(化学品部会)

テーマ13 昇降機の遠隔技術基準設定及び点検保守制度の見直しについて（継続事項）

要望事項 2010年代から台湾の人口構造の変化により、若年層の労働人口減少やIT業界への流れ、労働者年齢層の高齢化スライドなど、全労働人口の減少に伴い、作業の省力化・効率化は各産業分野における重要課題である。昇降機業界も同様に遠隔技術の導入を推進し、機器による常時監視・自動点検等の利点を用いて現行の現場点検を補完し、昇降機の安全・品質を向上するとともに、人手に対する依存度を低減するなど、市民・社会・経済の三者一体となった利益に繋がる方策の検討・推進をお願いしたい。

現状、業界では上述の考え方にに基づき、市場のニーズに合わせた遠隔監視・点検システムの開発・販売を開始しているが、遠隔技術に関する法整備および標準規格の明確な指針等が無いことから、昇降機設備管理者を始め一般使用者や消費者は遠隔技術商品の理解及び使用にあたり、良し悪しの判断がし難く普及するに至っていない。本提案は2016年以来提出してから、政府側対応では2021年以降

「遠隔監視制御技術の応用推進計画」等を策定し、技術ハンドブックの草案を作成したが、オフィシャルな認定に至っておらず今後の計画も不明なままである。

特に、遠隔点検の基準設定は、現在の月1回の作業者による現場点検を補強し昇降機の安全性をより高めるとともに、予防保全により点検作業を効率化できるため、今後の労働力不足という社会課題に対する一つの解決策としても有効であると考えている。

さらに2022年には、経済部標準検査局により《建築物昇降設備（電梯）資安検測技術規範》が公表され、情報セキュリティに対して制限が設けられたことから、今後、確実なセキュリティ対策を講じた上で昇降機の遠隔技術（監視、点検、操作等）の運用を可能とすべく、ベンチマークなどを通じて何らかの基準を整備し、遠隔技術に関するシステム化要件の明確化を進めていただきたい。

以上のことから情報セキュリティを含めた遠隔技術（監視、点検、操作等）のシステム化要件定義と基準設定に関する現在の検討状況、及び今後の点検保守制度見直しについての考え方とスケジュールを開示していただきたい。

補充説明 1. 昇降機遠隔監視システム導入の理由

- (1)昇降機においては、利用者に対する安全確保は国のインフラとして必ず必要な項目であるが、それにかかわる業務については、台湾の少子高齢化問題を背景に保守・点検に必要な人材の確保が難しくなっている。
- (2)昇降機遠隔監視システムを普及させることができれば、遠隔で運転状況詳細を確認でき、故障時の自動通報だけでなく事前に故障を防ぐことも可能となるとともに、故障時に昇降機が動かなくなるダウンタイムの削減は利用者の不便低減に寄与するものである。
- (3)昇降機の遠隔状況確認や再起動、閉じ込め時のテレビ通話機能等、遠隔監視システムで実現できる機能は、地震の多い日本でも必須のものであり、ここ台湾においても昇降機利用者の安全・安心につながるものと確信している。

2. 近隣国／地域の概況

- (1)日本：昇降機の遠隔監視は1981年に市場に導入され既に40年以上が経過しその過程で遠隔技術（監視・点検・操作）が発展。なお、人による保守点検は平成28年国交省指針にて旧指針の「概ね1カ月以内」から新指針の「定期的に」に変更され、現在は一般的に3ヶ月毎に実施されている。
- (2)中国：中央法規は昇降機に遠隔監視設備を設置することを前提に遠隔監視を認めている。また、一線・二線都市では人による保守点検頻度を自由に設定することが可能である。

(3)韓国：昇降機の遠隔監視設備が設置され、且つ竣工後15年以内は人による保守点検は2ヶ月に1回とすることが認められた。

(4)香港：香港政府による遠隔監視システムの実験運用が開始された。

(電機電子部会)

テーマ14 民間が設置する機械式あるいは一般自走式駐車場のEV/PHV用充電施設向け助成制度の創設による充電インフラの整備推進について(継続事項)

要望事項 民間が新たに設置する機械式駐車設備や一般の自走式駐車場の電気自動車またはプラグインハイブリッド車向けの充電設備に対する助成制度を、地方行政に任せるとはせず政府が主体となって創設し、充電インフラの整備を推進していただきたい。

補充説明 台湾では「2050年ネットゼロ」政策の一環として、2040年までに新車販売を100%電動化（EV・電動バイク）する方針を掲げ、税制優遇や購入補助金の交付を行っている。さらに、現在の中東情勢の影響によるガソリン価格の上昇への懸念もあり、今年1月から4月までの電気自動車の販売台数は、前年同期比で1.3倍となっている。

こうした状況から、台湾の消費者の関心は電動化（EV・電動バイク）に向かっていると考えられる。

そのため、公共施設だけでなく、民間が新たに設置する機械式駐車設備や自走式駐車場、さらには既存の各種駐車設備においても、充電インフラの整備を推進することが重要である。これにより、ガソリンスタンドのように手軽にEV充電が可能な環境が整備され、EV・電動バイクの販売および普及率のさらなる向上が期待される。

(一般機械部会)

テーマ15 高速道路における貨櫃トラック過磅義務の合理化・重複計量の見直しについて

要望事項 台湾においては、貨櫃（コンテナ）トラックが港湾で既に重量計測および書面記録（貨櫃重量・車両総重）を行っているにもかかわらず、高速道路走行時に再度、国が設置する過磅区への進入・計量が法的に義務付けられている。この制度は、《高速公路及快速公路交通管制規則》第24条等に基づくものであり、道路安全確保という趣旨自体は理解できるものの、物流効率の低下、運送コストの増加、ドライバー負担の増大といった課題が生じている。特に日系企業が多く関与する鋼材・自動車部材等の重量貨物輸送においては、港湾出荷時に厳格な重量管

理が行われているため、「同一貨物に対する重複計量」となっている実態がある。

【改善要望】

・ 港湾での計量データと高速道路過磅のシステム連携強化

→ 港湾出荷時に正式計量・登録された貨櫃車については、高速道路での再計量を原則免除するなど、柔軟な運用の設定

・ 軸重確認に特化した抽出検査方式の導入

→ 全車一律ではなく、リスクベースで選別するなど、効率化を図る

・ 制度趣旨、運用ルールの多言語での明確化

→ CMS看板・免進站条件を外国企業・ドライバーにも分かりやすく提示し、適切な運用を図る

補充説明 (1)台湾における高速道路過磅制度の背景

台湾では、高速道路管理局および国道警察が以下の目的で過磅制度を運用している。

車両加重バランス（軸重）の確認

出荷時の伝票では総重量は確認できるが、前後軸への荷重偏りまでは把握できないため、実走行時に軸重・重心配置が適正かを確認する必要がある。

走行途中での重量変動防止

出発後に貨物を追加し、重量規制を潜脱する行為の有無確認する趣旨。このため、港湾での紙本・電子的記録が存在しても、高速道路上では「現況確認」としての過磅が求められている。

(2)現場で発生している実務上の課題

稼働率の低下

過磅待ちによる長時間停車が発生し、車両回転率が低下。

追加コストの発生

人件費、燃料費、車行側の待機費用が物流コストに転嫁される。

法規リスクの高さ

CMS看板の見落とし等により「逃避過磅」と判断された場合、高額な罰金（約9万円）が科されるケースもあり、ドライバー負担が大きい。

(3)日本との制度比較

日本では、出荷時に作成される出荷伝票・計量記録が物流管理の基準となっており、高速道路走行途中での常設過磅制度は基本的に存在しない。そのため、台湾の現行制度は、日本と比較すると以下の点で企業活動上の負担となっている。

- ・物流リードタイムの長期化
- ・運送単価の上昇
- ・サプライチェーン全体の効率低下

特に台湾を地域ハブとして活用する日系製造業にとって、国際競争力に影響を及ぼしかねない。

(金属部会)

国際水準と乖離した規制の解消

投資・金融・資本市場関連規制の国際整合

テーマ16 洋上風力発電事業者に対する国産化要求への柔軟な対応について (継続事項)

要望事項 台湾当局は洋上風力案件に対しては一定の国産化義務を付してきたが、新規となる第三段階では緩和若しくは撤廃の方針を発表している。

一方でまだ建設中となる第二段階の案件では、発電事業者は国産化計画に基づき国内企業と契約を締結したものの、一部の国内企業は契約履行に於いて安全対応・納期・品質等で課題を抱え、建設スケジュール遅延や事業コスト増のリスクに晒されている。

ご検討戴きたい点：

1. 工期遵守の為、契約した国産品の転用等、柔軟な活用や海外製品との入替等、現実に即した柔軟な調整を当局に承認戴きたい。
2. 国産化対応として契約した企業が品質や納期、方針変更など発電事業者の管理外の要因で義務履行が困難となった場合は、不可抗力として国産化計画逸脱による罰則を免除戴きたい。

補充説明 既存案件の現産化に於ける公平な判断は、台湾に於ける新規洋上風力案件の投資拡大にも繋がる試金石とも捉えている。経済部関係者との協議に於ける種々協力に感謝するも、早期解決に向け協力をお願いする。

(エネルギー部会)

テーマ17 洋上風力案件に対する減資規制の緩和について (継続事項)

要望事項 各企業における減資の実行は、会社法 (Company Act) にて各企業の権利として認められたものである。一方で、経済部能源局が制定の電業登記規則によれば洋上風力の開発事業者は開発・建設・運転の案件フェーズに関わらず「総投資額」(総プロジェクトコストと理解)の18%を払込資本金として保持し続ける必

要があり、この減資は原則として会社清算まで不可と理解している。開発事業者の株主にとって、商業運転を開始したプロジェクトから資金を回収し、後続案件の開発へ振り分けていくことが継続的な案件開発のために重要であり、この減資制限は次期案件の開発の妨げとなっていることから規制緩和を求めたい。

補充説明 申請者の把握する限りにおいて、事業期間を通じた一定割合の払込資本金維持・減資禁止というルールは、他国事例を見ても例がない。洋上風力案件が進められている欧州や日本の事例においては、台湾と同様、入札時点において事業者による契約・案件開発の履行能力を審査・担保するために財務能力の精査や保証金・保証状の提出が要求されることはあるものの、事業期間に渡り払込資本金の維持が求められるような事例は台湾以外に確認されていない。開発事業者の株主にとって商業運転を開始したプロジェクトから資金を回収し、後続案件の開発へ振り分けていくことが継続的な案件開発のために重要であり、台湾における後続案件開発の促進のため同規制撤廃を求める。

(エネルギー部会)

テーマ18 洋上風力案件に対する國家融資保證中心の支援対象拡大について (継続事項)

要望事項 行政院が2020年11月2日に承認した國家融資保證機制推動方案ならびに関連規定により、洋上風力を含む再生可能エネルギー案件の発展拡大を目的として國家融資保證中心（National Credit Guarantee Administration）が融資保証等の支援プログラムを提供しているものの、現状、支援対象は開発・建設中の案件に制限されており、既に建設が完了した案件は同支援の対象外であると理解している。

他方、例えば洋上風力開発で先行する欧州市場では、建設リスクの低減を主な理由として建設完了後にプロジェクトファイナンスの条件見直し・再契約（リファイナンス）を行うことが一般的となっており、この傾向は今後台湾の洋上風力市場にも広がっていく見込み。

通貨（台湾ドル）流動性や地政学リスク等の観点から、ECAの参入障壁が高く、リファイナンスへの台湾地場銀行の参加、それを後押しする國家融資保證中心の支援が非常に重要であり、支援対象を現状の開発・建設中案件から完工済み案件へ拡大をお願いしたい。

補充説明 2026年3月個別会議にて意見交換の機会を得たことに感謝。台湾当局側で継続検討されることを期待する。

(エネルギー部会)

テーマ19 日本の金融庁および東京証券取引所が2026年7月に公表した「コーポレートガバナンス・コード（2026年改訂版）」に準じた、台湾資本市場におけるコーポレートガバナンス改革促進について

要望事項 台湾の上場企業に対するコーポレートガバナンス（CG）規制は、金融監督管理委員会（FSC）主導のもと着実に整備が進んでおり、ACGAのCG Watch2023においても規制・制度整備の面でアジア太平洋地域上位の評価を受けている。しかしながら、同報告書が指摘する通り、台湾の上場企業および国内機関投資家のガバナンス実務は依然として「規制の最低基準の形式的充足」にとどまっている傾向があり、海外機関投資家が投資判断において重視する「実質的なガバナンス行動」との間に看過できないギャップが存在していると言える。

この課題の根底には、台湾のCG規制がハードロー（法令等による義務化）を中心とする構造にあることで、企業が規制要件の充足を目的化しやすく、独立取締役の実効的機能、支配株主との利益相反管理、株主との継続的対話（エンゲージメント）といった実質的なガバナンス改善への動機が生まれにくい点があると考えられる。

これに対し、日本の金融庁および東京証券取引所は、2026年7月、コーポレートガバナンス・コード（2026年改訂版）を公表し、「Comply or Explain」原則のさらなる実質化、資本コストを意識した経営・株主還元の自律的改善、および海外機関投資家を含む株主との継続的エンゲージメントを一層促進する方向性を明確に示した。

また、同年4月10日から5月15日にわたって募集されたパブリックコメントにおいて、多くの海外機関投資家から、日本のCG改革の取り組みを高く評価するコメントが寄せられている。

日本の資本市場改革の経験と知見を踏まえ、台湾当局や証券取引所に対して、以下の事項について改善措置を講じるように要望する。

(1) 「Comply or Explain」原則の実質的機能強化

現行のベストプラクティス・コードにおいてComply or Explain原則を実質的に機能させるため、説明の充実度を問う開示様式の標準化、およびTWSE Corporate Governance Evaluationへの説明品質指標の組み込みを提言する。

(2) 独立取締役の実質的独立性の確保

法定比率の充足にとどまらず、指名プロセスの独立性強化、筆頭独立取締役（Lead Independent Director）制度の導入、および独立取締役の実効性に関する英文開示の義務化を提言する。

(3)国内機関投資家のスチュワードシップの実質化

スチュワードシップ・コード署名機関に対し、議決権行使結果（賛否内訳・理由）の銘柄別・議案別開示を義務付けることを提言する。

(4)海外機関投資家とのエンゲージメント・インフラの整備

英文IR・有価証券報告書相当書類の段階的義務化、株主総会における英文議案の提供、および海外機関投資家との対話プラットフォームの設置を提言する。

補充説明

ACGAのCG Watch2023において、台湾はAPAC地域の評価対象12市場のうち3位に位置付けられているが、その内訳において「上場企業のCG実務」および「機関投資家のスチュワードシップ」カテゴリーが評価対象市場の中で相対的に低位にあることが明記されている。

同報告書は「企業のガバナンス実務は市場規制に従う傾向があり、コンプライアンスを超えることはほとんどない」と指摘しており、規制整備の進捗と企業行動の実態の間にギャップがあることを示していると考えられる。

また、国内機関投資家については、主要機関投資家9社のうち6社が反対票を一切開示していないという実態が報告されており、エンゲージメントの連鎖が機能していない構造が指摘されている。

台湾のCG規制は、ハードロー（会社法やFSC規制等）を中心としており、独立取締役比率・CGO設置・サステナビリティ報告といった個別要件を法令で直接義務付ける方式を採用しているが、この方式は最低基準の底上げに有効である一方、企業が「法定充足＝ガバナンス完了」と位置付けやすく、それを超えた自発的改善の動機が生まれにくいと考えられる。

これに対し、日本では、東証の上場規則に組み込まれたCGコードにおいてComply or Explain原則を採用することで、企業に「説明の質」を通じた市場・投資家からの評価圧力を継続的に与える設計としている。ACGAも日本のスコアの改善要因として「健全な投資家アクティビズムとエンゲージメント」を明示しており、ソフトローモデルが実質的なガバナンス行動の向上に寄与していることを評価している。さらに、2026年7月公表の改訂版においては、資本コストを意識した経営・政策保有株の縮減・株主還元の自律的改善といった、規制を超えた企業の自発的取り組みを促す方向性がより鮮明に打ち出されている。

欧米の主要機関投資家（年金基金・政府系ファンド・資産運用会社等）が採用する投資ユニバースのガバナンス・スクリーニングでは、独立取締役の実質的独立性、支配株主との利益相反管理、株主エンゲージメントへの応答可能性が重要な評価要素となっている。台湾の上場企業の多くは規制上の要件を充足している一方で、これらの実質基準において不十分と判断される可能性が高いと考えられ、

ファミリー支配企業を中心に投資ユニバースから除外されるリスクを内包していると考えられる。台湾が半導体・テクノロジー産業における世界的競争力を資本市場における持続的な資金調達力に結び付けるためには、形式的コンプライアから、自律的かつ実質的なガバナンス向上が不可欠であると言える。

(金融財務部会)

テーマ20 連結納税制度対象企業の要件の緩和について

要望事項 台湾における法人課税について、現行の「単体課税（企業ごとの申告・納税）」を原則としつつも、投資促進・企業再編の円滑化の観点から、日本の「グループ通算制度（旧・連結納税制度）」に準じたグループ課税の一般制度を導入・拡充することを要望する。

具体的には、以下の制度設計（案）を提案する：

(1)対象企業要件の緩和（一般制度としての選択制導入）

台湾企業を中心に、一定の資本関係にある企業グループが任意選択でグループ課税を適用できる制度の新設。

(2)M&A等によるグループ企業追加の取扱い明確化

M&A等により新たに子会社化した企業を、一定の条件下で当期（または翌期）からグループ課税へ編入可能とする。

(3)グループ内損益通算を可能とする

グループ内での所得と欠損の通算を認め、投資回収局面の税負担を平準化する。

(4)事務負担と税務執行の両立

代表法人による申告・納付、グループ加入・離脱の手続、更正・修正の単位など、納税者・税務当局双方の事務負担が過大にならない枠組みを採用。

投資促進・企業誘致：グループ内で損失を有効活用できないと、投資初期の赤字が投資判断の障害になり得ると考える。

M&A・組織再編の円滑化：産業再編・事業承継・スタートアップ買収等が進む中、単体課税のみだと再編後の経営統合（リソース配分・グループ最適化）に税務面の摩擦が残存する。

日本・シンガポール・英国等ではグループ課税（連結課税等）の仕組みが整備されており、台湾でも一般制度化することで投資先としての国際競争力を高められると考える。

補充説明 (1)提案の背景・合理性

台湾の法人課税（所得税）は、基本的に法人単位で課税所得を計算し申告する枠組みで運用されており、他国に見られる様な「一般的なグループ通算（連

結課税)」は制度として限定的である。

このため、グループ全体で見れば投資・雇用・研究開発を拡大していても、会社単位で損益が分断され、財務・税務上の課題が生じやすい。

グループ課税の導入・拡充は、単に企業側の負担を減らすだけでなく、制度設計次第で以下を両立可能である。

1. 投資の早期回収・資金繰り改善
2. 税制の中立性担保
3. 買収による欠損金買いへの対応
4. 移転価格・利益移転の監視強化

(2)法令条文と規定内容

台湾の営利事業所得税は、基本的に法人ごとに課税所得を算定し、申告・納税する建付けである。したがって、一般的な意味での企業グループを一体で損益通算する制度は制度として一般化されていない。

1. 所得税法

- ・第24条：所得税（課税所得）の計算方法（所得の範囲・控除等）を規定し、課税所得計算の基本単位が法人（営利事業）であることを前提に制度設計されている。
- ・第39条：欠損金の取扱い（繰越控除）を規定。欠損控除は原則として当該法人の所得の範囲で処理され、グループ他社所得との通算を予定していない。
- ・第71条：営利事業の所得税申告（確定申告等）の手続を規定し、申告主体は各営利事業（法人）であることを前提としている。

(3)他国の事例

1. 日本（グループ通算制度：旧・連結納税制度の発展形）

日本は、グループを一体とみて一定の所得計算・損益計算等を行う「グループ通算制度」を整備し、企業再編の円滑化や投資促進に資する枠組みを運用している。

- ・根拠法令等：法人税法

2. シンガポール（Group Relief）

グループ内で一定の要件の下、損失等の移転（控除）を認める仕組みを提供し、投資・事業構造の柔軟性を確保。

- ・根拠法令等：IRAS（Singapore Tax Authority）Group Relief

3. 英国（Group Relief）

一定の持株関係のあるグループ間で損失を移転できる仕組みがあり、

企業再編や投資局面の税負担平準化に活用。

・根拠法令等：UK Government (HMRC) Group Relief

(金融財務部会)

テーマ21 台湾におけるREITの公募/私募後のプラン変更あるいは追加募集（追加発行）時の受益者会議決議、FSC許可・登録要件の緩和について

要望事項 台湾における不動産投資信託（REIT）について、公募/私募成立後の「運用計画（プラン）の変更」や「追加募集（追加発行）」を行う局面において、以下の観点から手続の合理化・迅速化（緩和）を要望する。

- (1)受益者会議決議の要否・決議範囲の明確化・限定（重要性基準の導入等）
- (2)FSCに対する「事前許可」中心から、届出・登録（事後）中心への移行
- (3)追加募集（発行）の多様化（迅速な公募・私募増資等と整合）

具体的には以下の制度設計（案）を提案する：

1. 軽微変更カテゴリーの新設（受益者会議不要/開示で対応）
2. 重要変更の明確化（受益者会議必須事項を限定列举+閾値等設定）
3. FSC手続の許可から届出への転換
4. 追加募集（追加発行）の円滑化：投資家保護の代替措置をセットで導入

要件の緩和によって投資家利益の最大化、即ち好条件での取得・売却や借換え機会を逃しにくくする効果があると考ええる。

また、市場競争力の向上の観点からも、シンガポール、香港、日本等に比べて資金調達の機動性・柔軟性が劣後すると、台湾REIT市場の魅力が相対的に低く見られる可能性がある。

更に、重要案件に審査を集中し、軽微案件は開示中心とすることで、監督資源の最適配分にも寄与すると考えられる。

その他、要件の緩和によりREITの成長速度が早まると評価されることにより、スポンサーや機関投資家の参入促進が見込まれると考える。

補充説明 (1)提案の背景・合理性

REITの特性と「機動性」の政策的重要性：

REITは、資産の入替（取得・売却）や外部環境に応じた資本政策（追加発行・借入）により、分配・NAV・リスクの最適化を図る投資ビークルである。他方、公募／私募後の計画変更や追加募集（追加発行）の都度、受益者会議（受益人會議）の決議および主管機関（FSC）の事前承認／届出を要する運用が広く及ぶ場合、市況変化への対応遅れ、取得競争におけるクロージング期限への不適合、借換えコストの増加等を通じて、結果として受益者（投資家）の

経済的利益を損なう可能性があると考える。

また、投資家保護は必ずしも「一律の事前許可・事前決議」のみによって達成されるものではなく、例えば以下の組合せにより、保護水準を維持しつつ事前手続の対象を重点化することが可能である。

1. 情報開示（適時開示・事後報告の明確化）
2. 利益相反管理（独立当事者関与、評価書取得等）
3. 重要性基準（定量・定性の閾値設定）
4. 事後検証（監督・監査、違反時の是正）

重要案件は重く、軽微案件は軽く、という比例原則に沿った制度設計が合理的である。

(2)法令条文と規定内容

・不動産証券化條例第8條

REIT計画に関する必要記載事項が規定されている。

・同第9條

受託者はFSCの承認または届出の効力発生を得たREIT計画に従って業務を運営すべきこと、また公募／私募後に受益者会議の決議およびFSCの承認または届出の効力発生なくしてREIT計画を変更してはならない旨を定めている。

・FSC関連規則（公開收購不動産投資信託受益証券管理辦法）

本規則において公開買付けの対象範囲を不動産証券化條例に基づき公募・発行された不動産投資信託受益証券とする旨を定め、各関連手続におけるFSCへの届出などを規定している。

・大陸地區人民在臺灣地區取得設定或移轉不動產物權許可辦法

本規則において、大陸地区の人民、法人、団体その他の機構、またはその第三地区における投資会社が、台湾地区において不動産を取得し、登記申請をする場合における申請・認証・禁止事項等を規定している。

以上の枠組みにより、物件取得・売却や追加発行を伴う場面で、実務上は（計画変更手続＋FSC関与）が重畳し、機動的な投資判断が阻害され得ると考える。当局関与および受益者会議決議の対象を重要案件に重点化し、軽微な計画変更については、適時開示＋事後報告（備査）を基本とする枠組みへの移行を要望する。

(3)他国の事例

1. 日本（J-REIT）

投資法人の機関設計と開示を基礎に、投資主総会決議が必要となる事項を一定範囲に整理（定款変更等）。

- ・根拠法令等：金融庁「投資信託及び投資法人に関する法律」

2. シンガポール (S-REIT)

取引の重要性に応じてユニットホルダー承認が必要となる枠組み（「重要取引」「利益相反取引」等）を組み合わせ、それ以外は開示・ガバナンスで運用する考え方が一般的。

- ・根拠法令等：MAS (Monetary Authority of Singapore) REIT関連規制・ガイドライン

3. 香港 (Hong Kong REIT)

REIT Codeに基づき、一定の重要事項はユニットホルダー承認、その他は開示・受託者/運用者の責任で整理。

- ・根拠法令等：SFC “Code on Real Estate Investment Trusts”

(金融財務部会)

テーマ22 投資台湾三大方案2.0優遇融資制度の外銀利用開放に関する要望

要望事項 「投資台湾三大方案2.0」等の優遇融資（政策協力融資）について、外資系銀行（外銀）の台湾拠点にも取扱いを認めることを要望する。

現行制度では、優遇融資の取扱金融機関（承貸/受理銀行）が台湾内銀行に限定され、外資系銀行「支店」は制度利用（承貸）に参加できない運用となっている。外銀支店を取扱金融機関として追加（または参加資格を明確化）することに加え、「委託手数料補助（または利息補給・手数料補助等）」の対象にも同様に含めることを要望する。

政策目的（投資促進・資金調達支援）に照らし、金融機関の資本属性ではなく、台湾で適法に銀行業を営むか（監督当局の監督下にあるか）を基準にすべきであると考ええる。

あわせて、外銀支店が参加できない関連業務・手続が存する場合は、投資促進の観点から規制・運用の見直しについても検討をお願いしたい。

外国企業（在台外資企業・台湾子会社）も制度対象である以上、資金調達の入口（取扱銀行）を台湾内銀行に限定する合理性が相対的に薄いと考ええる。

制度の趣旨が「投資促進・産業高度化・供給網強靱化等のための資金供給」である場合、融資の担い手を台湾内銀行に限定すると、外資企業にとって既存の取引銀行（外銀）を活用できず、資金調達の選択肢が狭まる。

また、低利の制度融資は投資意思決定に影響し得るため、取扱銀行の多様化は投資促進効果を高めると考える。

1. 優遇融資は上限金利が相対的に低く設定され、資金調達コストを引き下げる効果がある。

2. 外銀に開放することで、外資企業は取引実績・グループ与信・外貨を含む資金管理等を踏まえ、より適切な銀行選択が可能となり、結果として台湾の投資促進にもつながる。

その他、金融市場の公正競争・サービス多様化の観点からも適切な要望内容であるとする。

1. 台湾で適法に営業し監督を受ける外銀が制度融資を扱えないことは、制度の運用面で競争中立性を損ない得る。
2. 取扱金融機関の範囲を広げることは、借り手企業の利便性向上に加え、銀行側の提案競争を促し、政策資金の波及効果を高める。

補充説明 (1)提案の背景・合理性

1. 制度背景と、外銀開放の政策整合性

「投資台湾三大方案2.0」等は、投資・雇用・産業高度化を後押しする枠組みとして周知されており、外国企業の台湾投資も対象になり得る。一方、優遇融資の実務運用では、取扱銀行が台湾内銀行中心で設計・周知されているケースが多く、外銀支店が制度融資を提供できないことで、制度趣旨（投資促進）と運用にギャップが生じうる。

外銀支店も台湾で銀行業免許の下に営業し、監督当局の監督を受ける以上、「制度資金の適正執行」、「KYC/AML」等の観点でも参加資格を認める設計にし得ると考える。

2. 優遇融資条件（低利）と、投資促進への寄与

優遇融資は一般に基準金利に一定幅を加えた上限設計となり、民間通常融資より低利になり得る。

こうした低利資金は、設備投資・研究開発・サプライチェーン再編等の資金需要に対し、投資採算性を改善し得るため、取扱銀行の拡大が制度アクセス改善に寄与するとの考えは投資促進政策に整合的である。

(2)他国の事例

シンガポール：Enterprise Financing Scheme (EFS)

政府支援の融資スキームであり、Participating Financial Institutions (PFIs) として複数の銀行が参加し、外資系金融機関が含まれる形で運用されている（制度詳細・参加金融機関一覧が公開）。

台湾に於いても同様に「参加金融機関」概念で整理すれば、監督・事務要件を担保しつつ外銀参加が可能であるとする。

（金融財務部会）

テーマ23 房地合一税制度における、不動産SPV取引への分離課税適用に関する所得税法改正について

要望事項 不動産事業者が、プロジェクト・ファイナンスやJV（共同事業）等の実務上の合理性から不動産SPV（特別目的会社、TMK）を用いて開発・売却型事業を行う場合において、一定の要件を満たすSPV持分の譲渡について、房地合一税の適用関係を見直し、過重な税負担と課税の中立性欠如を是正するため、所得税法の改正を要望する。

具体的には、次のいずれか（または併用）を要望する：

(1)SPV持分譲渡に「事業者向け特例分離課税（軽減税率）」を創設

1. 未上場の不動産SPV（TMK）持分の譲渡が房地合一課税の対象となる場合でも、不動産事業者が開発・売却を目的として組成したSPVについては、一定要件の下で法人実効税率に整合する分離課税へ移行または税率上限設定できる制度を創設する。

(2)房地合一税計算上の「欠損金（損失）控除・相殺」の一定範囲での許容

1. 房地合一税が分離計算となる結果、欠損金との相殺ができない点が、開発型ビジネス（期ズレ・原価計上・金利負担等が大きい）において資金繰り・投資意思決定を大きく歪めている。
2. そこで、少なくとも法人について、一定の範囲で、房地合一税課税所得と欠損金控除（繰越欠損金）との調整を可能とする改正を要望する。

開発型不動産事業では、現物不動産の売却だけでなく、実務上の要請からSPV株式（持分）の売却でExitすることが一般的に行われる。しかし、房地合一税の枠組みでは、SPV取引が「不動産取引の代替」とみなされる一方で、税負担は以下のように不均衡になり得る制度設計となっており、実質同等取引における「課税の中立性」が欠如していると考ええる。

1. 現物不動産の場合：もともと法人所得課税がベースにあり、房地合一による上乗せは「差分」になりやすい。
2. 株式売却（SPV持分譲渡）の場合：本来、証券取引所得の非課税（または課税限定）という制度背景があるため、房地合一税が税負担の純増となりやすい。
3. 更に、房地合一が分離計算であれば、欠損金との相殺不可により、開発業の景気循環・案件間損益調整を阻害し、投資判断を歪める。

また、SPVは不動産開発の標準的インフラであり、税負担の過度な偏りは、取引コスト増（Exit手段の制限）、外部資本算入の阻害、都市更新・再開発の資金循環の停滞などを通じ、住宅供給・産業不動産整備・都市競争力に中長期で影響し得ると考えられ、供給促進・都市更新・対内投資の阻害要因となっていると考えられる。

補充説明 (1)提案の背景・合理性

房地合一税が、一定の不動産保有SPVの未上場株式等の取引まで捕捉するのは、形式的に株式売買であっても実質は不動産処分であり、課税逃れを防止する趣旨として合理性がある。一方で、不動産開発実務においてSPVは、

- ・倒産隔離（プロジェクト単位のリスク管理）
- ・金融機関のコベナント・担保設定
- ・JVの権利義務整理（出資比率・優先劣後構造）

等の理由から利用され、租税回避目的に限定されない。そのため、回避防止規定が実務標準の構造を広く巻き込み、結果として過重負担になる場合は、目的に沿った精緻化が必要であると考えられ、房地合一税における「持分譲渡」捕捉の政策目的と、開発実務のズレが課題である。

本要望は、房地合一税の趣旨を否定するものではなく、次の原則に沿って制度を改善する提案である：

1. 中立性：同じ開発利益に対して、Exitの形式（資産譲渡/株式譲渡）で過度に税負担が変わらない様にする。
2. 簡索性：個別照会や事後否認依存を減らし、要件を明文化。
3. 予見可能性：投資段階で税コストを見積もることができ、資金調達を円滑化。

(2)法令条文と規定内容

・所得税法第4條之4

台湾内の不動産（房地）の譲渡所得を房地合一の対象として取り扱う枠組み。併せて、一定要件を満たす「股份／出資額（未上場株式等）」の取引を、実質不動産取引として房地合一課税の射程に含める考え方が規定されている。

・同第24條之5

営利事業（法人）の不動産譲渡所得について、通常の課税所得計算と切り分け、分離計算・分離課税する枠組み（房地合一）が規定されている。

・同第5條

営利事業所得税（法人課税）の基本税率（一般的に20%が基準）。

・同第39條

一般の営利事業所得税における欠損金控除（繰越等）に関する規定。

・同第4條之1ほか

証券取引所得（特に個人）について、所得税課税が停止（非課税扱い）とされてきた経緯があり、別途「証券取引税」等に対応する体系となっている。

(3)他国の事例

各国でも「Land-rich/Property-rich」の株式譲渡を不動産譲渡と同様に扱

う制度は広く見られる一方、事業再編・正当な事業目的については除外・軽減・繰延等を設ける例がある。

1. **米国（FIRPTA）**：外国人投資家が不動産保有法人持分を譲渡する場合に課税（実質不動産課税の考え方）。一方で、取引類型や例外規定・源泉制度など、執行可能性を重視した精緻な設計。
2. **英国・豪州・カナダ等**：不動産SPV（TMK）の持分譲渡を課税対象に含める枠組みが存在（キャピタルゲイン課税・源泉・申告義務など）。ただし、事業再編や一定の組織再編にはロールオーバー（繰延）等の考え方が採られることがある。
3. **EU諸国（例：ドイツ等）**：株式譲渡による不動産移転を補足する仕組み（不動産移転税の「Share deal」規制等）を持つ国がある一方、法人株式譲渡益に参加免税（participation exemption）があるなど、税目横断でバランスを取る設計も見られる。

上記を踏まえると、台湾でも「回避防止としての捕捉」は維持しつつ、開発型SPVという実務標準に対しては、税率・損益通算・要件明確化で中立性を回復する余地があると考ええる。

（金融財務部会）

テーマ24 金融機関におけるクラウドサービス利用にかかる規制の見直し

要望事項 クラウドサービスの広範な活用による台湾の金融機関のビジネス発展にむけ、金融機関がクラウドサービスを利用する場合における審査・承認手続の合理化および規制の見直しを要望する。

補充説明 現状、台湾の金融機関がクラウドサービスを利用する場合、「金融機構作業委託他人處理内部作業制度及程序辦法」第18条、19条、第19-1条および第19-2条（以下「本規制」という。）に従う必要がある。

本規制においては、特に重要業務に該当するクラウドサービスの利用や海外クラウドサービスの利用に関し、金融機関が顧客情報を含むデータをクラウドサービスに保存・処理する場合、多岐にわたる詳細な要件に適合していることを証明する書類を事前に主管当局へ提出し、承認を取得しなければならない旨が規定されている。しかしながら、当該規定への対応に伴うオペレーション負荷が、金融機関によるクラウドサービスの利用の阻害要因となっているものと認識している。

クラウドサービスの活用による台湾金融業の発展を促進する観点から、本規制の見直しを要望する。

特に、当局により認証されたクラウドサービスの利用について承認手続を簡素

化するなどの制度を整備することで、金融機関がクラウドサービスを利用しやすい環境が構築され、ひいては台湾経済の発展に寄与するものとする。

なお、見直し条文案および日本の類似制度に関する情報については別紙に記載する。

参考URL：<https://law.fsc.gov.tw/LawContent.aspx?id=FL040528>

⇒添付資料：見直し条文案と日本の類似規制

(情報通信部会)

テーマ25 台湾専利法への間接侵害制度の導入について(継続事項)

要望事項 専利法において、「予備的行為」や「幫助的行為」を規制する間接侵害を規定することを要望する。

補充説明 ①現在の台湾専利法には、米国や日本など多数国の特許法で導入されている間接侵害制度がない。装置に専用で用いられる消耗品等について、発明の各構成が一体不可分で効果を奏するなどの理由から、装置と消耗品等の其々で専利出願することが難しい場合がある。間接侵害制度が無いことにより、上記消耗品等について、品質の担保のない互換部品が流通するケースが生じている。このような予備的・幫助的な行為を抑制することは、専利権者の経営環境を保護するのみならず、製品の品質、安全性等の担保に繋がることから、製品を利用する台湾のユーザーの権益にも資する。

②民法の規定を適用した判決があるが、以下の点で不十分であるため、専利法において間接侵害を明示的に規定するべきと考える。

- ・直接侵害者の権利侵害の証明の困難性等により、民法の共同不法行為（第185条第1条）として損害賠償請求が認められた判例は少なく、法的な安定性が低い。
- ・損害賠償請求の他に、専利侵害に対する主要な救済手段として、侵害を未然に防止するための差止請求がある。しかし、民法の原状回復規定（第213条）や排除命令規定（第767条）が裁判所で認められた事例はなく、専利権者の保護が不十分である。また、民法の規定に基づき間接侵害行為を認定した上で、侵害の排除（差止請求）については専利法第96条を適用した判決もあるが、このような司法の運用が法体系上適切なのか、疑義がある。

③なお、台湾専利師公会（※）も「2020智財白皮書」（P2. 一（四））において、「間接侵害制度の導入により専利権の保護強化を図ることは、台湾企業にとって有益であるとともに、外国企業による研究開発投資の促進に資する」旨、建議している。このように、間接侵害制度の導入については、日系企業のみならず台湾ユーザーにも一定のニーズがあるものと承知している。

(知的財産委員会)

テーマ26 審判制度改革の推進について（継続事項）

要望事項 専利の審判制度に関し、①専利行政処分不服に対する審判の簡略化、及び②無効審判及びその審決取消訴訟の当事者対立構造の導入を要望する。

①智慧財産局の再審査と経済部の訴願手続きを統合し審判部を創設、「前置審査」の導入、及び「合議制（複数人の合議体による審理）」の導入を要望する。

②専利権の取消しを求める無効審判において、現在は、行政処分を下した智慧財産局が被請求人（審決取消訴訟では被告）となるが、当該専利権を有する権利者を被請求人とし、自身の権利に対して権利の主張を行うことができる当事者対立構造の導入を要望する。

補充説明 上記①については、審理において技術的な知識を有する智慧財産局の審査官の知見を活用可能であるとともに、訴願手続きを智慧財産局に統合することで、手続きが簡素化される。また、②については、第三者からの権利の取消しの求めに対し、権利者自らが反論可能となる。これらはいずれも迅速かつ的確な審理及び知財紛争の解決に資するものであり、台湾知財制度の国際調和が一層推進され、また、日本のユーザーのみならず台湾のユーザーにも裨益するものと考ええる。

特許・商標登録無効審判の当事者対立構造の導入及び無効審決に対する不服の行政救済手続の簡素化等に関連する法改正の草案は、2024年1月末の立法委員の任期満了とともに廃案となり、現在、智慧財産局が改めて検討し直す段階にあること、当該改正草案に対する賛否があり、智慧財産局の予算や人員体制を整備せずに実施した場合には審査効率が低下する可能性がある点を指摘されていたことは、承知している。

行政機関の予算や人員を即座に増やすことが困難である点は理解するが、本要望は、迅速かつ的確な審理及び知財紛争の解決に資するだけでなく、台湾知財制度の国際調和を一層推進し、台湾のユーザーにも裨益するものであると考えるため、引き続き要望する。

経済部智慧財産局におかれては、各界の合意形成に向けたアプローチ・働きかけに引き続き取り組んでいただき、制度改革が実現することを期待する。

（知的財産委員会）

国際水準と乖離した規制の解消

関税引き下げ、非関税障壁解消、経済連携協定締結

テーマ27 越境EC拡大下におけるOTC医薬品流通規制の見直し

― セルフメディケーション推進の観点から ―（継続事項）

要望事項 近年、越境ECを通じたOTC医薬品の個人輸入が急速に拡大する一方、台湾内

においてはOTC医薬品のオンライン販売が厳格に制限されており、医薬品流通における制度上の非対称性が顕在化している。

この結果、本来は安全性・品質が確保された正規流通を通じて供給されるべき医薬品が、非正規に流通し、その流通網が拡大する構造が形成されつつある。これに伴い、正規流通品を扱う台湾の小売店やメーカーが相対的に不利な状況に置かれている。

当局においては、越境ECに関して既存法制度に基づく一定の運用および監視体制が整備されていることは認識している。また、先日6月2日には越境ECに関わる課題の解決に資する法改正草案（衛授食字第1151402724號）を公布しており、その施行により制度改善が期待される。当該草案については、できる限り早期に法制化を進め、速やかに施行されることを要望する。

一方、当該草案が施行されるまでの現行の対応は、主として既存制度の運用や事後的対応にとどまっており、越境ECの拡大に伴う流通構造の変化、経済的影響、安全性リスクの高度化といった構造的課題に対して、制度横断的かつ実効性の高い対応が十分とは言い難い状況にある。特に、

- ・台湾内OTC医薬品オンライン販売規制と越境ECとの制度的不整合
- ・台湾内メーカー・流通事業者への経済的影響や税制上の不均衡
- ・未承認医薬品・偽造医薬品の流入による安全性リスク

といった課題は相互に密接に関連しており、個別対応ではなく包括的な制度検討が引き続き必要と考えられる。

これらの課題は、単にOTC医薬品の販売形態や規制の在り方にとどまるものではなく、今後台湾が直面する超高齢社会において、セルフメディケーションを支える持続可能で安全な医薬品供給体制をいかに構築するかという、より上位の政策課題と密接に関係している。

正規流通を基盤とした健全な医薬品サプライチェーンを確立することは、消費者の安全確保のみならず、国内産業の発展、国際的なサプライチェーンの信頼性向上、ひいては公衆衛生政策全体のレジリエンス強化にも資するものと考えられる。

台湾内におけるOTC医薬品オンライン販売規制の在り方について

台湾内では、OTC医薬品の安全性確保を目的として、オンライン販売に対する厳格な規制が設けられている一方で、消費者の購買行動は急速にデジタル化しており、越境ECを通じた海外製OTC医薬品の購入が事実上容易な状況となっている。（⇒添付資料1：越境ECの現状他）

このような状況において、国内の正規流通には厳格な規制が課される一方で、

海外からの購入については消費者が比較的容易にアクセスできる環境が存在し、安全性確保という制度目的の観点から見た場合、現行制度の実効性について検討の余地があると考えられる。

そのため、全面的な自由化を求めるものではなく、

- ・販売可能なOTC医薬品の範囲を限定した試行的導入（⇒添付資料2：他国事例）
- ・特定の製品カテゴリーから段階的に緩和を検討する

といった形で、**安全性確保を前提とした段階的かつ管理されたオンライン販売の導入**について、検討をお願いしたい。

このような措置は、正規流通を通じた製品供給の利便性を高めると同時に、消費者を越境ECや非正規ルートから、国内の管理された流通へ回帰させる効果も期待できる。（関係省庁 デジタル発展部 衛生福利部）

越境ECに関する医薬品規制の実効性強化について

越境ECを通じた医薬品流通に対しては、これまで一定の監視・指導が行われてきたものと理解しているが、今後は**制度の実効性を一層高めるための新たな枠組みの検討**が必要と考えられる。具体的には、

- ・一定の条件に該当する海外事業者や製品を対象に**ランダムで抜き取り検査を実施する制度**（⇒添付資料3：抜き取り検査想定案）

虚偽表示や未承認医薬品取扱いが確認された場合には、実効性ある是正措置などの対応を組み合わせることで、形式的な規制にとどまらない、実質的な安全確保が可能になると考えられる。

このような措置は、正規に承認・登録を行う事業者との公平性を確保すると同時に、消費者が意図せず安全性リスクの高い製品を入手してしまう事態を抑制することにも資する。（関係省庁 衛生福利部 デジタル発展部 財務部）

正規流通を通じたセルフメディケーションの健全な発展と制度運用の課題

正規流通を通じたセルフメディケーションの健全な発展を支える観点からは、

- ・日本医薬品添加物規格（JPE）および日本薬局方外医薬品規格（JPC）の位置付け
- ・長年の使用実績を有するOTC医薬品に対する不純物試験の運用の在り方といった薬事制度運用上の課題も、越境EC問題と切り離して考えることはできない。これらの制度運用が硬直的に適用されることは、正規ルートでの製品供給を困難にし、結果として非正規流通を助長する要因となり得る。

とりわけ、日本医薬品添加物規格（JPE）および日本薬局方外医薬品規格（JPC）は、日本国内において長年にわたり運用されてきた品質規格であり、医薬品添加物や原薬の品質、有効性及び安全性を確保するための基準として活用されている。

しかしながら、現行制度下においては、JPCおよびJPEが台湾における医薬品承認申請の際に十分に活用できない状況にあり、このことが日本企業にとって台湾市場への投資や製品展開を控える要因の一つとなっている。（⇒添付資料4：日本のOTC医薬品が台湾消費者に届くまでの流れ/過去白書提案内容）

特に台湾では、越境ECを通じて日本製のOTC製品が高い人気を博しており、その中にはJPCおよびJPEに基づいて品質管理が行われている製品が多数存在している。一方で、これらの製品の正規ルートによる市場参入は必ずしも容易ではなく、結果として越境ECを通じた流通への依存が高まっていると考えられる。このような状況は、公平な市場競争および消費者保護の観点からも検討の余地があるものと考えられる。

そのため、JPE・JPCを日本薬局方と同等に位置付けること、ならびにOTC医薬品における不純物試験の合理的免除・簡素化を検討いただきたい。（関係省庁衛生福利部）

以上を踏まえ、本要望では以下の三点を相互に関連する課題として位置付け、関係省庁横断による包括的な制度検討と、そのための全議題会議（横断的検討会）の開催を要望する。

1. 台湾内におけるOTC医薬品オンライン販売規制の合理的かつ段階的な緩和（安全性を前提とした限定的で管理されたオンライン販売の試行導入を含む）
2. 越境ECに関する医薬品規制の実効性強化（特定の会社を対象にランダムで抜き取り検査を実施する制度の導入等）
3. 正規流通およびセルフメディケーションの健全な発展に向けた制度運用の再評価と見直し（JPE・JPCを日本薬局方と同等に位置付けること、ならびにOTC医薬品における不純物試験の合理的免除・簡素化を含む）

補充説明 1. 越境EC拡大による医薬品流通構造の変化と制度課題

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、消費者の購買行動は急速にオンラインへと移行し、OTC医薬品についても越境ECを通じた個人輸入が常態化している。

こうした越境ECでは、台湾で承認を受けていない医薬品や、有効成分量・成分内容が台湾基準と整合しない製品、さらにはコデイン等の規制対象成分を含有する製品、GDP基準を満たさない製品や偽造医薬品であっても、市場に出回ってしまっている実態がある。（⇒添付資料5：越境ECサイト販売状況）

政府回答においては、水際検査の強化、個別申請制度、消費者への注意喚起といった既存制度の運用状況が説明されている。しかしながら、海外ECプラットフォームに対する管轄権や実行上の制約、少額・多頻度の個人輸入を通じた実質的な商業流通への対応など、越境EC特有の構造を前提とした制度設計に踏み込

んだ対応は、未だ十分に示されていない。

その結果として、医薬品の安全性リスクが消費者の自己責任に委ねられやすい構造や、法令遵守に伴うコストを負担する正規事業者のみが不利な競争環境に置かれる状況が、固定化しつつある。

2. OTCオンライン販売規制の不整合と国内正規流通への影響

台湾内においては、OTC医薬品のオンライン販売が限定的にしか認められていない。一方で、越境ECを通じて同種・類似の製品が事実上制限なく流通しているという現状は、制度上の整合性を著しく欠いている。

この不整合により、厳格な規制を遵守する台湾内の認可薬局は、オンライン販売において相対的に不利な立場に置かれている。また、越境ECと比較した場合、正規流通ルートでの購入利便性が相対的に低いことから、一部の消費者が越境ECなどを利用する要因の一つとなっていると考えられる。

越境ECとの制度的整合性を踏まえれば、厳格な管理条件を前提とした台湾内におけるOTC医薬品オンラインの販売拡充や、取り扱い品目の合理的な見直しを行うことで、安全性と利便性の両立は可能であると考えられる。

3. 安全性リスクと消費者保護の限界

現行制度の下では、未承認医薬品等による健康被害が発生した場合であっても、薬害救済制度の対象外となるほか、流通経路の追跡が困難であるなど、消費者保護の観点から課題が残されている。加えて、中文表示のない製品を使用することによる誤用や過量摂取のリスクも高い。

日本では近年、若年層を中心にOTC医薬品の過量摂取（オーバードーズ）による死亡事故が社会問題化しており、その背景には、オンラインを通じて容易に入手できる製品の存在が指摘されていた。（⇒添付資料6：事例まとめ）

同様の成分を含む製品が、台湾から越境ECを通じて購入可能な経路が確認されている現状を踏まえると、これは将来的な公衆衛生リスクとして看過できない問題である。

4. 経済的影響および税制上の不均衡

越境ECによる低価格製品の流入は、台湾国内の製薬企業、卸、薬局・薬店に対して、強い価格競争圧力を与えている。（⇒添付資料7：価格差事例）

一方で、個人輸入に関する課税制度は、少額免税や回数制限といった枠組みを前提としており、現在の越境ECの実態に必ずしも即しているとは言えない。

前提として、越境ECサイトはすべて日本法人として設立されており、代金等は台湾の消費者から直接日本に支払われている。そのような前提の中で、本来、

国内流通であれば発生する関税・営業税等の税收機会が失われることにより、台湾内の医薬品産業基盤の弱体化や薬事監視・消費者保護に関する施策への継続的な投資に対し、中長期的な影響を及ぼすことが懸念される。

越境ECの実態を踏まえ、産業政策と消費者保護の両立という観点から、監督および税制の在り方を再検討する必要がある。（関係省庁 衛生福利部 財務部）

5. 正規流通を巡る制度運用上の要因との関係

本件は、これまで要望してきた薬事制度運用上の課題とも密接に関連している。具体的には、日本薬局方外医薬品規格（JPC）および日本医薬品添加物規格（JPE）が、日本薬局方と同等に取り扱われていない点、ならびに日本由来OTC医薬品に対する不純物試験要求が硬直的に運用されている点である。

これらの制度運用は、日本企業による正規ルートでの申請および安定供給を困難にし、結果として越境ECなどの非正規流通が相対的に有利となる構造を助長している。

特にOTC医薬品の不純物試験については、長年の使用実績を有する製品に対し、一定条件下で合理的な免除等を検討する余地があると考えられる。こうした見直しは安全性を損なうものではなく、むしろ正規流通を促進し、制度全体の実効性を高める方向に資するものである。（関係省庁 衛生福利部）

6. 包括的・横断的議論の必要性和要望

越境EC規制、OTCオンライン販売、薬事承認制度運用、税制およびデジタルプラットフォーム対応は、単一省庁の所管にとどまる課題ではなく、衛生福利部、財政部、デジタル発展部、NDC他各省庁の連携が不可欠な横断的課題である。現在公開されている修正草案（衛授食字第1151402724號）については、その趣旨を踏まえ、早期の法制化および施行が図られることを期待する。あわせて、関連する課題を個別に検討するのではなく、相互の関連性を踏まえた総合的な制度設計を進めるため、関係部局を一堂に集めた全議題会議の開催を、2026年においても引き続き要望する。

（医薬品医療機器部会）

テーマ28 100V製品の台湾域内販売規制強化について

要望事項 越境ECプラットフォームにおける100V製品販売の取り締まり強化を要望する。

補充説明 台湾で電気製品を販売する場合、BSMI（經濟部標準檢驗局）は認証の取得を義務付けており、電圧や電流が基準に合致していない場合は、不合格とみなし市場での販売を禁止するという規定がある。

近年越境ECビジネスがより活発になり、BSMIの認証を取得していない100V

電気製品が越境ECサイトを通して台湾域内で販売されるケースが増加している。

越境ECプラットフォームにおける100Vの販売規制を強化することで、製品の安全性と品質の保証をより強めることにつながると思う。

(電機電子部会)

テーマ29 食品の並行輸入対策について

要望事項 食品の正規輸入代理店の権利保護

- ・ 正規輸入代理店以外の第三者における並行輸入品が市場における価格競争を引き起こし、正規輸入代理店の権利が侵害されている。
- ・ したがって、正規輸入代理店権利保護の観点から、第三者の輸入/通関での規制を要望する。
- ・ 台湾輸入時における各種書類の厳格な確認により、並行輸入の規制を要望する。

- 補充説明**
- ・ 日本メーカーにおいては、台湾への輸出にあたり、正規代理店を定めているにも関わらず、第三者による並行輸入が数多く見られる。
 - ・ 本来台湾輸入時には各種書類審査（製造地証明/食品成分表/製造工程表/検査結果等）が行われる。書類提出先は以下のとおり
酒類：財政部国庫署 食品：衛生福利部食品藥物管理署（FDA）
 - ・ また書類に必要な情報は、正規代理店しか保有していないものも多く、並行輸入業者は正しくかつ十分な情報を記載した書類を提出していない可能性が高い。また通関時にも黙認または確認されていないケースも散見される。

(食料物資部会)

テーマ30 台湾の食品表示法、輸入規制等の明確化、及び照会窓口の創設

要望事項 台湾の農産・水産品を日本や米国に輸出、反対に海外から食品を輸入して台湾内で販売する業務を手がける業者は、輸入する際に乙仲に法務を問い合わせている。商慣行や法務等を総合的に案内する部署がなく、創設して欲しい。

また、法律や基準に関してはわかりにくい上、改定が頻繁にある。条文だけでは読み取ることが困難な部分を含めて、最新の規定を分かりやすく理解できる機会があると、業務がスムーズになり、台湾に安全・安心な食品を輸入し易くなる。法律や基準の明確化と担当部署によるセミナーの開催や照会窓口開設を期待する。

補充説明 具体的な事例をあげると、鰻。大陸の鰻は輸入が禁止されているが、冷凍品は輸入可、またはベトナム経由で輸入、台湾で多少なりとも加工されれば台湾産になるとされており、業者にとっては分かりにくい。日本も食料自給率が低いので、農産・水産・畜産全てにわたって輸入に依存しているが、基準はより明確。海外から食品を買付けて台湾内で販売する業者として、台湾の法令を理解して、より

安全、安定的な供給体制を確立していきたいというのが要望の趣旨。

(高雄支部)

テーマ31 日本酒、焼酎などの酒類の関税率引き下げについて(継続事項)

要望事項 酒類関税において、ウィスキー/ビール(0%)、ワイン(10%)等と比較して、日本酒(20%)、焼酎(40%)の関税率は非常に高くなっている。

台湾には、日本各地を訪れ、その土地固有のそれら酒類を嗜んだ経験を持つ人や日本の飲食文化を理解し、好む人も多いことから、該当カテゴリーの市場価格が適正となりさえすれば、より多くの人の購買が喚起され、関税収入減を上回る営業税、酒税及び営利事業所得税の収入増も期待できると考える。従って、日本酒、焼酎などの関税率の引き下げを要望する。

補充説明 2019年には日本酒の関税は下げられたが、依然として日本酒、焼酎については関税が高率であり、市場価格も高く設定せざるを得ないため、十分な市場競争力を持ち得ず、市場拡大や売上増に繋がれていないと判断する。

また、日本酒及び焼酎等の酒類の原料であるお米が、台湾の主な農産物であり、過度な関税率の引き下げは台湾産の関連製品の市場シェアを下げ、台湾の主な食糧の販売に影響する懸念は理解するが、現状の関税率は他のアルコールと比較しても突出して高いと言わざるを得ないと考える。

(食料物資部会)

テーマ32 琉球泡盛の関税率引き下げについて(継続事項)

要望事項 2019年7月26日に穀物酒(主に清酒)の関税率を40%から20%に引き下げられたが、琉球泡盛を含む蒸留酒は依然として40%の関税率となっている。

これまでも台湾政府農業部及び財政部より、関税率引き下げの要望の際には日本と台湾間の自由貿易協定、経済連携協定等の更なる進展が必要とのことで回答をいただいている。

日台双方の経済連携協定等の進捗を踏まえながらということではあるが、議論の進展に繋がるよう、引き続き関税率の引き下げについて要望してまいりたい。

補充説明 琉球泡盛は40%という高い関税に加え、酒税等が課され、台湾市場での価格は高価なものになっており、台湾での流通の障壁になっている。また、2024年12月5日、琉球泡盛は、日本の「伝統的な酒造り」として、ユネスコの無形文化遺産に登録された。泡盛という商品を通して、酒造りの文化を後世に受け継ぐことは非常に重要なことである。台湾の方が、泡盛の文化的価値等にも触れやすい環境整備にもつながるため関税率の引き下げを要望したい。

(運輸観光部会)

テーマ33 自動車部品輸入関税の引き下げ政策について（継続事項）

要望事項 ●要望内容：

1. 現在の台湾完成車生産は規模が小さく、部品の輸入依存度が比較的高い。且つ自動車部品の輸入関税は完成車が17.5%に対して部品が17.5～15%の品目が多数存在し税率差もほぼ無し。
2. 米国からの完成車輸入関税ゼロ等、完成車輸入促進が進む中、完成車輸入関税に比べ高止まりしている自動車部品の輸入関税の引き下げを行うことで、完成車OEMの原価押し上げを防ぎ、台湾での完成車生産増を図り、国内自動車産業の活性化・発展及び国際競争力強化を目的に要望する。

●具体的な要望内容：

2019年度自動車部品の輸入関税税率引き下げにつき、法改正案の作成・審議頂いたものの時間切れで法制化に到らず。

現在、台湾車両公会を通じエンジンや部品など13項目の関税引き下げを改めて要望中。（13項目については、添付資料ご参照）

上記要望について、ご検討につきお願いしたい。

補充説明 ⇒添付資料：自動車部品13品目に関する輸入関税引下げ提案リスト
(自動車部会)

テーマ34 オープンレンジ・トースターの貨物税の減免について

要望事項 オープンレンジ・トースターの貨物税について、これらの商品は現行制度では耐久消費嗜好品とみなされているため、本会の調査では他の家電製品と比較すると相対的に高い15%に設定されている。

実際にオープンレンジ・トースターといった商品は現代の生活において生活必需品となっているにも関わらず、嗜好品と見做され依然として他カテゴリーより高い税率を設定されている。またその高い税率は台湾での小売価格に反映され、台湾の消費者に不利な状況を招いている。

補充説明 無糖飲料と家電製品の貨物税について見直しの検討が開始されている。

- ・ 2025年6月：議員による提案と委員会での審議通過
- ・ 2025年6月17日：複数の政党の議員が記者会見を開き、健康的な飲料の選択を促すため、無糖飲料を貨物税の課税対象から外すよう正式に提唱。この提案は、与野党の議員から広く支持を得た。
- ・ 2025年6月18日：立法院財政委員会で「貨物税条例」改正案が予備審議を通過し、「無糖の市販飲料」が正式に貨物税免税の対象となった。
- ・ 2025年8月：法案の三読可決と正式施行

・2025年8月5日：立法院本会議で「貨物税条例」改正案が三読可決。

⇒これにより、無糖飲料が免税になるほか、テレビ、ビデオデッキ、レコードプレーヤー、テープレコーダーの4つの家電製品も課税対象から除外されることとなった。法案には、税額控除分が業者から消費者に還元されているか、財政部が追跡調査することを求める付帯決議も盛り込まれた。立法院は、財政部に対し、1年以内に音響セットや電気オーブンといった家電製品の貨物税減免に関する評価報告書を作成するよう求めた。

⇒2025年8月20日：正式に法案の可決が発表された後、台湾の大手飲料メーカーである統一企業などが率先して対応。貨物税免除の条件を満たす自社の無糖飲料について、出荷価格を1台湾ドル引き下げ、減税分を消費者に還元することを発表。

⇒2026年4月24日現在：本会の調査では音響セットやオーブンレンジ等の家電製品の貨物税減免に関する評価報告書は上がっていない。

(電機電子部会)

人材・電力の制約の解消

人材・労働力・電力不足の解消

テーマ35 労働基準法第30条（労働時間規制）に関する制度運用の改善要望

要望事項 日本のフレックスタイム制度のように、日ごとに労働時間を柔軟に増減し（例：ある日はコアタイム相当の6時間のみ勤務し、別日は10時間勤務するなど）、月内の総労働時間で調整する柔軟な運用を実現したいものの、現行制度では実施しにくい実態がある。この背景には、労働基準法第30条には、2週間（および8週間）単位での労働時間配分制度が規定されているものの、多く働いた分を休暇等で相殺する考え方が中心であり、日本のフレックスタイム制度とは性質が異なる。このため、企業が従業員の柔軟な働き方を実現・促進しようとしても、当該制度が問題となってしまう。

労使協議により合意することを前提に、現行規定で認められている上限（例：1週48時間等のMAX）を遵守しつつ、月内での勤務時間のフレックス調整をより柔軟に行えるよう、制度運用またはガイドラインの見直しを要望する。

【要望内容】

1. 労使協議により合意することを前提に、月内の総労働時間で調整できるフレックス運用を認めてほしい。（例：ある日は短時間勤務、別日は長時間勤務とし、月内で相殺）
2. その際、現行制度で想定されている上限（例：1週48時間等）を遵守する枠

組みおよび算定方法を明確化し、企業がコンプライアンスを確保しながら運用できる指針を整備してほしい。

3. 現行の2週間（および8週間）変形労働時間制度について、多く働いた分を休暇付与で相殺する運用に偏ることなく、フレックスタイムなどによる月内調整が可能となるよう、制度趣旨および運用解釈の明確化、または見直しを検討してほしい。

補充説明 日系企業を含む外資系企業では、グローバルスタンダードに基づいた柔軟な労働時間制度を導入している例が多い。他国（韓国やシンガポール）では、変形労働時間制度について、より簡素で実務に即した規定が整備されていることもあり、台湾においても投資環境の整備および人材確保の観点から、同様の制度改善が有効であると考えられる。

（金属部会）

テーマ36 労働基準法第32条 一日の労働時間に係る柔軟な運用について（継続事項）

要望事項 （特定な業界・業務、継続性を伴う現場対応における一日の労働時間上限の緩和）

労働者の健康や安全を確保しつつ、特別条項や例外規定の適用拡大などの労働時間緩和措置を要求する。現在、台湾の半導体業界は世界をリードし続けるために設備投資や研究開発への投資を継続的に強化しており、その結果、高度技術者の業務量が増加している。こうした状況を踏まえ、日系企業としても台湾半導体業界のさらなる発展に貢献したいと考えている。

台湾の労働基準法第32条第2項では、通常労働時間と延長労働時間を合計した一日の労働時間は、12時間を超えてはならないと規定されている。これは労働者の健康保護の観点から重要な規定である一方、特定の業務や継続性を伴う現場対応においては、実務上、より柔軟な運用が必要となるケースも存在している。

例えば、機械設備の稼働監視、設備トラブル対応、システム障害対応、生産ラインの復旧、顧客先での機械設置・修理、半導体・製造現場におけるエンジニア対応等においては、業務負荷自体が必ずしも高くない場合であっても、長時間にわたり人員の配置が必要となることがある。特に、顧客先での設備修理や生産設備の復旧対応等については、作業完了前に労働時間の上限に達したとしても、実務上、作業を中断して後日に持ち越すことが困難なケースが少なくない。

このような現場において担当者が途中で業務を離れることは、安全性、品質、納期、顧客対応に重大な影響を及ぼす可能性がある。しかし現行制度上は、天災事変等の例外的な場合を除き、いかなる状況であっても一日12時間を超える勤務は認められていない。そのため、企業がやむを得ず継続対応を行った場合であっ

ても、形式上は違法な長時間労働として扱われるリスクがあり、実務と法制度との間に乖離が生じている。

そのため、労働者の健康保護を前提としつつ、労使双方の同意がある場合に限り、特定の継続対応業務については、一日の労働時間の上限を緩和できるよう制度見直しを検討いただきたい。対象業務については、設備トラブル対応、緊急修理、システム障害対応、生産ライン復旧、顧客先での機械設置・修理等、業務の中断が安全性・品質・納期・顧客対応に重大な影響を及ぼす場合に限定することが考えられる。

これにより、企業にとっては人員配置や現場対応における実務上の負担を軽減できるとともに、中断が困難な業務における時間外労働の問題に、より現実的かつ柔軟に対応することが可能となる。また、制度上の例外を明確化することで、企業が適切な手続きと労使合意のもとで対応できるようになり、実務上必要な対応と労働者保護の双方を両立しやすくなるものである。

そのため、現場継続対応等については、労使双方の同意、事前申請または事後届出、適切な休憩付与、健康管理措置、代休・割増賃金の適正支給等を条件として、一日12時間を超える延長労働を条件的に認める制度整備を検討いただきたい。

（金融機関システム障害対応の「天災・事変・突発事件」への分類）

台湾の労働基準法第32条第3項において、天災・事変・突発事件の場合には、労働組合または主管官庁への事後報告によってこれを超えることができるとされている。一方で、「天災・事変・突発事件」の定義・運用基準では、銀行など金融機関のシステム障害対応が例外的措置の対象と認められず、復旧業務に従事する労働者の一日12時間を超える労働が原則として禁止されている。

一方で、金融機関は社会・経済の安定運営に不可欠なインフラであり、システム障害発生時等の緊急事態発生時には速やかな復旧対応が求められる。また、システム障害は、自社の障害以外にも、決済ネットワークの不具合や、ネットワークに接続している金融機関側のトラブル等、原因や不具合の規模も多種多様であり、その都度、関係者が知恵を絞って金融インフラの維持に尽力している状況である。

ついては、政府に対し、金融機関のシステム障害対応を「非常事態」として例外的に認めるよう、定義および運用基準の見直し・明確化を要望する。これにより、金融システムの安定運営と労働者保護の両立を図ることが可能となると考えられる。

補充説明 （半導体業界）

台湾の労働基準法では時間外勤務が原則として月46時間以内、かつ3ヶ月で138時間以内に規制されている。この規制は労働者の健康確保を目的とするが、特に急速に技術革新が進展する半導体産業では、柔軟な労働時間運用が求められ

ている。昨今のグローバル競争激化や地政学的リスク増加を踏まえ、台湾半導体業界は高い技術力と生産体制の維持・強化が不可欠である。

台湾の労働基準法改正（2018年1月）以降、時間外労働は通常労働時間と合わせて一日12時間以内、月46時間以内に限定されているが、特別条項の適用により、労働組合の同意または労使協議の合意があれば、1ヶ月で54時間、3ヶ月で138時間まで延長可能とされている。一方、日本ではサブロク協定により、年間6回まで月45時間超の残業が認められ、最大月100時間、年間720時間までの残業も可能である。ただし、過労防止のため2～6ヶ月の平均で80時間超は認められていない。

不確実な国際情勢下であっても、半導体業界の生産量および技術力の向上、高度技術者の育成は継続すべき不可欠な国家施策であると考え。本要望は、台湾域内における技術革新のみならず、人材の確保・育成の観点からも急務であることをご理解いただき、労働者本人が明確に希望し、健康状態を考慮したうえで特別条項を適用するなど、労働時間規制の緩和を実施していただきたいというものである。

（金融機関のシステム障害対応）

金融機関は、電気・ガス・水道等と同様、社会基盤としての役割を担っており、システム障害が発生した場合、経済活動や市民生活に重大な影響を及ぼす。

現状、労働当局の運用では、金融機関のシステム障害が「非常事態」に該当しないとされるケースが多く、復旧対応に必要な人員確保や迅速な業務再開が困難となり、社会的リスクが高まっている状況。

他国の事例として、例えば日本では、金融機関や公共インフラ事業者のシステム障害時において、例外的な労働時間延長が認められる特別条項が設けられている。また、欧米諸国でも、社会インフラの維持に関連する業務については、労働時間規制の柔軟な運用や、交代勤務体制等により、安定運営と労働者保護の両立が図られている。

こうした国際的な運用事例を参考に、台湾においても金融機関の社会的役割を踏まえた「非常事態」定義・運用基準の見直しが合理的かつ妥当であると考え。

（運用にあたって）

もちろん、長時間労働の常態化や労働者への過度な負担は避けるべきであり、あくまで限定的条件の場面に限るべきである。そのため、制度設計にあたっては、以下のような厳格な条件を設けることが考えられる。

- ・対象業務を設備復旧、システム障害対応、現場技術対応等に限定すること
- ・労使会議または労働組合の同意を得ること
- ・対象労働者本人の同意を得ること
- ・勤務途中に適切な休憩時間を確保すること

- ・勤務終了後に十分な休息時間を確保すること
- ・割増賃金または代休を適正に付与すること
- ・利用回数や月間上限を設定すること
- ・事前申請または事後届出により行政機関が把握できる仕組みとすること
- ・健康管理措置を義務付けること

このような条件を設けることで、労働者保護を維持しながら、現場実態に即した柔軟な対応が可能となる。違法状態を回避し、企業が適切に記録・申請・管理できる透明性の高い運用にもつながる。

本提案は、長時間労働を一般的に容認することを目的とするものではなく、特定の業務・緊急対応・現場継続対応等に関し、労使双方の同意と健康保護措置を前提として、例外的な運用を可能にすることを求めるものである。これにより、労働者の健康保護と企業の現場対応力の両立、さらには台湾における高度技術産業の安定的な運営につながるものとする。

(電機電子部会/サービス部会/金融財務部会)

テーマ37 労働基準法第35条 休憩時間付与方式の変更・柔軟化について（継続事項）

要望事項 労働基準法第35条において「4時間継続労働した場合少なくとも30分間の休憩を与えなければならない」と定められており、例外規定として「シフト制を採用している場合、またはその労働が連続性あるいは緊急性を有するものである場合、使用者は労働時間内において、その休憩時間を別途調整することができる。」としているが、「連続性」・「緊急性」の定義・解釈が曖昧な状況にあり、24年の個別会議にて労働部より回答のあった「通達（ガイドライン）」の作成と公表を求めてきた。

25年の個別協議では、全産業一律に適用する「通達（ガイドライン）」の発出は困難であるとしつつも、現時点での「連続性」及び「緊急性」に関する原則的な通達文書を一部、公表いただいたが、休憩時間の設定は産業ごとに多様であることから、労働基準法第35条の「連続性」と「緊急性」の解釈に関わる判断につき、工商会が提示する産業ごとの個別事例をそれぞれ検討いただき、休憩時間調整に関する行政通達の継続発出と広報・研修強化を引き続き求める。

また、定時勤務終了後に残業が発生する場合であっても、一律に休憩を付与したうえで残業を開始しなければならないケースがあり、実務運用上の課題となっているとの声もある。

実務上は、定時後の30分間を休憩時間として扱い、その間は残業代を発生させない運用となっているケースも見受けられる。しかし実際には、従業員が当該時間中も業務を継続していることが多く、結果として労働時間が適切に反映さ

れず、労働者にとっても不利益となる可能性がある。また、従業員本人としても、短時間の残業であれば「休憩を取得するよりも、早く業務を終えて帰宅したい」と考えるケースが少なくない。

そのため、定時勤務時間中に法定休憩を適切に取得していることを前提として、定時後の残業時間帯における追加休憩の付与については、労使双方の同意および本人の希望がある場合に限り、一定の柔軟な運用を認める制度見直しを要望する。具体的には、1時間以内の短時間残業については、終業後に追加の休憩時間を設けず、そのまま継続して勤務し、当該時間を残業時間として直接計算できるようにすることを求めるものである。

これにより、短時間残業の場合には、従業員が早く業務を終えて帰宅したいというニーズに応えることができる。また、実際に業務を継続している時間を適切に労働時間として反映することにもつながり、労働者保護の観点からも合理性がある。一方で、長時間の残業となる場合には、従来どおり休憩や食事の時間を確保したうえで勤務を継続する運用とすることで、労働者の健康確保にも配慮することが可能である。

補充説明 これまで労働部との協議において、以下の回答をいただいた。

(2025年版白書への労働部回答)

- (1)作業形態の多様化および実務上のニーズに対応するため、関連する行政解釈通知を発出し、各業種における休憩時間の設定に関する指針としている。これにより、台湾企業および外資系企業を問わず、労使双方が休憩時間の設定について柔軟に調整できる運用を可能としている。
- (2)近年の産業界の実務ニーズを踏まえ、労働者の健康および安全を確保することを前提として、休憩時間を柔軟に設定する運用について、引き続き通達および周知を行っている。
- (3)今後も労働検査員に対する教育訓練を一層強化し、監督・検査基準の統一を図るとともに、各地方労働行政主管機関と共同で労働法令に関する研修会を開催し、労働基準法における労働時間および休憩時間に関する規定の周知を行い、あわせて各方面からの意見を聴取していく。

(2026年3月14日 早期交流会)

- (一) 休憩時間の設定は産業ごとに多様である。航空作業とデパートの人員調整では異なるニーズがあり、単一指針は硬直的になり、運営の柔軟性を阻害する恐れがある。法律の範囲を超える行政指針は取らず、現段階では行政通達を原則的な規範とする。
- (二) 「休憩時間」は労働基準法第35条の「連続性」と「緊急性」の解釈に関

わるが、これらの用語を具体的に定義せず、法律運用の柔軟性を確保し、事業ごとに実情に応じた調整を可能にしている。地方労働機関による違反処分の多くは具体的な違反行為が原因であり、法令の硬直化とは異なる。検査官の教育訓練を強化し、統一した基準で運用していく。

- (三) 現行の休憩時間通達是一般的解釈が多い。航空業界の特殊事情により適用困難な場合は具体例の提出を求める。個別事例を検討し対応を検討する。なお、第35条但書規定の「連続性」勤務については引き続き関係者の意見収集を行い、労働者の健康を守りつつ連続勤務の区切りによる権益影響に対する法令解釈を検討する。

(結論)

1. 本件は産業ごとの特性の違いを伴うため、労働部は柔軟な休憩時間の取り扱いを引き続き周知するとともに、労働基準法第35条但書の「連続性」勤務に対する意見収集・検討を進め、連続勤務の中断が労働者権益に及ぼす影響の方向性を評価し法令解釈案を検討する。
2. 現時点での「連続性」及び「緊急性」に関する原則的な通達文書をまとめ、工商会に提供。
3. 工商会は航空業の各職種における休憩時間の柔軟運用に関する具体的な課題例をまとめて労働部に提出し、個別事案に即した通達作成及び地方労働検査官や企業に向けた指針整備を支援する。

休憩時間を調整する指針となる「通達（ガイドライン）」の作成と公表には至らなかったものの、現時点での「連続性」及び「緊急性」に関する原則的な通達文書を一部、公表いただいた。しかし、休憩時間の設定は産業ごとに多様であることから、労働基準法第35条の「連続性」と「緊急性」の解釈に関わる判断につき、工商会が提示する個別事例を検討いただき、休憩時間調整に関する行政通達の継続発出と広報・研修強化を引き続き求める。

また、例えばオフィスワーカー業種を非適用とするような、業務特性を踏まえた休憩時間調整に関する通達の発出についても引き続き求めたい。

現行制度では、業務の区切りや本人希望にかかわらず、一律に30分休憩取得を前提とした運用が行われる場合がある。

その結果、定時後から30分間については休憩扱いとなり、残業代の算定対象外とされる一方で、現場では実際に業務が継続されているケースも少なくない。このような場合、労働者にとっても実労働時間に対する賃金が適切に支払われないうリスクが生じる。

特にホワイトカラー職種や専門職、顧客対応・会議後の事務処理などにおいて

は、定時後に短時間の残務対応のみを行うケースも多く、一律に30分休憩を挟む運用は、実務との乖離が生じやすい。

そのため、

- ・ 定時勤務時間中に法定休憩を取得済みであること
- ・ 本人が早期退勤を希望していること
- ・ 実労働時間を適切に記録・管理すること

等を条件に、定時後残業時間帯における追加休憩については、柔軟な運用や免除を可能とする制度整備を検討いただきたい。

これにより、形式的な休憩運用を避け、実際の労働時間に応じた適切な賃金支払いを促進するとともに、従業員本人の希望に沿った働き方、企業側の適正な労務管理の双方に資するものとする。

(運輸観光部会/商社部会/サービス部会)

テーマ38 労働基準法第38条 時季変更権の明確化について(継続事項)

要望事項 労働基準法第38条の「特別休暇（年次有給休暇）」の考え方は「労働者が要望した特別休暇について、具体的な取得日時は労働者により決定される」とし、例外的に「雇用主は、事業運営上の重大な支障がある、または労働者の個人的な事情がある場合に限り、労働者と協議して日程を調整することができる」との定めがあるものの、この「協議」の実務上の解釈としては雇用主が一方的に命令できる権限はなく、最終的には労使双方の「合意」が求められる。

工商会が指摘した23年の長栄航勤における労働者の集団休暇取得は、グループ内他社に比べて賞与が少ないことに抗議を示すことを目的として集団休暇を取得したものであって事実上のストライキであった。労使紛争処理法第53条では「権利事項に関する労使紛争はストライキを行ってはならない」との定めがあるが、特別休暇の集団取得により事実上のストライキを行うことは同法第53条を完全に無効化するものであり法の安定性を損なうものである。

加えて、これまでの個別協議において「会社が就業規則や団体協約であらかじめ休暇人員ローテーション原則（多忙期の人員基準等）を労働者と協議して決めることを勧める」や「良好な労使関係を構築していればかかる問題は生じない」との労働部見解が示されているものの、事業運営を台湾内委託先企業に頼る現状において、事業運営上のリスクが生じる余地が残されている。

日本では、労働基準法第39条に「労働者が希望する日に与えなくてはならない」と定めつつも、例外的に「使用者は請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合、他の時季に有給休暇を与えることができる」と規定されており、労働者の希望日以外に有給休暇を与える「時季変更権」の行

使が可能となっている。

今後、工商会より日本の「時季変更権」に関わる事例に加えて各国の特別休暇関連法規及び実務の情報収集を行い、その内容を労働部に提示することから、引き続き「時季変更権の確立」に向けた協議をお願いしたい。

補充説明 これまで労働部との協議において、以下の通り回答いただいた。

(2025年12月)

- (1)我が国の労働基準法第38条第2項において、特別休暇の取得日については、原則として労働者が指定するものと明記されているが、但し書きにおいては、企業経営上の必要性と労働者の休暇権益との均衡を考慮し、労使双方が協議により特別休暇日を調整できる余地も設けられている。
- (2)2025年6月4日に開催された日本工商会との第2回作業会議において、工商会と十分な意見交換を行い、台湾における労働者の休暇権益の保障水準は高く、制度面において労働者の指定権を重視するという前提は変更しないことを説明するとともに、台湾の特別休暇制度の趣旨について工商会の理解を求めた。
- (3)なお、工商会が提起した長栄航勤における労働者の集団休暇については、1月1日（中華民国開国記念日）が労働基準法第37条に規定する国定休日であり、本来休暇として賃金を支給すべき日であることから、使用者が当日の出勤を必要とする場合には、労働者の同意を得た上で、賃金を倍額で支払う必要がある。労使双方は、協議により休暇日を他の労働日に振り替えて実施することも可能。
- (4)労働者の特別休暇の取得日については、労使双方が事前に労働組合、労使会議または団体協約等の仕組みを通じて基本的な取扱いを合意しておくことができ、突発的な集団休暇の発生を防ぐことが可能。工商会が指摘した長栄航勤社員の抗争事案は、全体的な労使関係の緊張によるものであり、当部としては、労働者の集団休暇が公共交通や社会一般に影響を及ぼすのではないかという工商会の懸念を理解しているが、企業が労働者、労働組合または労働者代表と十分に協議・意思疎通を図ることにより、このような事態は回避できると考えている。

(2026年3月14日 早期交流会)

- (一) 労働基準法第38条第2項は特別休暇の原則的な決定権を労働者に認めているが、但書は労働者の決定権と企業経営のニーズの両立に調整余地を設けている。工商会の指摘する休暇権乱用防止策としては、事業所が就業規則や団体協約であらかじめ休暇人員ローテーション原則（多忙期の人員基準等）を労働者と協議して決めることを勧めている。政策的には労働者の決定権を維持しつつ労使協議による合理的な協商体制の定着を促進し、シフト調整問題の改善と安定的産業運営を図っている。

(二) 工商会の指摘する労働者の同時集団休暇による事業影響例は多く労使間コミュニケーション不足が主因である。労働部は過去の航空業争議に際し地方政府（桃園市労働局）の協議会議に積極的に参加し調整支援してきた。今後も特殊事例の際は支援を続け、企業は誠実なコミュニケーションによる紛争解決に注力すべきである。

(結論)

1. 本件について工商会と労働部は十分な意見交換を行った。労働部は労使双方が工会又は労使会議による事前協議を優先すべきと強調。特殊事例が生じた際は地方政府による調整支援を提供する。台湾は労働者休暇権保護が充実していることを理解してもらい、今後も特別休暇制度の運用を注視し産業運営に依じて随時見直しを行う。
2. 工商会は各国の特別休暇関連法規及び実務の情報収集を援助し、労働部政策の参考とする。また航空産業特別休暇の実務についても意見交換を適時実施し、工商会の休暇決定権に関する懸念解消を目指す。

以上の通り、検討いただいているが、一部の社員による権利の乱用で正常な事業運営を損ねるリスクは存在し、また、自社の労使関係が緊張状態に無くとも、委託先企業で極端な事例が発生する可能性はあり、安定的な事業運営上のリスクはあると考えることから、現行の労働基準法では、悪意を持った権利濫用を阻却できず、日本の法令のように、使用者が時季変更権を行使できる条件が無い限り、労使の合意が必要となり、特別休暇の変更はできないことから、引き続き、要望として上げさせていただく。

(運輸観光部会)

テーマ39 労働基準法 第84条の1管理監督者認定基準に関する参考指引・判断基準整備について（裁量労働制）

要望事項 台湾における労働法運用上、董事を除き、総経理を含む管理職についても原則として労働基準法上の残業代支給対象として取り扱われている。

一方で、企業実務においては、一定の経営責任、組織管理権限、人事決裁権限等を有する管理職について、一般従業員と同一の労働時間管理・残業代制度を適用することが、実態上必ずしも適合しないケースも存在している。

特に、経営層に近い管理職や高度専門管理職については、業務特性上、勤務時間による管理よりも、職責・成果・裁量を前提とした運用が行われる場面も多い。しかしながら、現行制度上は管理監督者として認定される範囲が極めて限定的であり、企業側における人事制度設計および組織運営上の課題となっている。

そのため、一定の職責・権限・待遇水準を有する管理職については、労働基準法上の管理監督者として柔軟に位置づけられるよう、制度改正を含めた見直しを検討いただきたい。

補充説明 労働者保護の重要性について十分理解している一方で、実務上は、

- ・ 経営判断への関与
- ・ 部門運営責任
- ・ 高い業務裁量性
- ・ 成果責任を伴う職務内容

等を有する管理職について、一般従業員と同一の労働時間管理を行うことが、実態に即さないケースも見受けられる。

特に日系企業においては、日本本社その他海外拠点との制度差異も大きく、台湾独自の運用基準について理解・説明が必要となることから、企業内部の制度運営負担も増加している。

また、半導体、IT等、高度専門性や迅速な経営判断が求められる産業において、管理職に対し一般従業員と同様の労働時間管理を求めることが、国際競争力や組織運営効率に影響を与えるケースも存在している。

日本では、労働基準法上、管理監督者に該当する者について、労働時間、休憩および休日に関する規定の適用除外が認められている。ただし、管理監督者該当性は役職名ではなく、職務内容、権限、勤務態様および待遇等の実態に基づき判断される。

また、シンガポールでは、Employment Act Part IVにおいて、労働時間、休息日、残業代等に関する規定は、主として一定の賃金水準以下の労働者を対象としており、管理職・幹部職については原則として当該規定の対象外とされている。

これら諸外国と比較すると、台湾における管理監督者制度は適用範囲が限定的であり、企業の人事制度設計や高度専門人材の活用において改善の余地があると考えられる。

そのため、主管機関においては、

- ・ 経営関与度合い
- ・ 管理権限
- ・ 業務裁量性
- ・ 報酬水準
- ・ 職責範囲

等を踏まえ、一定条件を満たす管理職については、管理監督者として労働時間・残業代規制の適用対象外とするなど、現代的な組織運営実態に即した制度見直しを検討いただきたい。

これにより、企業側の柔軟な人事制度運営を可能とするとともに、高度専門人材・管理職人材の活用促進、さらには台湾企業全体の国際競争力向上にもつながるものとする。

(サービス部会)

テーマ40 労働法規運用に関する参考指引・認定基準整備について（労基法実務運用基準の参考指引整備）

要望事項 主管機関や労働検査機関ごとに法令解釈や認定基準が異なるケースが見受けられる。特に、労働時間管理、残業認定、出勤記録等に関する運用については、実務上、適用基準が不明確な場面も多く、企業側として対応に苦慮している。

このような解釈・運用の差異は、企業の法令遵守に係る対応コストや違反リスクを高める要因となっている。特に外資系企業においては、台湾における制度運用を海外本社へ説明する必要もあり、内部調整・管理負担の増加にもつながっている。

そのため、主管機関において、工时認定、残業判断、出勤記録形式等の代表的な労働法規テーマについて、実務運用上の参考となる認定原則、行政指引、FAQ、事例集等を整備・公開いただきたいと考える。これにより、企業側の法令遵守を促進するとともに、制度運用の透明性および実務上の予見可能性向上につながるものとする。

補充説明 本提案は、長期にわたり企業の労働法規遵守、労資紛争対応、労働検査対応を支援してきた実務経験に基づくものであり、労働法規そのものの改正を求めるものではなく、既存制度における実務運用基準や参考指引の整理を目的とするものである。

現在、労働法規の適用については、個別案件ごとの認定や主管機関による解釈函令に依拠する部分が多い一方で、地域や案件ごとに運用基準が異なるケースも見受けられる。例えば、出勤記録の形式、残業認定方法等については、企業側が既存の運用に基づき制度設計・運用を行っていた場合であっても、検査機関ごとの認定差異により、制度修正や裁罰対応を求められるケースが存在する。

このような状況は、企業における制度設計および内部管理上の不確実性を高めるだけでなく、中長期的な人事運営や投資判断にも影響を与えかねない。また、外資系企業においては、制度適用基準の一貫性が不足する場合、制度そのものへの信頼性低下にもつながる可能性がある。

他国においては、シンガポール等を中心に、法令のみならず、行政指引、実務説明、FAQ等を通じて、企業が実務運用上の判断基準を理解しやすい環境整備が進められている。

そのため、主管機関においても、工时認定、残業判断、出勤記録形式等の代表的な論点について、参考となる認定原則や事例説明を継続的に整理・公開いただ

くことで、企業の適法運営および労働法規遵守の促進につながるものとする。

(サービス部会)

テーマ41 雇用終了ルールの明確化について

要望事項 労働者保護を維持しつつ、企業が適法に雇用を終了できる条件および手続の予見可能性を高める制度改善を要望する。

現行制度では解雇事由が限定され、紛争リスクも伴うため、雇用終了にあたっては合意による解決が選択されるインセンティブが働き得る。その結果、企業においては対象者との個別交渉に基づく金銭負担が生じ得るほか、採用判断や人材流動性等にも影響を及ぼし得ることから、終了ルールの明確化および金銭解決手段の整備が必要である。

補充説明 台湾の労働基準法は、使用者による解雇事由を限定列挙しており、予告解雇については予告義務や資遣費支給を定めているほか、大量解雇には追加的な手続が求められる。これらは労働者保護として合理的である一方、企業にとっては、どの程度の対応を行えば適法と評価されるかが必ずしも明確ではなく、その結果として、個別交渉に基づく金銭支払いを伴う合意による解決が選択されるなど、過度に慎重な対応につながる可能性がある。このことは、人員調整コストの予見可能性を低下させ、結果として労務費負担の上振れ要因となり得る。

日本では、判例および実務の蓄積により解雇判断の枠組みが一定程度共有されており、企業にとって予見可能性が一定程度確保されている。また、シンガポールでは、雇用法（Employment Act 1968）及び不当解雇に関する三者ガイドライン（Tripartite Guidelines on Wrongful Dismissal）において、契約上または法定の通知期間に基づく雇用終了のルールと、不当解雇となる類型が明確に整理されている。台湾においても、解釈指針の明確化や金銭補償型手段の整備により、労働者保護と企業の柔軟性の両立を図ることが合理的である。

(化学品部会)

テーマ42 外国人の退職金新制度加入に係る払い戻し時期、加入義務緩和について（継続事項）

要望事項 2026年より外国人も新制度退職金への加入が義務化された。新制度対象者が退職金を受給するためには、60歳になった時点で自ら労働部勞工保険局に退職金の支払いを請求する必要があるが、実際のところ多くの外国人駐在員は3年から5年程度の駐在期間が過ぎれば台湾を離れ、60歳時点ではすでに台湾内に居住していないケースが多く、実務上請求のハードルは高い。そこで外国人は60歳を待つことなく離台時に退職金を請求可能なようにしていただきたい。

加えて、本人が同意する場合の加入義務緩和についても同時に検討していただきたい。

補充説明 香港のMFP制度は、台湾新制度同様の確定拠出制度にて香港で働く外国人も加入が義務化されており、原則として65歳以降に元本および運用益を受給可能なものであるが、外国人については離港時に掛金および運用益が返還されるように制度が設計されている。香港の制度に倣い、外国人も新制度に加入可能とするとともに、離台時に元本および運用益を受給可能とすることを要望する。

また、台湾に期間限定で駐在する外国人労働者が、本国在籍企業の退職金・年金制度に加入していること等の理由から、対象者本人の意向により台湾における退職金制度加入による将来の受給権を放棄する場合には、退職金制度加入義務を緩和するなどの例外規定およびその手続きの制定についても同時に検討をお願いしたい。

このように改正することで、外国人労働者の権益保護による台湾労働基盤のグローバルな信頼性向上が図られ、優秀な外国人の確保・定着化が促進され、台湾経済の発展に貢献するものと考える。

(電機電子部会/商社部会/金融財務部会)

テーマ43 海外派遣社員における労基法上の賃金（総所得）認定に関する参考指針・事例整備について（総所得基準の参考指針整備）

要望事項 海外本社から台湾へ派遣・出向される社員については、給与の支給主体や契約形態が多様であることから、「どこまでを労基法上の賃金（総所得）」として扱うべきかについて、実務上の解釈が分かれるケースが多く見受けられる。

特に、

- ・ 海外本社払い給与
- ・ 駐在手当
- ・ 海外住宅補助
- ・ 海外福利厚生
- ・ 台湾法人側支給分

などを、労基法上の「経常性給与」として含めるか否かによって、

- ・ 残業代計算
- ・ 解雇金
- ・ 退職金
- ・ 労工保険投保給与

等の算定基礎が変わる可能性があり、企業側として判断に苦慮している。現状では、主管機関ごとに解釈や運用が異なる場合もあり、企業は個別案件ごとに確認を行う必要があるため、コンプライアンス上の不確実性やリスクが高まっている。

そのため、短期派遣・長期駐在・二重雇用関係など、海外派遣・国際勤務における代表的なケースについて、主管機関より「判断基準」「行政指引」「FAQ」「事例集」等の形で、参考となるガイドラインや認定原則を整備いただきたいと考える。これにより、企業側の法令遵守を促進するとともに、台湾における国際的人材活用の円滑化にもつながるものとする。

補充説明 本提案は、実務上の観察に基づくものであり、労働法規そのものの改正を求めるものではなく、既存制度の適用基準や実務運用の整理を目的とするものである。

現在、海外派遣・国際勤務社員に関する問題は、労働法令、劳工保険、税務規定など複数の法規領域にまたがっている一方で、それぞれの認定基準や所管機関が異なっている。そのため、企業は実務上、各機関へ個別に確認を行う必要があり、制度間で判断基準が必ずしも一致していないケースも見受けられる。

例えば、社員が台湾において労務を提供しているものの給与が海外法人から支払われている場合、当該給与が「経常性給与」に該当するか否か、また劳保投保給与の算定方法等について、統合的な実務指引が不足しており、多くの場合、企業側が個別判断を行わざるを得ない状況となっている。

外資系企業にとって、このような国際的人材配置は日常的な運営形態の一つであり、制度適用基準が不明確な場合、台湾における人材活用計画や投資判断にも影響を与えかねない。

そのため、主管機関においては、シンガポール等の他国事例も参考にしながら、法令のみならず、行政指引、実務説明、FAQ等を通じて、各種ケースにおける適用原則を整理いただくことが有益と考える。

また、短期派遣、長期駐在、二重雇用関係など、海外派遣・国際勤務における代表的なケースについて、関係部会横断で参考事例や認定基準を継続的に整理・公開いただくことで、企業の法令遵守および実務運用の安定化につながるものとする。

(サービス部会)

テーマ44 外資より派遣される董事長に係る全民健康保険加入要件の緩和について

要望事項 外国の親会社からの辞令により台湾子会社または合弁子会社の董事長に就任した外資より派遣される董事長（以下「派遣董事長」という。）が、現行の全民健康保険（以下「健保」という。）の加入要件により保険へのアクセスを阻まれている実態を踏まえ、当該要件の緩和を求めるものである。

なお、本意見書は健康保険制度に関する要望に特化したものであり、董事長の経営責任等、その他の法的事項については対象外とする。

補充説明 ■派遣董事長の実態

派遣董事長は、台湾子会社の法的代表者として登記されているものの、その実質は外国の親会社に雇用された被派遣者である。具体的には以下の特性を有している。

- ・台湾への赴任は親会社の人事辞令によるものであり、自らの意思で就任するものではない。
- ・経営上の重要事項については親会社の方針・指示に従う義務があり、独立した経営判断を行う立場にない。
- ・台湾子会社の株式・資産に対する個人的な持分を有さない。
- ・親会社の取締役会、株主総会、定例報告会などへの出席義務があり、本国への定期的な帰国は業務上不可避である。

このように、派遣董事長は肩書こそ「董事長」であるが、その実態は外国の親会社から台湾に派遣された勤労者であり、生活基盤を台湾に置く居住者として医療保険へのアクセスが保障されるべき立場にある。

■現行規制の問題点

(1)現行の加入要件

全民健康保険法の運用上、外国人が健保に加入するためには、台湾に継続して6ヶ月以上居住していることが原則として求められている。また、以下の特例運用が設けられているが、派遣董事長にとっては依然として高いハードルとなっている。

- ・6ヶ月の居住期間中に一度のみ帰国した場合は、帰国した日数分だけ居住期間を延長することで加入が認められる。
- ・しかし、6ヶ月以内に二度以上帰国した場合は、延長措置は適用されず、当該期間中の加入が一切認められない。

(2)帰国が「業務命令」である背景

派遣董事長が帰国する理由は、観光や私用ではなく、原則として次のような業務上の義務履行によるものである。

- ・親会社取締役会・経営会議への出席（四半期ごと等、定期的な開催）
- ・株主総会・定時報告会への出席義務
- ・親会社からの業務指示受領・協議のための本社招集
- ・本国での官公庁手続き・法的義務の履行

これらは本人の裁量ではなく親会社の意思決定によって生じるものであり、帰国の頻度もまた本人がコントロールできない性質のものである。にもかかわらず、帰国が2回に達した時点で健保加入資格が失われるという現行運用は、

業務上やむを得ない事情を一切考慮しないものであり、著しく不合理である。

(3)生活上の具体的不利益

- ・台湾在住中に業務上の傷病・事故が生じた場合でも、保険給付を受けられず全額自己負担となる。
- ・健保未加入状態が長期化すると、医療機関への受診抑制につながり、派遣董事長の健康管理上のリスクが高まる。
- ・同等の業務・居住実態を持つ総経理（General Manager）職の外国人は一般的に被雇用者として健保加入が認められており、制度上の不均衡が生じている。

■要望

以上の実態と問題点を踏まえ、以下の措置を講じていただくよう要望する。

【要望】外資より派遣される董事長に対する健保加入要件の特例措置

外国の親会社が発行した人事辞令書・雇用契約書等により雇用関係が証明できる派遣董事長については、居住者証明書（ARC：外僑居留証）の取得を条件として、台湾着任当日より全民健康保険への加入を認めること。

【要望の根拠】

- ・ARCは台湾当局が発行する公的な在留資格証明書であり、居住実態および合法的な滞在を担保する十分な証憑となる。
- ・総経理をはじめとする外国人被雇用者は、着任後速やかに健保加入が認められており、派遣董事長のみ異なる取扱いとすることに合理的根拠はない。
- ・現行の「継続6ヶ月以上居住」という要件は、雇用関係が明確な派遣董事長には不要な制約であり、ARC取得によって代替することが可能である。
- ・対象は外国親会社との雇用関係を書面で証明できる者に限定するため、制度の濫用を防止することができる。なお、台湾に主たる資産・株式を保有する創設者型の董事長は引き続き現行規定を適用する。

■結語

台湾当局は、外国直接投資の拡大および優秀な外国人材の招聘を積極的に推進している。外資系企業が台湾子会社に役員を派遣する際、その役員が基本的な医療保険にすら加入できないという状況は、台湾のビジネス環境に対する信頼を損なうものであり、優秀な人材が台湾赴任を忌避する一因ともなりかねない。

ARCという既存の公的制度を活用した本要望は、新たな行政負担を最小限に抑えつつ、外資から派遣される董事長の実態に即した公正な制度運用を実現

するものである。関係各位の御高覧と御検討を賜りたく、ここに意見を申し述べる次第である。

(合併会社部会)

テーマ45 駐在員帯同配偶者に対する就労条件緩和について(帯同家族の就労)

要望事項 台湾において外国専門人材や駐在員を受け入れる際、帯同配偶者の就労環境は、本人の台湾赴任意思や長期定着意向に大きく影響する要素の一つとなっている。

現在、駐在員帯同家族については、台湾での滞在は可能であるものの、就労するためには、別途就労許可を取得する必要がある。そのため実務上、帯同配偶者が台湾において就労に至るケースは限定的となっている。

近年は、共働き世帯や専門職人材も増加しており、配偶者自身が一定程度社会参加や就労継続を希望するケースも多い。また、帯同配偶者が地域社会や生活環境へ適応しやすくなることは、駐在員本人の台湾定着促進にもつながるものと考えられる。

そのため、一定条件を満たす帯同配偶者については、パートタイム勤務等を含め、より柔軟な就労を可能とする制度緩和を検討いただきたい。

補充説明 一般的に駐在員帯同配偶者は、帯同滞在という性質上、実際には雇用成立に至らないケースも多く見受けられる。そのため、帯同配偶者の多くは、短時間勤務や補助的業務、語学、教育、文化交流等の分野における就労希望を有しているケースも多いが、現行制度では柔軟な働き方への対応が十分とは言い難い状況にある。

諸外国においては、高度人材や専門職人材の受入れ促進の観点から、帯同配偶者の就労を一定程度認める制度が整備されている。例えば香港では、就労ビザ保有者の帯同配偶者について、原則として就労が認められており、人材誘致政策の一環として家族の就労環境が整備されている。一方、台湾では帯同配偶者の就労に一定の制約があり、外国専門人材の受入れ環境について、更なる改善の余地があると考えられる。そのため、主管機関においては、

- ・一定条件下でのパートタイム勤務容認
- ・簡易な就労申請制度導入
- ・短時間勤務に対する柔軟運用

等を検討いただくことで、外国専門人材およびその家族の台湾定着促進につながるものとする。

(サービス部会)

テーマ46 労働者のライフスタイルや指向に応じた福利厚生制度を構築する企業に対する、労働者福利金積立および福利委員会設置義務の緩和について

要望事項 現在、台湾では「職工福利金條例」に基づき、職工福利金を拠出し、職工福利事業を実施しなければならないこと、および、職工福利金の保管および使用は、職工福利委員会が責任を負うことが規定されている。しかし、近年の労働環境の変化や価値観の多様化により、現行制度が実際の労働者ニーズや企業経営の実態に合致しなくなってきたことから、福利金・福利委員会制度の緩和を要望する。

例えば、一定以上の規模の企業や外国企業等に対しては、企業ごとに柔軟な福利厚生制度の設計を可能とし、労働者個々のニーズに応じた福利厚生を選択肢を拡充できるよう、法令の改正を求める。

これらのような企業は、福利厚生制度の充実が、社員採用のための重要な競争領域となっており、福利委員会制度の緩和によって、台湾の労働者にとって不利益な改定となる可能性は極めて低いと考えられる。

補充説明 (1)提案の背景・合理性

・多様化する労働者ニーズへの非対応

現行の福利委員会制度は、労働者代表が過半数を占める委員会形式だが、働き方や価値観が多様化する中、全労働者の意向を集約し公平に反映させることが困難になっている。

・形骸化と金銭的還元への偏重

福利委員会での議論の結果、現金やポイントなど金銭的な補償に偏る傾向が強まり、本来の福利厚生目的が十分に果たされていない。

・委員の負担と不公平感

委員は無償で運営責任を負い、「不公平」との批判やプレッシャーにさらされることが多く、人材確保やモチベーション維持が課題となっている。

・実質的な福利向上への疑問

イベントや企画が形骸化し、労働者の満足やエンゲージメント向上に直結しないケースが目立っている。

(2)法令条文と規定内容

・職工福利金條例 第1条

「公営、私営の工場、鉱山またはその他の企業組織は、いずれも職工福利金を拠出し、職工福利事業を実施しなければならない。」と規定されている。

・同第2条

「工場、鉱山およびその他の企業組織による職工福利金の拠出は次の規定

による：一、設立時には、資本総額の1%以上5%以下を拠出する。二、毎月の営業収入総額の0.05%以上0.15%以下を拠出する。三、毎月、各職員・労働者の賃金から0.5%を控除する」とされている。

・ 同第5条

「職工福利金の保管および使用は、法令により組織された労働組合と、各工場、鉱山またはその他の企業組織が共同で設置する職工福利委員会が責任を負うものとし、その組織規程は労働部が定める。」とされている。

・ 職工福利委員会組織準則 第3条

「工場、鉱山またはその他の企業組織（以下「事業単位」という）の職工福利委員会は、委員7人から21人までを置くものとする。

ただし、事業単位の人数が1,000人以上の場合は、委員数を31人まで増やすことができる。」とされている。

・ 同第4条

「職工福利委員会は、事業単位が1人を当然委員として指定するほか、その他の委員については次の規定に従う。

1. 労働組合が組織されている場合、委員の選出方法は事業単位と労働組合がそれぞれ定める。ただし、労働組合が選出する委員は、委員総数の3分の2を下回ってはならない。
2. 労働組合が組織されていない場合、委員の選出方法は事業単位と職工福利委員会が定める。ただし、新設の職工福利委員会の場合、委員の選出方法は事業単位が定め、労働側代表部分は全従業員による選挙で選出する。」とされている。

・ 同第6条

職工福利委員会委員は、いずれも無給職とする。」とされている。

これらの規定は、労働者間で選出された労働者代表が、無給で労働者全体の総意を集約し、集団的な意思決定を行うことが前提とされているが、現実には、社会の変容やライフスタイルの多様化に伴う個人個人のニーズの変化によって、多様な意見を十分に反映できていない現状がある。

(3)他国の事例

- ・ 日本や韓国などでは、企業ごとに自主的な福利厚生制度を採用しており、法定の福利金・福利委員会制度は存在しない。
- ・ 企業は労働者個々のニーズに応じて、選択型の福利厚生プランや柔軟な制度設計を行っており、労働者の多様な価値観に対応しやすくなっている。

(金融財務部会)

テーマ47 外国人の特定業種への就労制限緩和に関する政策提言 - 社会基盤維持と高度人材戦略の両立に向けて -

要望事項 台湾は戦略として、半導体・AI先端製造等を中核とした高度人材の育成および国際的な人材誘致を推進しており、その方向性は今後も継続すべきと考える。

一方で、生活に欠かすことのできないエッセンシャルな役割を担っている運輸（物流・旅客）、介護、飲食、清掃などの業種において、慢性的且つ構造的な労働力不足が顕在化しており、社会基盤の維持や中小企業、地域経済に深刻な影響を及ぼしつつある。

本提言では、このトレードオフを解消し、レジリエンスの持続的強化と社会インフラの安定を両立させるため、外国人の就労・登用を一定の業種に限定した上で、段階的な規制緩和を実施することを提言する。

尚、本提言は、高度人材政策を損なうものではなく、むしろ成功を支える補完的労働力政策としての位置づけを目論むものである。

以下政策提言：

1. 外国人派遣社員制度の柔軟化

- A 対象業種の拡大（運輸（物流・旅客）、介護、外食など）
- B 最低賃金、労働条件、就業管理の厳格な義務付け
- C 認可制派遣会社限定した参入

2. 外国人留学生の就労制限緩和（段階的・条件付き）

- A 労働時間の上限引き上げ（現行時間20時間）
※参考：日本では上限28時間となっている。
- B 学業成績、出席率、中国語能力と連動した制度設計
- C 卒業後、一定条件下での就労ビザへのシームレスな移行措置の導入

3. 高度人材政策との非競合設計

- A 本施策と高度人材戦略制度の分離
- B 補完的労働としての法的・制度的定義の明確化

補充説明 1. 問題意識・背景（トレードオフ構造の整理）

台湾当局はこれまで半導体産業を中心とする先端分野への重点投資、高度専門人材の域内育成・海外誘致を戦略の柱として展開。これは国際競争力の観点から極めて妥当と考える。

しかしながら、昨今、若年層や高学歴層を中心にホワイトカラー・高付加価値職種への就業志向が強まっており、社会インフラを下支えするエッセンシャル分野への労働供給が相対的に減少している。すなわち、戦略の方向性が正しくとも、未対応の労働セグメントが生じているという点が問題の本質である。

2. 現状の課題（制度・実態）

A 労働市場のミスマッチ

現在、以下の分野において恒常的な人手不足が確認されている。

- ①運輸（物流倉庫・配送・旅客グランドハンドリング等）
- ②介護・清掃
- ③外食産業 等

これらはいずれも社会機能維持に不可欠である一方、域内労働供給のみでの充足が困難な状況となっている。

B 外国人労働者制度上の制約

- ①派遣就労が可能な業種が限定されている。
- ②就労ビザ要件の硬直化
- ③外国人留学生に対する労働時間・業種制限

これらの制約により、人材確保が一層困難となり、地方・周辺地域における事業縮小や撤退リスクの増大といった経済的、社会的影響が顕在化している。

重要な点は、不足しているものが「能力」ではなく、「人」そのものであるということである。

（運輸観光部会）

テーマ48 台湾電力の送電網整備・拡充不備による出力抑制・Curtailmentの解消について（継続事項）

要望事項 台湾電力の基幹送電網の整備・拡充作業の遅延から、発電事業者に対する出力抑制指示もしくは発電した電力が引き取られない事象が発生している。

1. 台湾電力による電力網強化計画は引き続き発電事業者との連携と情報開示をしつつ、計画通りに工事を完成させて貰いたい。また今後の新規電力網計画も、既存事業者の送電計画にも影響がある為、同様に連携と情報開示をお願いしたい。
2. 事業者の売電先が民間であっても（CPPA）、出力制限は台湾電力の電力網によるものであり、しかも事業者はその強化に向けた資金負担も行っている。適切な補償スキームを確立して戴きたい。

補充説明 無し。

（エネルギー部会）

テーマ49 洋上風力発電事業者に対する電力リザーブ・マージン要求について（継続事項）

要望事項 経済部のリザーブ・マージンに関する規定（“電業法”第27条、“備用発電容

量管理辦法”）に於ける洋上風力事業者の義務履行に関して、課題認識の共有と政策提言を行いたい。

一、現状の課題：大規模風力発電所における義務履行の困難性

法規上、開発事業者は「自設」または「外部調達」等の方法により予備容量を確保することが認められているが、実務上は依然として重大な課題に直面している：

- （一）義務規模の大きさ：台湾における単一の洋上風力発電所の規模は約500MWであるが、開発事業者が2案件（合計1,000MW）を同時に開発する場合、負担すべき予備容量は最大100MWに達する。
- （二）調達手段の制約：このような大規模な容量需要に対し、「自設」または「外部調達」のいずれの方法においても、現行の国内市場環境下では実現の難易度および実行リスクが極めて高い。

二、具体的な政策提言

開発事業者が確実に義務を履行し、かつ実行上の負担を軽減するため、関係主管機関に対し以下の制度の継続的な検討および実施を提言する：

（一）国営電力会社からの調達の実効化：

「予備発電容量管理弁法」第11条に基づき、再生可能エネルギー発電事業者は予備発電容量を「国営電力会社（台湾電力）」から調達することが可能である。

（二）常設的な調達メカニズムの構築：

大規模洋上風力発電プロジェクトを対象に、台湾電力から予備容量を調達する際の申請手続および費用算定基準を明確化することを提案する。開発事業者が関連コストを負担することで、実現困難な自設または外部調達義務の代替手段とし、エネルギー政策と産業の実態との整合性を確保する。

補充説明 無し。

（エネルギー部会）

テーマ50 低炭素火力発電に関する技術開発及び実証推進のための支援制度の創設について

要望事項 * 低炭素火力発電の実現に向け、アンモニア及び水素等の低炭素燃料に関する技術開発並びに実証プロジェクトを段階的に推進することが重要である。これらの技術は現時点において開発・実証段階にあり、初期投資負担が高いことから、民間単独での導入は困難である。

* このため、実証設備の導入及び関連インフラ整備に係る補助金等の投資支援を

中心とした支援制度を新たに創設し、初期段階の取組を加速することを提言する。あわせて、技術開発から実証、将来的な商業化に至るまで、各段階に応じた取り組みを計画的に推進することで、着実な導入を図っていただきたい。

＊更に、日本において先行するアンモニア・水素関連技術の知見を活用する観点から、台湾当局と日本政府との間の提携によって推進体制を強化いただきたい。

- 補充説明**
- ＊2050年までにゼロエミッションを実現するためのエネルギーtransition過程において、火力発電の低炭素化は重要な役割を担う。
 - ＊近年、エネルギー安全保障の重要性の高まりや燃料価格の変動等を背景に、エネルギーを取り巻く環境は大きく変化しており、脱炭素化と安定供給の両立が一層求められている。このような中、実現までに時間を要する技術であっても、早期に取組を開始することが重要である。
 - ＊特にアンモニア及び水素等の低炭素燃料の発電分野での活用は有用な手段であるが、燃料コストや設備投資の観点から経済性に課題がある。このため、これらの技術を普及させるため、初期段階において経済性を補完する補助金政策が必要である。
 - ＊日本政府は「グリーンイノベーション基金」等を通じて、アンモニア及び水素の活用並びに低炭素火力発電に関する技術開発及び実証を支援し、技術確立及び市場形成の促進に寄与している。台湾においても日本の経験を踏まえた制度整備と、日台連携により取組の加速が期待される。

(エネルギー部会)

人材・電力の制約の解消 多様な人的交流促進

テーマ51 訪台日本人旅行者数（訪台外国人旅行者数）を増やす取組みについて（継続事項）

要望事項 25年度の訪台日本人旅行者数は148万人であった。24年度比112%と良化しているものの19年度比では68%であり、まだまだ回復途上である。一方、25年度の訪日台湾人旅行者数はその4.6倍の676万人とアンバランスは解消していない。その理由として円安を含む日本の経済事情が挙げられるものの、台湾当局が掲げる訪台外国人の目標自体を下方修正し、2025年実績も857万人と目標であった900万人を達成していない現状がある。

日台交流を持続的に発展させるためにこのアンバランスは一刻も早く解決すべきであり、訪台日本人旅行者を増やすために必要な取組について本会より以下の提言を行いたい。

1. 今後の交通部観光署との継続協議について

- (ア) 25年12月の早期交流会で回答があった「交通部観光署との四半期協議」の実施を要望する。実施目的、実施時期および参加者の枠組みを改めて明確にした上で実施をお願いしたい。(運輸観光部会側のメンバーは2025年12月26日の工商会公文にて観光署宛てに送付済み)
- (イ) 協議内容は25年度の提言内容を改めて整理し、テーマを「北部集中から地域への訪台日本人客分散化」と「修学旅行を中心とした時期分散化」とし、議論を継続したい。

2. 交通部観光署の四半期協議の内容について

前項の通り、協議のテーマを「北部集中から地域への訪台日本人客分散化」と「修学旅行を中心とした時期分散化」とする。

(ア) 地域分散化

①新たな観光資源・文化コンテンツ開発：

台北一極集中を回避し、中南部への分散を促進する観点から、地域資源開発および台湾文化コンテンツの育成推進を要望する。

②トイレの衛生環境改善：

スマートトイレの普及目標および実績を明確化するとともに、国家風景区以外の観光地における衛生環境改善の推進を要望する。地方のトイレの衛生環境改善が顧客満足度向上に繋がり、訪問客の地域分散に繋がると考える。

③食文化の発信：

地域ごとの食文化の多様性を活かした魅力発信を強化し、観光客の地方分散につながる施策の推進を要望する。

④交通利便性の向上とレンタカー利用環境の整備：

地方観光の促進に向け、日本人旅行者が利用しやすいレンタカー環境の整備や二次交通の充実等、交通利便性向上に関する施策の推進を要望する。

⑤戦略的な情報発信：

台湾独自のソフトコンテンツ（ドラマ、美容、ファッション等）を創出・活用した戦略的な情報発信を強化し、中長期的な観光ブランドの確立を要望する。特に地方のソフト力を中心に発信をお願いしたい。

⑥観光情報発信の統合：

効果的な地域の魅力発信のために公式ウェブサイトや各種情報発信チャネルの統合・高度化を進めるとともに、AI等の活用によ

る利便性向上を図る施策の推進を要望する。

(イ) 時期分散化（修学旅行を中心に）

⑦修学旅行の誘致拡大及び実施時期拡大：

修学旅行の誘致拡大に向け、交通運賃の優遇や補助制度の強化、交流プログラムの充実を図るとともに、実施時期の分散化を促進する施策の推進を要望する。

⑧観光ガイド資格の緩和：

ガイド人材不足の解消に向け、旅行業者に属さない個人によるガイド活動を可能とするなど、資格要件の緩和および運用改善の検討を要望する。特に修学旅行の実施時期分散化はガイドの労働環境改善に繋がり、職業魅力度のUPとなる（同時期はほぼ、休日もなく働いている状態）。

3. その他の要望事項について

⑨宿泊業の就労ビザ取得要件の緩和：

「台湾観光ビジョン3.0」では2030年目標として訪台旅行者数2,000万人を掲げている中、労働力不足と言われている宿泊業の人材確保についてどのように考えているのか伺いたい。また、観光分野の就労ビザ要件の緩和については、労働部のご尽力により2026年1月に「移工留才久用方案」に「宿泊業」を追加していただいたが、本制度の申請・活用状況について伺いたい。

⑩キャッシュレス決済の普及：

2026年4月末より約40万店でPayPayが利用できるようになるが、タクシーや公共交通機関において、クレジットカードおよび日本の決済サービスの普及が進んでいない。これらが利用可能となるよう、事業者への働きかけを要望する。

- 補充説明**
- ①訪台日本人旅行者の多くが台北に集中しており、地方への誘客余地が大きい。地域資源の活用は観光消費額の拡大および滞在日数の延伸にも寄与するため、持続的な観光発展に資する。
 - ②トイレ環境は観光満足度に直結する基礎インフラであり、特に地方観光地における環境改善は再訪意欲や口コミ評価の向上に寄与する。
 - ③食は訪台動機の中でも重要な要素であり、地域ごとの差別化を図ることで観光動線の分散や滞在価値の向上が期待される。
 - ④地方観光地へのアクセス手段が限定されていることが、観光客の行動範囲を制約している。交通利便性の向上は地域分散の前提条件である。
 - ⑤観光地間競争が激化する中、差別化には文化・ライフスタイル等の無形資産の

活用が不可欠であり、訪問動機の多様化にも対応する必要がある。

- ⑥情報が分散していることは旅行者の利便性を損なう要因となる。デジタル技術の活用による一元的な情報提供は、観光体験の質向上に直結する。
- ⑦現在10月～12月に需要が集中しているが、これを4月～9月へ分散させることにより、受入余力の平準化が図られ、結果として受入件数の拡大が期待できる。

また、オフピーク期の需要創出は航空座席供給の安定化にも寄与し、航空会社・旅行業界双方にとって相乗効果が見込まれる。

さらに、修学旅行は訪問先が固定化しやすい傾向にあることから、地域分散施策（中南部への誘導等）と組み合わせることで、地方誘客の促進および観光消費の地域波及効果の拡大が期待される。

加えて、日本国内においては沖縄県が「修学旅行需要分散・時期平準化促進事業」を実施し、時期分散による受入体制の安定化と需要拡大を図っている事例があり、同様の取組は台湾においても有効と考えられる。

- ⑧観光ガイド不足は、観光受入能力を制約する構造的課題の一つであり、特に修学旅行が集中する10月～12月において需給の逼迫が顕著となっている。

このため、ガイド資格制度の柔軟化に加え、需要の時期分散を組み合わせることにより、繁忙期に過度に集中している労働負荷の平準化が可能となる。これにより、ガイドの労働環境改善および職業魅力度の向上につながり、中長期的な人材確保にも資する。

また、現状では同時期において宿泊施設・ガイド・バスの確保が困難となる「三重の需給逼迫」が発生しており、時期分散はこれらの構造的課題を緩和する上でも極めて重要である。

したがって、資格要件の見直し等による供給拡大と、修学旅行の時期分散による需要平準化を一体的に進めることが、持続的な観光受入体制の構築に不可欠である。

ガイド不足は観光受入能力の制約要因となっており、特に繁忙期における需給逼迫が顕著である。制度の柔軟化は人材供給の拡大およびサービス品質の維持に寄与する。

- ⑨訪台旅行者数の増加に対し、宿泊業では人手不足が継続しており、サービス品質の維持・向上の観点からも人材確保が喫緊の課題となっている。既存制度の活用状況も踏まえた制度改善が必要である。

- ⑩国際観光地においてキャッシュレス決済は標準的なサービスであり、決済手段の制約は旅行者の利便性低下や消費機会の逸失につながる。

⇒添付資料：北市日商字第559號公文

（運輸観光部会）

【テーマ1添付資料1】台北市日本工商会 中華民國115年3月6日北市日商字第561号函

主旨：公共工事に関する緊急要望書

説明：

日本の建設企業は、長年台湾の公共工事に携わり、品質、安全などの面で模範的な役割を果たしてきたと自負しております。

しかしながら、多くの日本の建設企業が、国営企業向けを含む台湾公共工事の請負契約履行において、大きな損失を抱えています。台北市日本工商会建設部会の調査によると、台湾公共工事に主契約者として参加したことがある企業の内、75%の企業が多大な損失を経験したと回答しています。各社事情は異なるものの、請負者の責によらない理由で発生した追加費用が、公共工事独特の事情により、十分に支払われないという点は共通しています。

台湾の重要なインフラプロジェクトに協力しているにもかかわらず、請負者の責によらない事象による影響を受け、追加費用の負担を強いられることが続いた場合、これらの日本企業は台湾の公共工事に参加できなくなってしまう、台湾にとっても損失となると考えます。

この問題は、以下に述べるとおり、台湾の政府及び国営企業が構造的に抱えるものであることから、政府におかれては、抜本的な改善に早急に取り組んでいただくよう、お願い申し上げます。

つきましては、直接お会いして、日本企業が抱える問題をご説明し解決をお願いするための面談を早急に実施したく存じます。よろしくご対応のほど、お願い申し上げます。

要望事項：

台湾民法においては、事情変更の原則が明文化されている(一)。また、公共工程委員会の標準契約書では、請負者の責でない事象による追加費用の発注者負担及び工期延長が定められている(二)。しかしながら、多くのケースでこれらが正しく運用されず、多くの日本企業が困難に直面している。

このような事象が多発する背景に、台湾公共工事に係る制度的かつ体質的な問題があると考えられる。国際的司法制度における一括請負契約（統包契約）では、双方が合意した契約条件に基づき、請負者は発注者と対等な立場で契約を履行することとされている。しかしながら、台湾においては、請負者が発注者の一方的な指示にも盲目的に従うことが求められることが多い。以下に代表的な例を挙げるので、早急な改善をお願いしたい。

1. 公平かつ迅速な紛争解決

政府購買法及び購買契約範本は、健全な契約履行を目的として、発注者に様々な局面での裁量権を与えているにもかかわらず、請負者との争議に際して、発注者が十分な協議と自らの裁量権行使による解決を選択しないケースが多く見られる。この点については、2018年に「台湾政府政策に対する台北市日本工商会の提言と要望」において改善を要望していたが、依然として改善が見られない。

請負者からの契約変更請求に対して、請負者側に理があると思われる場合でも、発注者は、請負者の要求を拒否し、請負者が受け入れない場合は安易に公共工程委員会（PCC）の調停に委ねることを求める傾向が強い。

その理由として、発注者が「疑義の提起や責任追及、さらには刑事捜査を受けることを避ける」ことが指摘されている(三)。PCCの調停に必要な弁護士費用を含めるコストと長い時間は、民間企業にとって大きな負担となる。監査や監察の重要性は理解するものの、それが発注者の担当者個人に対する過剰な圧力となって、公平・公正な判断の障害となり、請負者の権利の侵害を招くのであれば、本末転倒と言わざるを得ない。

このため、契約上の責任の所在に照らして、発注者が請負者と交渉を行い適切かつ合理的な判断を行うようにしていただきたい。併せて、発注者が将来の監査を恐れて合理的な決定を避けることがないようなシステム又はインセンティブを早急に構築していただきたい。

2. 工期延長に伴う「間接費用」の補償

プロジェクトの工期が延長された場合、当該変更に対応する「直接費用」（設計費、機器材料費、施工費等）とは別に、請負者にはその延長期間に応じて請負者の人件費、関連経費（旅費交通費、宿泊費、現場運営費、機械器具又はサブコン待機費用等）、金融費用（ボンド、金利、保険等）などの「間接経費」の増加が発生する。また、延長の影響を軽減し工期を短縮するためには追加動員が必要となり、同様の「間接費用」が発生する。

しかしながら、工期延長の原因が請負者の責によらず、契約上発注者に追加費用の支払い義務がある場合であっても、これら追加的に発生した「間接費用」に対して、発注者は多くのケースにおいて十分な費用の支払いを認めない。

本件については、日本企業が請け負う工事のみならず、台湾において普遍的に存在する問題として、いくつかの研究論文も発表されている(四)。これらの論文では、工期延長と共に増加する「間接費用」の存在を認め、発注者による支払いの必要性和、算出に際しての単純な比例法適用の問題点が指摘されている。

このため、まずは損失を被っている請負者の救済を優先し、各案件の事情を考慮して、追加的に発生した「間接費用」が適切に支払われるよう早急に運用を改善していただきたい。

3. 契約条件及び入札手続の改善

契約条件が発注者に有利な片務的内容が多い。

また、入札書類には明記されない技術要求、作業要領書などが、契約締結後に通知され、これに対応するための追加費用が請負者に発生しても、台湾の慣習であるとの理由

で契約変更が認められず、支払いがなされない例が散見される。

さらに、応札時に発注者から提示された入札条件に対する確認を行っても、十分な説明がなされないうえに、契約条件の修正を条件として応札した場合、入札資格の喪失を招いてしまうおそれがある。

このような公平性・公正性を欠く入札手続、契約条件及び契約運用を理由として、多くの日本企業が公共工事への応札を見送っている(五)。

このため、具体的には、以下の2点について早急に改善していただきたい。

- ①入札書類は、新規参加者であっても契約対象業務を明確に理解できる内容とし、それに対する追加又は変更は、契約変更の対象となることを徹底すること。
- ②入札時に十分な時間をかけて要求事項の確認をしたり、契約条件に係る交渉を容認したりするなど、契約合意プロセスを弾力的にすること。

4. 紛争解決手段としての仲裁選択の自由化

政府購買法において、紛争解決の手段として、PCCの調停と並んで仲裁が認められているにもかかわらず、実際は請負者が仲裁に持ち込むことは極めて難しく、解決手段がPCCの調停に偏っている(六)。公共工事発注者と民間企業間の紛争解決を、発注者と同じ行政組織であるPCCのみに委ねるのは公平とは言えない。

このため、請負者が中立的な仲裁での紛争解決を求める場合には、発注者が正当な理由なくこれを拒否することがないようにしていただきたい。

5. 不当な早期完工圧力の停止

政府のエネルギー政策に従うとの理由で、発注者が契約条件を超過する早期完工要求を一方向的に請負者に課し、威嚇を含めた強烈的な圧力をかける例が多く見られる。この場合、請負者には極めて達成困難な工期短縮が求められ、これに対する請負者の意見を発注者が聞き入れようとしないことが多い。

請負者には労働基準法の遵守が求められる中において、発注者によるこのような過剰な圧力は工事品質や工事安全に悪影響を与えかねない。また、要求に対応するべく請負者に発生した追加費用について、発注者が柔軟に認めない傾向がある。

工期の変更は、双方合意の上で行われるべきものであることから、発注者による一方向的な押し付けが行われないよう強く求める。また、工期短縮に必要な追加費用については、事前の同意を前提として、発注者にも公正かつ公平に負担していただきたい。

注釈

- (一)台湾民法第227-2条第1項に、契約成立後に、契約時に予見することができない事情変更が発生し、それにより著しく公平を損なう場合には、契約金額や条件の変更を請求できると

規定されている。“契約成立後，情事變更，非當時所得預料，而依其原有效果顯失公平者，當事人得聲請法院增、減其給付或變更其他原有之效果。”

昨今の事例として、COVID-19の蔓延、米中関係の悪化やウクライナ情勢等に起因する著しい労働者不足や物価急騰等が事情變更に該当すると考えられる。

(二)公共工程委員會 統包工程採購契約範本（1150105）第4條第8款：“契約履約期間，有下列情形之一，且非可歸責於廠商，致增加廠商履約成本者，廠商為完成契約標的所需增加之必要費用，由機關負擔。（後略）”

同範本第7條第3款：“履約期限內，有下列情形之一（且非可歸責於廠商），致影響進度綱圖要徑作業之進行，而需展延工期者，（中略）機關得審酌其情形後，以書面同意延長履約期限，不計算逾期違約金。（後略）”

(三)劉光遠、謝啟萬、郭耀章「公共工程展延工期請求費用爭議探討與處理對策」民国109年：
“辦理工程採購案件之公務員，為避免遭受質疑、究責甚或刑事偵查，對於廠商所提權益事項如涉及費用增加者，普遍存有從嚴解釋契約條款，甚有建議廠商藉提起民事訴訟方式爭取權益之保守心態。”

(四)最近の主な研究論文には以下がある。

劉光遠、謝啟萬、郭耀章「公共工程展延工期請求費用爭議探討與處理對策」民国109年
薛西全、張行道「最高法院97年度台上字第1654號民事判決意旨評析-以工程管理費與工期關係為例」103年

李得璋他「公共工程工期展延與管理費補償之研究」民国99年

(五)台北市日本工商会建設部会の調査によると、台湾公共工事に参加を検討しながら見送ったことのある企業のうち、63%の企業がその理由として「入札条件、契約条件が受け入れられないから」を挙げた。

(六)注4の範本第23条第1款によると、発注者が仲裁に提起できるのは、PCCの調停結果に発注者が同意しない場合と、双方が仲裁に同意し仲裁協議を締結した場合のみに限られる。

“2. 工程採購經採購申訴審議委員會提出調解建議或調解方案，因機關不同意致調解不成立者，廠商提付仲裁，機關不得拒絕。

3. 經契約雙方同意並訂立仲裁協議後，依本契約約定及仲裁法規定提付仲裁。”

【テーマ1添付資料2】 行政院公共工程委員会 工程企字第1150005295号函

行政院公共工程委員会 函

発送日：中華民國115年4月24日

発送号：工程企字第1150005295号

主旨：台北市日本工商会から貴部に対する「公平かつ迅速な紛争解決」等5項目に関する要望について

本会の意見書を送付いたしますので、ご査収のほどよろしくお願いいたします。

説明：台北市日本工商会2026年3月6日付北市日商字第561号書簡の写し及び行政院2026年3月16日付院臺工移字第1150003593号移文書に基づき、処理するものとする。

正本：經濟部

副本：台北市日本工商会、行政院（添付付き）

台北市日本工商会による経済部長への請願事項
公共工程委員会意見対照表

説明	
台湾民法においては、事情変更の原則が明文化されている。また、公共工程委員会の標準契約書では、請負者の責でない事象による追加費用の発注者負担及び工期延長が定められている。しかしながら、多くのケースでこれらが正しく運用されず、多くの日本企業が困難に直面している。このような事象が多発する背景に、台湾公共工事に係る制度的かつ体質的な問題があると考ええる。国際的司法制度における一括請負契約（統包契約）では、双方が合意した契約条件に基づき、請負者は発注者と対等な立場で契約を履行することとされている。しかしながら、台湾においては、請負者が発注者の一方的な指示にも盲目的に従うことが求められることが多い。以下に代表的な例を挙げるので、早急な改善をお願いしたい。	
請願事項	工程会意見
一、公平かつ迅速な紛争解決 政府購買法及び購買契約範本は、健全な契約履行を目的として、発注者に様々な局面での裁量権を与えているにもかかわらず、請負者との争議に際して、発注者が十分な協議と自らの裁量権行使による解決を選択しないケースが多く見られる。この点については、2018年に「台湾政府政策に対する台北市日本工商会の提言と要望」において改善を要望していたが、依然として改善が見られない。	一、政府調達法（以下「調達法」という）第11条の1第2項の規定により、各機関は調達の特性および実務上の必要性に応じて、調達業務および審査に関する小委員会を設置し、調達ニーズおよび予算、調達戦略、入札書類等の審査を補助するとともに、調達に関連する事項についての助言を提供することができる。 （注：契約履行に関する紛争処理の提案を含む。）

請負者からの契約変更請求に対して、請負者側に理があると思われる場合でも、発注者は、請負者の要求を拒否し、請負者が受け入れない場合は安易に公共工程委員会（PCC）の調停に委ねることを求める傾向が強い。その理由として、発注者が「疑義の提起や責任追及、さらには刑事捜査を受けることを避ける」ことが指摘されている。 PCCの調停に必要な弁護士費用を含めるコストと長い時間は、民間企業にとって大きな負担となる。 監査や監察の重要性は理解するものの、それが発注者の担当者個人に対する過剰な圧力となって、公平・公正な判断の障害となり、請負者の権利の侵害を招くのであれば、本末転倒と言わざるを得ない。 このため、契約上の責任の所在に照らして、<u>発注者が請負者と交渉を行い適切かつ合理的な判断を行うようにしていただきたい。</u>併せて、発注者が将来の監査を恐れて合理的な決定を避けることがないようなシステム又はインセンティブを早急に構築していただきたい。	二、本会は2023年（民国112年）8月29日、「行政院公共工程委員会政府調達諮問小委員会設置要点」を改正し、政府調達契約条項に関する認識の相違に起因する発注機関と事業者との間の問題解決を支援し、公共インフラ整備の推進および調達効率の向上を図っている。 三、本会は2023年（民国112年）12月22日、「工事調達契約書の雛形」における紛争処理小委員会の仕組みを改正し、発注機関が紛争処理小委員会を設置し、合議形式により多角的な検討を行うこととした。これにより、特定の一方に偏ることを防止するとともに、担当職員が単独で判断責任を負うことによる負担の軽減にも資するものとされている。 四、さらに、經濟部は「經濟部公共工事履約紛争処理小委員会設置および運用要点」を制定し、所管機関（構）と事業者との間に生じる工事調達契約の履行紛争の迅速な解決を支援している。
二、工期延長に伴う「間接費用」の補償 プロジェクトの工期が延長された場合、当該変更に対応する「直接費用」（設計費、機器材料費、施工費等）とは別に、請負者にはその延長期間に応じた請負者の人件費、関連経費（旅費交通費、宿泊費、現場運営費、機械器具又はサブコン待機費用等）、金融費用（ボンド、金利、保険等）などの「間接経費」の増加が発生する。また、延長の影響を軽減し工期を短縮するためには追加動員が必要となり、同様の「間接費用」が発生する。 しかしながら、工期延長の原因が請負者の責によらず、契約上発注者に追加	一、本会の「工事調達契約書の雛形」第21条第（10）項第1号には、次のとおり規定されている。 「発注機関の責に帰すべき事由により、発注機関が請負業者に対し、業務の一部または全部の履行停止（工事中断）を通知した場合： これにより請負業者が期限どおりに契約を履行できなくなったときは、請負業者は第7条第3号の規定に基づき、履行期限の延長を申請することができる。また、これに伴い増加した必要費用（管理費等を含むがこれに限らない）は、発注機関が負担するものとする。」

費用の支払い義務がある場合であっても、これら追加的に発生した「間接費用」に対して、発注者は多くのケースにおいて十分な費用の支払いを認めない。 本件については、日本企業が請け負う工事のみならず、台湾において普遍的に存在する問題として、いくつかの研究論文も発表されている。これらの論文では、工期延長と共に増加する「間接費用」の存在を認め、発注者による支払いの必要性和、算出に際しての単純な比例法適用の問題点が指摘されている。 このため、まずは損失を被っている請負者の救済を優先し、各案件の事情を考慮して、追加的に発生した「間接費用」が適切に支払われるよう早急に運用を改善していただきたい。	請負業者は、工期延長に伴う追加の履行費用について、実費に基づき申請することが可能であり、派生費用の算定方法を一定の比率方式に限定していない。 二、双方のいずれにも帰責事由がない場合については、その性質上リスク配分の問題となる。本会の契約雛形は国際的に広く用いられている契約条項を参考としており、第4条第（8）項において、契約履行のために請負業者に追加的に発生する必要費用（戦争、民衆による抗議行動、放射性事故等を含むがこれに限らない）は、発注機関が負担する旨を規定している。 なお、自然災害に起因する工期延長については、FIDIC 2017年版レッドブック第18.4条（例外的事象の結果）において、請負業者は追加費用の補償を請求することができない旨が明確に規定されている。
三、契約条件及び入札手続の改善 契約条件が発注者に有利な片務的内容が多い。 また、入札書類には明記されない技術要求、作業要領書などが、契約締結後に通知され、これに対応するための追加費用が請負者に発生しても、台湾の慣習であるとの理由で契約変更が認められず、支払いがなされない例が散見される。 さらに、応札時に発注者から提示された入札条件に対する確認を行っても、十分な説明がなされないうえに、契約条件の修正を条件として応札した場合、入札資格の喪失を招いてしまうおそれがある。 このような公平性・公正性を欠く入札手続、契約条件及び契約運用を理由として、多くの日本企業が公共工事への応札を見送っている。	一、調達法第29条第3項の規定により、入札書類（招標文件）の内容には、入札参加者が入札書を提出するために必要な一切の資料を含めなければならない。 二、入札書類に記載されていない事項については、当事者双方の合意により契約内容として組み込まれない限り、契約当事者双方に対する拘束力を有しない。 三、「入札期間標準」第2条第1項の規定により、機関が一般競争入札を実施する場合、公告掲載日から入札締切日までの入札準備期間（等標期間）は、案件の性質および事業者が入札書類を準備・提出するために必要な時間を考慮し、合理的に設定しなければならない。また、同条第2項において当該期間の下限が明確に定められている。

このため、具体的には、<u>以下の2点について早急に改善していただきたい。</u> (一) 入札書類は、新規参加者であっても契約対象業務を明確に理解できる内容とし、それに対する追加又は変更は、契約変更の対象となることを徹底すること。 (二) 入札時に十分な時間をかけて要求事項の確認をしたり、契約条件に係る交渉を容認したりするなど、契約合意プロセスを弾力的にすること。	本会は現在、等標期間の日数について、暦日ベースから営業日ベースへの改定を検討しており、より実務に即した合理的な期間設定を目指している。 四、本会はすでに「政府調達における入札書類公開閲覧制度実施要点」を制定しており、入札書類の公開閲覧を通じて事業者および一般市民からの意見を募集し、政府調達の品質向上および入札・契約履行に関する紛争の低減を図っている。 また、調達法第55条および第56条において協議（交渉）手続が明確に規定されており、発注機関は入札書類に定めるところにより、落札者の決定が困難な場合には協議措置を講じることができ、協議後に入札書類の再提出を求めることが可能である。
四、紛争解決手段としての仲裁選択の自由化 政府購買法において、紛争解決の手段として、PCCの調停と並んで仲裁が認められているにもかかわらず、実際は請負者が仲裁に持ち込むことは極めて難しく、解決手段がPCCの調停に偏っている。公共工事発注者と民間企業間の紛争解決を、発注者と同じ行政組織であるPCCのみに委ねるのは公平とは言えない。 このため、請負者が中立的な仲裁での紛争解決を求める場合には、<u>発注者が正当な理由なくこれを拒否することがないようにしていただきたい。</u>	一、調停および仲裁は、訴訟外紛争解決手段（ADR）の一つであり、調停が成立した場合には、訴訟上の和解または確定判決と同一の効力を有する。また、仲裁判断は当事者間において、裁判所の確定判決と同一の効力を有する。原則として、調停の申請および仲裁への付託はいずれも当事者間の合意を要する。 二、調達法第85条の1第2項の規定によれば、「前項の調停が事業者から申請された場合、発注機関はこれを拒否してはならない。工事および技術サービスの調達に係る調停については、調達苦情審議委員会が調停案または調停提案を提示しなければならない。発注機関がこれに同意しないことにより調停が成立しなかった場合、事業者が仲裁に付託したときは、発注機関はこれを拒否してはならない。」とされている。

	すなわち、発注機関は、事業者が調達苦情審議委員会に対して行う調停申請を拒否することはできず、また同委員会の提示する調停案または提案に機関が同意せず調停が成立しなかった場合であっても、事業者による仲裁付託を拒否することはできない。 三、本会の「工事調達契約書の雛形」第22条第（2）項には、仲裁機関の選定、仲裁人の選任、仲裁手続および仲裁判断の公開など、仲裁制度の運用に資する事項が規定されており、当事者双方が仲裁に合意した場合には、これらを仲裁合意に組み込んで運用することが可能である。
五、不当な早期完工圧力の停止 政府のエネルギー政策に従うとの理由で、発注者が契約条件を超過する早期完工要求を一方的に請負者に課し、威嚇を含めた強烈的な圧力をかける例が多く見られる。この場合、請負者には極めて達成困難な工期短縮が求められ、これに対する請負者の意見を発注者が聞き入れようとしなことが多い。 請負者には労働基準法の遵守が求められる中において、発注者によるこのような過剰な圧力は工事品質や工事安全に悪影響を与えかねない。また、要求に対応するべく請負者に発生した追加費用について、発注者が柔軟に認めない傾向がある。 工期の変更は、双方合意の上で行われるべきものであることから、<u>発注者による一方的な押し付けが行われないよう強く求める</u>。また、<u>工期短縮に必要な追加費用については、事前の同意を前提として、発注者にも公正かつ公平に負担していただきたい</u>。	一、契約において当初定められた工期は、当事者双方の合意による変更がなされない限り、いずれの当事者も一方的にこれを変更する権利を有しない。 二、行政院はすでに「公共工事における工期短縮（趕工）実施要点」を制定しており、契約機関は当該要点に定める条件を満たす場合、工期短縮の効果を検討した上で、目標となる短縮期間および実施計画を策定し、上級機関の審査・承認を経て、請負業者および監理業者と協議のうえ工期短縮を実施することができる。

【テーマ1添付資料3】経済部 経営字第11500591260号函

経済部 函

発送日：中華民國115年6月1日

発送号：経営字第11500591260号

主旨：貴会よりご提出いただいた公共工事に関する緊急要望書の件につきまして、回答を下記のとおり申し上げますので、ご査収くださいますようお願いいたします。

説明：

一、貴会の115年3月6日北市日商字第561号公文に対する返事です。

二、謹んで貴会からの要望事項について、以下のとおり回答申し上げます。

（一）台湾電力公司（台電）および台湾中油股份有限公司（中油）の各種調達案件は、いずれも政府調達法ならびに行政院公共工程委員会（以下「工程会」という。）の関連規定に基づき実施しております。

規模が大きい案件や構造が複雑な案件については、案件の特性に応じて公開閲覧を実施するとともに、十分かつ合理的な入札準備期間（等標期間）を設定しております。

例えば、日本企業が参加した台電の「大潭発電所ガス複合サイクル発電設備増設計画第8・9号機—複合サイクル発電設備ならびに建屋・関連設備の調達・据付工事」および中油の「台中LNG受入基地第3期気化設備および関連配管一括請負工事」を例に挙げますと、いずれも公開閲覧期間は5日間とし、等標期間については、それぞれ221日間（資格審査28日間、技術仕様審査193日間）および74日間（第2回入札時13日間）を確保しております。

また、調達手続の過程においては、事業者から提起された質問や疑義に対し、具体的な説明や前向きな回答を行うとともに、必要に応じて入札書類の修正を実施しております。さらに、必要と判断される場合には等標期間を延長し、すべての事業者が案件内容を十分に理解し、入札準備を行うための時間を確保することで、公平な競争環境の維持に努めております。

（二）日本企業が請け負う我が国の国家的重点建設プロジェクトは、その多くが大規模、高度な技術を要し、かつ工期が長期にわたるという特徴を有しております。

契約履行期間中に、世界的な不可抗力事由（例えば、新型コロナウイルス感染症の流行による労働力不足や資材不足、あるいはロシア・ウクライナ戦争に起因する物価の急激な変動など）が発生した場合、または政策上の要請により工程の調整が必要となった場合には、施工コストの増加を招く可能性があります。

これらの問題に対しては、工程会が定める「工事調達契約書モデル（工程採購契

約範本)」において柔軟な対応メカニズムが規定されており、受注者は実際の状況に基づいて工期延長を申請するとともに、追加的に発生した履約費用について補償を求めることが可能となっています。また、その補償方法は従来の一定比率方式に限定されておりません。

実務上は、紛争または影響事象が一定段階で収束した後、受注者が費用明細および関連する証憑資料を提出し、発注機関がこれを個別に審査したうえで、契約金額の調整や工期の変更を行うケースが一般的です。これにより、当事者双方が帰責性のないリスクを合理的に分担する仕組みとなっております。

- (三) 台電および中油は、各種工事の推進にあたり、施工安全、工事品質の確保ならびに労働基準法の遵守を最優先の基本方針としております。

事業の遂行過程において、国家政策上の要請や特別な事情により工期短縮の必要が生じた場合であっても、発注者と受注者とのパートナーシップを重視し、「事前の十分な協議と相互合意」を前提として柔軟に対応しており、一方的な圧力を加えたり、労働安全衛生を損なうような手法を採用したりすることは一切ありません。

また、工期短縮や工程の調整に伴い発生する追加費用や工期延長日数については、契約条項（例えば、早期完成奨励金条項等）に基づくとともに、個別案件ごとの協議を通じて柔軟に対応しております。

工事安全を最優先とする原則の下、発注者・受注者双方にとって利益となる解決を目指しており、将来の監査等を懸念して合理的な判断や対応を回避するようなことは一切ありません。

- (四) 複数回にわたる協議を経てもなお、契約の定めまたは双方の合意に基づく解決に至らない場合であっても、現行の政府調達制度においては、多元的かつ柔軟な紛争解決メカニズムが整備されています。

当事者双方は、発注機関（総公司または本部）に設置された紛争処理委員会等を通じて協議を行うことができるほか、政府調達法その他の関係法令に基づき調停を申請することも可能です。また、契約および仲裁法の規定に従い、仲裁手続を利用することもできます。

これらの多様な紛争解決手段を適切に活用し、当事者間で合意形成を図ることができれば、長期化しがちな行政手続や司法手続を回避することが可能となります。また、その時間的・経済的コストも訴訟に比べて大幅に低減できるものと考えております。

- 三、また、調べによると、日本経産省の高木課長、日本台湾交流協会の川合副代表およびJGCの笹原総経理ら一行は、それぞれ115年（2026年）4月28日および5月8日に本部国営事業司を訪問し、貴会が提起した議題について意見交換および協議を行いました。その結果、以下の事項について共通認識に至りました。

- (一) 実務上、紛争が終結した後に工事代金や工期延長の審査を行う場合、海外企業にとって資金繰り上の負担が大きくなるおそれがあることを踏まえ、相互信頼と共存共栄の精神に基づき、日本企業に対しては、工事の進捗に影響を与えないことを前提として、「まず一部事項について協議を行い、段階的に合意形成を図る」方式により、発生費用の一部について先行して協議・申請することを提案しております。

また、事業者が台電または中油との協議が円滑に進まないことを懸念する場合には、本部公共工程履約紛争処理小組（以下「紛争処理小組」という。）へ協議支援を申請することも可能です。同小組は、事業者側および発注者側がそれぞれ推薦する委員1～2名と、双方が合意した本部推薦委員1名によって構成され、紛争事項について協議・調整を行い、合意形成を目指す仕組みとなっています。

（なお、先般、JFE Engineering Corporation（傑富意商股份有限公司）も本制度を活用して本部への協議支援申請を行うことに同意しており、手続の効率性と当事者双方の権益保護を両立させながら、合意形成を図ることが期待されています。）

- (二) 現在においても、多くの優れた日本企業が台湾に根付き、各種インフラ建設プロジェクトへ積極的に参画しています。（例えば、第三原子力発電所使用済燃料屋内乾式貯蔵施設建設計画などの案件が挙げられます。）

これらの実績は、公共工程委員会が策定する契約書モデルが、実務上十分な柔軟性と実行可能性を備えていることを示すものと考えております。

- 四、我が国は、国際的な事業者が国家的な重要建設プロジェクトへ積極的に参画されることを歓迎しております。

今後も、公平性、透明性および相互信頼に基づくパートナーシップの精神を堅持しながら、契約履行環境の継続的な改善と最適化に努めてまいります。また、より多様かつ柔軟な対話・調整メカニズムを活用することで、紛争の円滑な解決を支援してまいります。引き続き、世界を代表する優れた企業・専門チームの皆様と協力し、高品質かつ持続可能な国家インフラの整備を推進していくことを期待しております。

正本：台北市日本工商会

副本：行政院、行政院經貿談判オフィス、台湾日本関係協会、行政院公共工程委員会、
經濟部國際貿易署、台湾電力股份有限公司、台湾中油股份有限公司

【テーマ24添付資料】見直し条文案と日本の類似規制

規制見直し要望の内容

対象箇所：台湾条文（要旨）第18条冒頭、

金融機関が業務をアウトソーシングするにあたり、消費者金融業務に係る情報システムを海外に委託して処理させる場合は、以下の書類を添付し、主管当局の承認を申請しなければならない。…

見直し条文案（要旨）

金融機関が業務をアウトソーシングするにあたり、消費者金融業務に係る情報システムを海外に委託して処理させる場合は、自己の責任において、リスク評価および委託先評価を実施しなければならない。なお、主管当局が認定したクラウドサービスを利用する場合には、承認申請を要せず、所定の届出を行うものとする。

（参考）日本における事例

日本においては、金融機関によるクラウドサービスの利用について、原則として個別案件ごとの事前承認制度は採用されていない。金融機関が委託先のリスク評価および管理を実施し、金融庁は事後的な監督を行う枠組みとなっている。

また、日本政府はISMAP（Information system Security Management and Assessment Program）を導入し、政府が求めるセキュリティ要件を満たしたクラウドサービスを事前に評価・登録している。政府機関は、原則として当該登録サービスを利用することにより、個別のセキュリティ審査に係る負担を軽減している。

日本における類似制度との差異

台湾の規定	内容（要約）	日本の対応条文・指針	日台比較
第18条本文 「…應檢具 下列書件向 主管機關申 請核准」	重大な消費金融 業務の情報シス テムを海外委託 する際は、主管 機関への事前承 認申請が必要。	（本会認識において、銀行 法・施行規則には、クラウ ド・外部委託一般についての 事前承認条文は原則なし） 参照規制：金融庁「金融機関 向けの総合的な監督指針（銀 行編）」Ⅲ-2-3-6（外部委 託管理）全般	日本には「承認申請」制度はなく、 日本においては自己完結的にガバ ナンスを整えれば利用可能なクラ ウドサービスに関しても、台湾で は当局承認用の計画書・デューデ リジェンス・宣誓書等を揃え、審 査の結果を待たなければならない。

以上

【テーマ27添付資料1】越境ECの現状他

越境ECの現状

未来流通研究所の分析によると、台湾では越境ECの利用が大きく拡大している。2025年に海外EC経由で流入した小包は約6,500万個となり、前年から1割以上増加した。**取扱金額も752億台湾元（約3,800億円）に達し、規模は過去最大となった。**越境ECによる輸入額は、台湾のEC市場全体の1割超を占め、海外サイトでの購入が消費行動として定着しつつあることを示している。

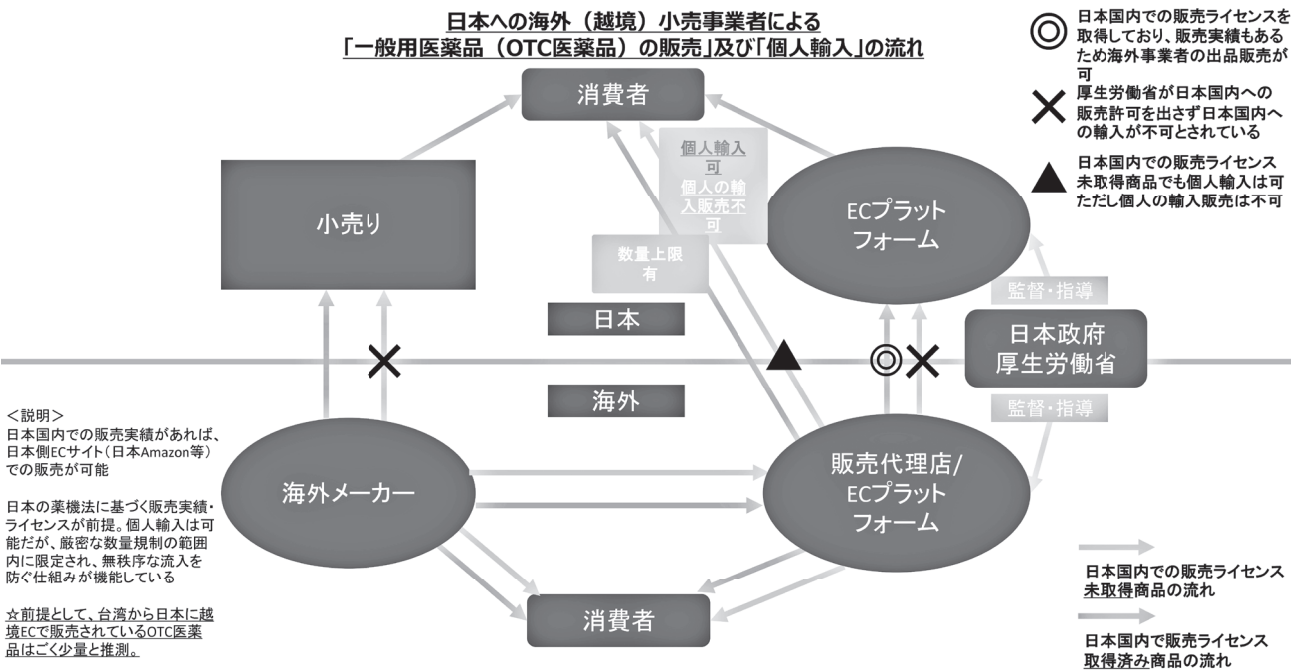
取引の拡大は数量面にとどまらず、1件当たりの購入金額も上昇している。小包の平均単価は1,155台湾元と、前年から2割以上伸びた。免税対象となる小額商品の割合が依然高く、少額決済を繰り返す形で海外ECの利用が広がっている点が特徴だ。利用動向を見ても、国外ECプラットフォームへのアクセスは増えており、消費者の選択肢は明らかに国境を越えて広がっている。

一方、**台湾域内のEC市場は成長が鈍化している。**市場全体の成長率は2024年、2025年ともに低水準にとどまり、拡大局面から成熟段階へ移りつつある。

こうした状況を象徴するのが、EC最大手momoドットコム業績だ。運営会社の富邦媒体科技は2025年に減収となり、上場以来初めて通年で前年を下回った。越境ECが存在感を強める一方、**国内EC大手が苦戦している現状は、台湾の消費マネーが域内市場から海外ECへ分散し始めていることを端的に表している。**

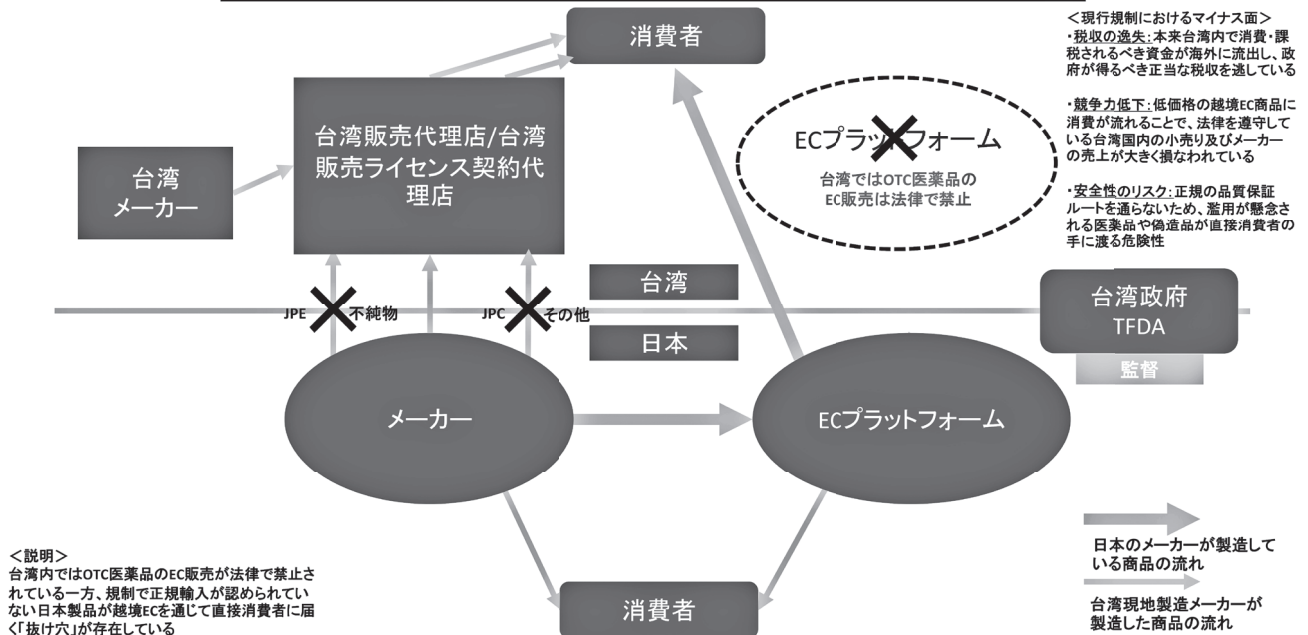
参考文献：【商業數據圖解】台灣「跨境電商進出口」關鍵數據解析

【テーマ27添付資料1】越境ECの現状他



【テーマ27添付資料1】越境ECの現状他

日本のメーカーが製造するOTC医薬品が台湾の消費者に届くまでの流れ



【テーマ27添付資料2】他国事例

他国事例を参考に台湾国内オンライン販売の拡充を図る

- 中国
 - ・ オンライン医薬品販売監督規定が設定され、医薬品販売における監督管理を定めている。
Provisions for Supervision and Administration of Online Drug Sales
 - ・ 薬品（OTCを含む）に関して、2021年5月に「河南省での越境EC医薬品小売輸入パイロット」が実施され、OTC13品目を対象に限定。
Cross-border e-commerce retail import of drugs to be piloted in Henan
- アメリカ
 - ・ 「Personal Importation（個人輸入）」：FDAのガイドラインで、原則として承認されていない医薬品の個人輸入は違法とされるが、例外的な状況も明記。「多くの場合、医薬品（処方／OTC問わず）を国外から個人輸入することは違法である」や「国内に治療できる市販品がない重大な病態であれば輸入を阻止しない」等の明記。
 Personal Importation | FDA

【テーマ27添付資料3】抜き取り検査想定案

特定輸入業者（例：比比昂、DOKODEMO、楽天、YAHOO、SUGI、小熊薬妝等）を対象とした重点抜き取り検査を実施 例**特定輸入業者を対象に重点抽查**

比比昂、Dokodemo、楽天などの越境薬品輸入プラットフォームを重点的に調査

ポイント制度の確立

書類不備が発覚した場合はポイント制度により管理

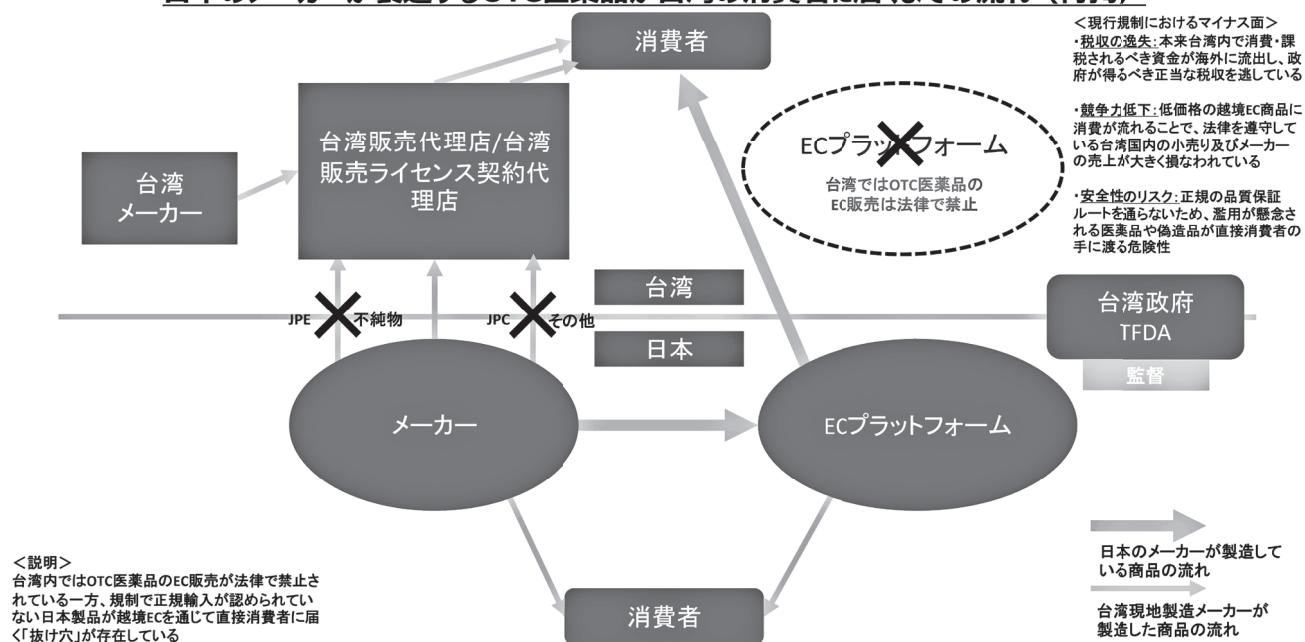
抜き取り検査の頻度を高める

ポイント累積に応じて監督頻度を調整

現行の食品抜き取り検査制度等を参照する

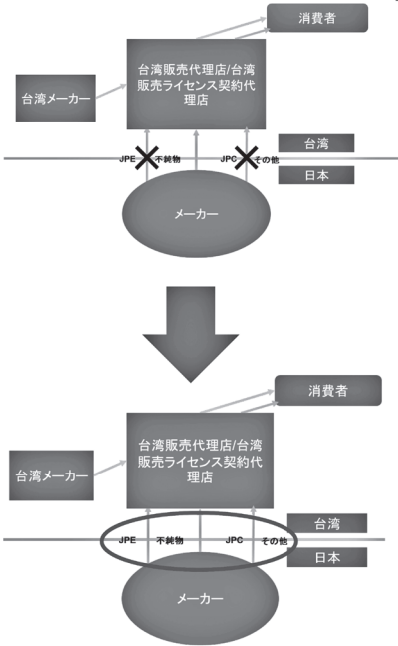
現行の食品抽查制度等を参考に、iHerbの管理事例を活用して実施方法を最適化

【テーマ27添付資料4】日本のOTC医薬品が台湾消費者に届くまでの流れ/過去白書提案内容

日本のメーカーが製造するOTC医薬品が台湾の消費者に届くまでの流れ（再掲）

【テーマ27添付資料4】日本のOTC医薬品が台湾消費者に届くまでの流れ/過去白書提案内容

2024年白書での提案内容



建議/Theme テーマ	主要訴求/Key Message 要望事項	説明 補充説明
セルフメディケーション推進に向けてOTC医薬品の上市障壁緩和	JPE, JPCを日本薬局方と同様に薬局方として扱うことの要望	日本では日本薬局方以外に、「日本薬局方外医薬品規格（JPC）」及び「日本医薬品添加物規格（JPE）」もAPI（原薬）或いは賦形剤の試験規格として承認している。TFDAは中華民國109年2月5日FDA薬字第1080037304号發布した公文にJPCおよびJPEは今までのように薬局方同様とみなすと述べている。しかし、実際は日本以外の9大先進国の薬局方に記載がないと承認されないのが実情である。日本のAPIメーカーに他国の薬局方に従って試験法及び試験規格を要求するのは非常に困難である。従って、製剤のAPI使用に障害は生ずる。
セルフメディケーション推進に向けてOTC医薬品の上市障壁緩和	特定成分含有以外のOTC製剤不純物試験の免除	医療用医薬品と異なりOTC医薬品は複数の有効成分を含有していることがほとんどである。製剤の不純物試験は各API（原薬）をそれぞれ分離しなければ不純物の確認ができず、薬局方にも試験規格がないため、新たな試験法の開発が必要となる。試験方法を新たに開発するにあたり、複合製剤ということに加えてアジア諸国ではOTC医薬品に生薬を配合することが多いため、膨大な開発費用および時間をかけても実際に試験方法の開発ができる保証はない。特定成分において不純物試験が行われることを除いて、ICH（医薬品規制調和国際会議）においても新有効成分含有医薬品のみが不純物試験が求められることになっている。そのため、OTC医薬品の不純物試験免除の再検討を要望する。

2024年白書では、JPE、JPCを日本薬局方と同様に扱う提案・OTC製剤不純物試験免除の提案をさせていただきました。
次ページより提案に対しての当局からのご回答を掲載しております。

【テーマ27添付資料4】日本のOTC医薬品が台湾消費者に届くまでの流れ/過去白書提案内容

※参考【1】1.制度充実化の(1)経済連携協定締結、関税・非関税障壁の解消
テーマ7：セルフメディケーション推進に向けてOTC医薬品の上市障壁緩和について（継続事項）

- [要望事項]
- 1. JPE, JPCを日本薬局方と同様に薬局方として扱うことの要望
 - 2. 特定成分含有以外のOTC製剤不純物試験の免除

- [衛生福利部回答]：受け入れない
- 1.
- A) 薬品の検査登録に係る審査準則（薬品査驗登記審査準則）第9条には、概ね「検査試験登録を申請する薬品に用いる原料が薬局方に依拠する場合、薬局方の名称、発行年、版及びページを順に記載しなければならない。ただし、依拠する薬局方は、台湾中華薬典、十大医薬先進国家が出版した薬局方、又はその他中央衛生主務官庁が採用する薬局方に限る。その版は発行日から五年以内に限る」と規定されていることをまず説明する。
 - B) 要望事項の中で言及している「衛生福利部食品藥物管理署2020年2月5日FDA薬字第1080037304号通達」における説明部分の第二点にて「現行の審査認定は、日本薬局方に準拠することを原則とする」、「日本薬局方外医薬品規格（JPC）及び日本医薬品添加物規格（JPE）は、規格制定の参考の依拠とみなす」と説明している。また、説明の第三点に「十大…薬局方…に収載されていない品目は、JPCとJPEを依拠として参考とすることができる。ただし、所定規格が適切か否かは個別の事情により定める」と説明している。
 - C) 上述の通達の説明の第二点及び第三点から、JPCとJPEは規格制定の「参考」でしかなく、要望事項の補充説明で述べているように「日本薬局方外医薬品規格（JPC）及び日本医薬品添加物規格（JPE）はいずれも今までのように薬局方同様とみなす」というわけではない。
 - D) 以上のことから、要望事項1.「日本医薬品添加物規格（JPE）、日本薬局方外医薬品規格（JPC）を日本薬局方と同様に薬局方として扱う」は受け入れない。

【テーマ27添付資料4】日本のOTC医薬品が台湾消費者に届くまでの流れ/過去白書提案内容

※参考【1】1.制度充実化の(1)経済連携協定締結、関税・非関税障壁の解消
テーマ7：セルフメディケーション推進に向けてーOTC医薬品の上市障壁緩和について（継続事項）

[要望事項]

- 1. JPE, JPCを日本薬局方と同様に薬局方として扱うことの要望
- 2. 特定成分含有以外のOTC製剤不純物試験の免除

[衛生福利部回答]：受け入れない

- 2.
- A) 薬品の検査試験登録に係る審査準則（薬品査驗登記審査準則）第 10 条には、概ね「検査試験登録を申請する薬品に用いられる製剤が薬局方に依拠するものである場合、薬局方の名称、発行年、版及びページを順に記載しなければならない。ただし、依拠する薬局方は、台湾中華藥典、十大医藥先進国家が出版した薬局方、又はその他中央衛生主務官庁が採用する薬局方に限る。その版は発行日から五年以内に限る」と規定されていることをまず説明する。
- B) 台湾の製剤製品検査の規格・方法の審査において考慮する際は、台湾中華藥典及び十大医藥先進国家の薬局方に記載された内容に依拠することを原則とする。
- C) 前述の薬局方の中に執行しなければならない項目が記載されている場合、薬剤使用上の安全及び品質を維持するため、製剤検査の規格・方法の中に制定しなければならず、処方薬と非処方薬で取扱いに差異があってはならない。
- D) 以上のことから、要望事項2.「特定成分含有以外のOTC製剤不純物試験の免除」は受け入れない。

【テーマ27添付資料5】越境ECサイト販売状況

海外販売業者が越境医薬品販売サイトを構築し、台湾国民に販売

大國藥妝

惠比壽

小特熊賣店

DOKODEMO

【テーマ27添付資料5】越境ECサイト販売状況

オンライン購入における医薬品安全性に関する偽造品の事例



衛部藥輸字第026952號
“倍加麗”便秘藥腸溶糖衣錠
遭裝填偽藥-知名減肥藥物「諾美婷」成分，可能引發心悸、心律不整、心跳停止甚至死亡等副作用；「酚酞」則是能促進排便的瀉藥，長期使用可能造成腹痛、電解質不平衡，也有致癌疑慮。

(日文) 衛生福利部藥品輸入許可番号第026952号の「倍加麗」という便秘薬（腸溶性糖衣錠）が、偽薬にすり替えられていたことが判明しました。その偽薬には、著名なダイエット薬「ノーマティン（諾美婷）」の成分が含まれており、心不全、心律不整、心停止、さらには死亡などの副作用を引き起こす可能性があります。また、「フェナゾン（酚酞）」という排便を促す下剤成分も含まれており、長期使用によって腹痛、電解質の不均衡、さらには発がんの懸念もあります。

網購族當心，食藥署企科組長戴雪詠（圖）5日表示，海關日前攔截到來自中國大陸的包裹，裝著台灣民眾到日本旅遊常買的知名便秘藥，一查卻發現原本該是粉紅的藥粒竟變綠白色膠囊，更從中驗出2款禁藥，不僅有致癌成分，嚴重恐死亡。（中央社）

ネット通販の利用者に対し、注意喚起が行われた。食品薬物管理署の企画科技組長である甄雪詠（けん・せつえい）氏は、5日（日）、次のように述べた。最近、税関が中国大陆から発送された荷物を差し止めたところ、台湾の人々が日本旅行の際によく購入する有名な便秘薬が含まれていることが判明した。しかし調査の結果、本来はピンク色の錠剤であるはずの薬が、緑色のカプセルにすり替えられており、その中から2種類の医薬品成分が検出された。これらの成分には発がん性があり、重篤な場合には死亡に至る可能性もあるという。

【テーマ27添付資料6】事例まとめ

公衆衛生リスク

- 誤用・過量（オーバードーズ）の増加リスク
- 偽造薬や品質管理不良品の混入リスク
- 患者の適正使用のモニタリング困難（副作用報告の途絶）

【オーバードーズに使用されるような医薬品販売が確認される】



【日本でのオーバードーズによる事件】

歌舞伎町「ト一横」で中学生転落死、男性けが 薬過剰摂取で飛び降りか

社会・健康 2025.10.19 14:21

東京都新宿区歌舞伎町2で13日夕、女子中学生（14）がビルの階段から落下して死亡していたことが14日、警視庁新宿署への取材で分かった。署によると、自ら飛び降りたとみられ、オーバードーズ（薬の過剰摂取）の状態で死亡した可能性がある。下にいる20代男性が巻き込まれてけがをしたが、命に別条はない。

13日午後5時40分ごろ、目撃者から「人が落ちてきた」と消防に通報があった。中学生は搬送先の病院で死亡が確認された。歌舞伎町の「ト一横」と呼ばれる一角に出入りしていたという。スマートフォンを所持するなどして詳しい経緯を調べている。

解熱鎮痛剤といった一般用医薬品（市販薬）の乱用は、依存性による危険性や過量摂取の恐れがあるとして、警察などが注意を呼びかけている。（共同）

Nonprescription drug abuse highest among teens: Japan government study

▲ KYODO NEWS - Jul 20, 2024 - 21:34 | All Japan

TOKYO - An estimated 650,000 people in Japan abused nonprescription drugs for purposes such as getting high in the past year, with the highest rate of use among teenagers, the first nationwide research by the health ministry showed Saturday.

The study, released amid growing concerns over drug overdoses, especially among young people, found that 0.75 percent of the population between 15 and 64, equivalent to 650,000 people, used over-the-counter drugs, including cough suppressants and painkillers, for unintended purposes.

t rate of abusive use was predicted among those aged 15 esenting around 35,000 people. This was followed by 1.24 308,000 people, among those in their 50s and 0.69 10 people, among those in their 30s.

her at the National Center of Neurology and Psychiatry, ed by a health ministry research group, said the outcome cure" of the issue for the first time, noting that it strongly is "centered on teenagers."

eed to review the country's drug-sale system and to who misuse the medicine.

区における医薬品の無許可販売事件
（医薬品医療機器等法違反）
少年有戒備・新薬薬・杉並署・豊田署・三鷹署



Overdosing can cause acute intoxication symptoms, such as disturbed consciousness and confusion, which may be life-threatening.

歌舞伎町「ト一横」で中学生転落死、男性けが 薬過剰摂取で飛び降りか - 日本経済新聞
子ども自殺防止へ学校と医療機関の連携強化 文科省、来年度に新指針 - 日本経済新聞
市販薬の過剰摂取で補導2倍に 東京都内、中高生が7割 - 日本経済新聞

【テーマ27添付資料6】事例まとめ

参考 オーバードーズの多発を受けて、日本では指定濫用防止医薬品の分類を新設

近年、日本では10代・20代を中心に、市販薬を大量摂取するいわゆるオーバードーズが急増し、社会問題となってきた。特に、咳止め薬や睡眠改善薬、総合感冒薬など、ドラッグストアで容易に購入できる一般用医薬品が乱用の対象となっており、SNSを通じた情報拡散も背景要因とされている。従来は、これらの医薬品を「濫用等のおそれのある医薬品」として省令・通知ベースで管理してきたが、販売現場での対応は努力義務に留まり、実効性に限界があった。

こうした状況を受け、2025年の薬機法改正により、**乱用リスクの高い一般用医薬品を「指定濫用防止医薬品」として法令上明確に位置づける制度が創設された**。薬事審議会での検討を経て対象成分が確定し、**2026年5月1日から制度が施行**されている。本制度では、従来の6成分に加え、乱用実態が特に多いデキストロメトルファンおよびジフェンヒドラミンの2成分が新たに追加され、計8成分が対象となった。

指定濫用防止医薬品については、販売方法が大きく見直されている。薬剤師または登録販売者による対面、もしくはテレビ電話等による確認が必須とされ、セルフレジや無人販売は認められない。若年者、特に18歳未満に対しては、原則として少量1箱までしか販売できず、年齢確認や使用目的の確認が法律上の義務となった。また、**商品は来店者が自由に手に取れない形で陳列・管理することが求められる。**

今回の制度改正の本質は、医薬品そのものを禁止することではなく、「売り方」と「責任」を明確にし、乱用を未然に防ぐ点にある。現場の薬剤師や登録販売者は、単なる販売者ではなく、過量服薬を防ぐための最終的なゲートキーパーとしての役割を期待されており、本制度はその位置づけを法的に裏付けたものといえる。

【実際に日本の売り場でも簡単に購入ができないような売り場ができ始めている。】



【テーマ27添付資料7】価格差事例

価格差 例：DOKODEMO

HP: 270錠 1,259円 店頭: 280錠 2,499円

HP: 300錠 464円（特売期間中） 店頭: 300錠 649円

⇒ 様々な商品において、越境ECで購入する商品は、薬局やドラッグストア店頭の商品よりも大幅に（上記の場合20%～50%）安い。

【テーマ27添付資料】

JPE・JPC 定義

- JPEは医薬品添加物の規格（Japanese Pharmaceutical Excipients）、JPCは日本薬局方に収載されない医薬品成分の規格（Japanese Pharmaceutical Codex）を指します。
- JPE: 医薬品添加物の成分規格
- JPC: 日本薬局方外の医薬品成分規格
- どちらも医薬品の品質・安全性確保のために使用され、JP（日本薬局方）とともに日本の医薬品規格体系を構成しています

参考資料

【テーマ27添付資料】

税制上のルール

- 台湾

購入金額（商品価格）	税金
2,000台湾ドル以下	原則、関税・営業税（VAT）とも免税
2,000台湾ドル超	関税（商品による）＋営業税（5%）が課税される可能性

参考資料

【テーマ33添付資料】自動車部品13品目に関する輸入関税引下げ提案リスト

自動車部品13品目に関する輸入関税引下げ提案リスト

No.	税則	日本語品名（参考）	現行税率
1	8407.34.90.00.4	その他の車両用往復式火花点火内燃ピストンエンジン （シリンダー容量1,000CC超え）	17.5%
2	8409.91.20.10.5	自動車用シリンダーヘッド、吸気マニホールド、排気マニホールド	11.5%
3	8409.91.10.00.9	コネクティングロッド	12.5%
4	8409.91.60.00.8	バブルロッカーアーム一式	12.5%
5	8409.91.90.90.3	火花点火式内燃ピストンエンジン専用又は主として使用されるその他の部品	15.0%
6	8483.10.10.00.6	自動車用エンジンのトランスミッションシャフト及びクラクシャフト	15.0%
7	8409.91.30.00.5	キャブレター、スロットルバルブ及びその部品	5.0%
8	8409.91.40.00.3	燃料噴射ノズル	5.0%
9	8413.30.12.00.5	自動車用内燃ピストンエンジンの燃料ポンプ	12.5%
10	8483.50.00.00.9	フライホイール及びプーリー（プーリーセットを含む）	5.0%
11	8708.93.00.00.7	クラッチ及びその部品	12.5%
12	8708.95.10.00.3	エアバッグ（インフレーターシステムを含む）	15.0%
13	8708.95.90.00.6	エアバッグ（インフレーターシステムを含む）の部品	15.0%

【テーマ51添付資料】北市日商字第559號公文

正本

台北市日本工商會 函

立案證書：北市社會字第 320 號
機關會址：台北市襄陽路 9 號 7F
聯絡電話：(02)2361-0052 陳盈穎
電子郵件：koushoukai@japan.org.tw

受文者：交通部觀光署

發文日期：中華民國 114 年 12 月 26 日

發文字號：北市日商字第 559 號

附件：

主旨：

有關 12 月 4 日舉辦之「台北市日本工商會 2025 年白皮書先期溝通會議」之致謝及後續交流事項，本會建議詳如說明段，惠請參酌採納。

說明：

一、感謝 貴署積極參與 12 月 4 日國家發展委員會法制協調處舉辦之「台北市日本工商會 2025 年白皮書先期溝通會議」，並給予正面的回應。

二、關於本會運輸觀光部會所提出之「為吸引外國旅客赴台所需之必要項目」，係本部會成員長期在台從事觀光事業，於實務推動過程中所察覺之改善重點，並認為屬於應優先完善之最低限度事項。此必要改善項目未來仍應由貴署作為主責單位持續推動改善；惟為能就 貴署之改善作為，適時提供本會之建議與支援，謹建議每約三個月舉辦一次定期交流會議。

此外，本會未來亦擬配合賴總統所提出之「推動觀光立國相關檢討會議」，保持一致步調共同推進，以期相輔相成，促成觀光政策之更進一步發展。

【テーマ51添付資料】北市日商字第559號公文

三、前述定期交流會議建議由 貴署相關承辦部門之幹部，與本部會任務小組成員，以少數成員方式進行，並以管理 貴署針對主要十一項改善事項之推動進度為核心，促成早期改善成果，進而不僅止於來台外國旅客一千萬人次，而是以持續擴大來台旅客人數為目標。為促進台灣觀光產業之進一步發展，本部會將竭盡綿薄之力，團結一致提供支援，尚祈惠予支持與指教。

四、本部會任務小組成員如下：

(1)小組負責人(PM)：古牧 海部會長

(日商全日本空輸(股)公司台灣分公司 總經理)

(2)小組組長(PL)：福田 和磨 (JAL 日本航空 台灣支店長)

根本 克己 (JTB 世帝喜旅行社 董事長)

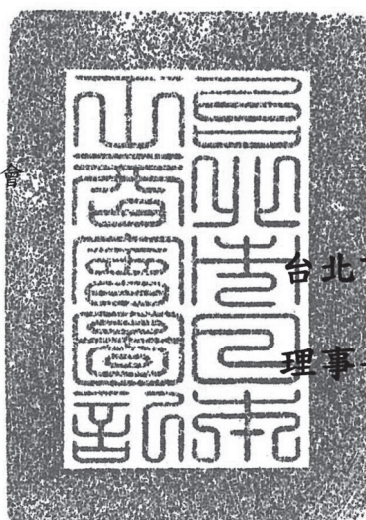
(3)事務局(聯絡窗口)：土井 康敬 (日商近鐵投資控股 台北分公司總經理)

坪井 勇樹 (日本笠間台北辦事處處長)

安次嶺 修 (沖繩縣產業振興公社 台北辦事處處長)

(4)組員：運輸觀光部會成員

正本：交通部觀光署
副本：國家發展委員會



台北市日本工商會

理事長 相馬 伸一郎

